鑑定備考

日本陶器全書

歳在癸丑之秋

北大路大観題簽

巻一

正二位勲一等伯爵土方久元君題辭
東京帝室博物館総長
兼内大臣秘書官長股野琢君題辭
正三位勲一等

中村不折君題画
野口小蘋女史題画
岡本甚吉君序
大西林五郎編纂

鑑定備考

日本陶器全書

東京
松山堂書店藏版

東京　杉山堂書店藏版

新考
撿證

日本語全書

大西林五郎編纂

[illegible]

[illegible]

[illegible]

精工可

上方大元君題辭

笑

秦山題

温古
知新

牧野藍田右題辭

大正二年六月上浣

藍田老仙揮毫

中村不折君題畫




大正癸丑首秋小蘋女史寫

序

大西林五郎氏、日本陶器全書を著し、序を余に徴せらる。夫れ陶器は本邦藝術品中に在りて巧緻精妙、最も應用に富み、貿易上亦重要の位地にあり、明治維新の後、一時衰微に傾けりと雖も、近年に及んで大に復興し、殊に泰西に入りては鑑賞家の驚嘆を博し、遂に彼の土の窯業界に變革を起さしむるに至れり。亦快心の事と謂ふべし。然れども、本邦陶器に關する著述極めて乏しく、好事家又は學者の手に成るもの、間々なきにあらずと雖も、或は事蹟を誤り、或は簡略に失し、推して以て典據となすに足るものなし。此時に方りて、君が此書を著はしたるは、善く此の缺陥を補ふものにして、其の鑑賞界に裨益すること誠に少小ならざるべし。竊かに思ふに、陶器を研究せんと欲せば、此書の如く信憑すべき好著述に就て、各時代の大勢、變移に通ずると共に、併せて

亦實物に接して其の特相を學ばざるべからず。　就中、銘器は古の茶匠名工が鑑識撰擇して之を後代に傳へたるものにして、例へば雪舟の破墨山水に於けるが如く、天眞の妙技に加ふるに神來の感興を以てし、咄嗟の間に作成せる稀品にして、轆轤目、絲切、箆目、釉藥等總てに於て、自然の妙趣を發揮し、其の形式、其の光澤、其の色相、皆渾然として融通し、氣品崇高、人をして心醉せしむ。彼の砧青磁、袴腰の香爐、伊賀花入の如き、如何なる名畫の前に陳列するも、決して遜色なきのみならず、更に一層の品位を添ふるを見る。　されば陶器研究者は、此書を繙くと共に、宜しく亦是等の銘器に就て學ばざるべからず。　聊か所思を述べて序に代ふ。

大正二年八月

半水道人　岡本甚吉

自序

日本の陶磁業は古來燦爛たる歷史を有し、其の製品は美術品として世の珍賞を受くるにも拘らず、之が史實は多く口碑若くは談片に止まり、系統的組織的に記述したる書册の嘗て在らざるは、蓋し封建の世互に其の秘法を守るに努めたりし結果ならんも、今日より之を見れば誠に遺憾の極といふべし。

北米合衆國ボストン博物館員ケナーン氏來朝、訪問の某日本人に向つて、『日本の陶磁を研究せんとせば請ふ我が博物館に來れ、館内日本の陶磁を集むる至れり盡せり』と云ふ。同博物館の日本美術品を蒐むるや、極めて熱心なるものあり、陶磁の如き其の數の整へること他に其の比を見る能はずと稱せらる。惟ふにケナーン氏の言は諧謔一番に止まれる

も、其の産地たる日本に於て之が陳列所の整へるものなきを諷し得て妙なりとせん。

斯の如く日本陶磁に就ては、據て研究すべき書籍も無く、就て學ぶべき實物陳列所も無し。されば陶磁に趣味を有するものも、之が研究の道を得るに至らず、唯極めて熱心にして且餘裕あるものに限り、資を投じて自ら蒐集し、道樂的に之を嗜むに止まるなり。近時漸く陶磁研究の風尙を生じ、書畵骨董に注がれたる眼は、一轉陶磁の上に遷り來らんとせるに際し、之が研究資料の具備せざること斯の如きは、豈一大缺點にあらずや。

余は素と學淺く、陶磁に精なるものにあらず、本書を公にする如きは寧ろ僭越に屬す。然れども之が趣味を有すること年あり、研究資料に乏しきを慨けることも久しかりき。松山堂主人亦此の感を同うし、資料の蒐集に力を注ぎたること深し。會ま余に會し、囑するに本書編纂を以て

す。余固より其の任にあらずと雖、叙上欠陥の一部を補ふ意味に於て之を快諾し、玆に之を公にすることゝしたり。書中悉さざる所もあらん、誤謬もあるべし。されど世には余と感を等うするものも多かるべく、一は此等の人々に向つて研究の端緒を與ふることゝもなり、一は先覺者に向つて、批評の題目を提供することゝもならんか。讀者之を諒とし、是正を吝むなくんば幸なり。

大正二年孟夏　編者識

半水道人岡本甚吉氏拙著に對して別項序文を與へらるゝと同時に下掲の芳墨を以てせらる。著者の感謝何ぞ堪えん。乃ち此に之を剞劂に附し謹んで其の厚意を謝す。



凡例

一本書は日本各國の陶窯に就て、其の起原沿革を叙し、其の製作品に就ては、釉薬、土質、模様、形狀、品類、繪畫、陶工の好みなどに關して、特徴を明かにすることを努めたれども、記錄の正確なるものに乏しく、組織的に記載したる參考書類なきを以て、甲に精しく、乙に疎なる憾なきを保せざるは編者の遺憾とする所なり。

二從來世に刋行されたる陶器書籍は、二三是れありと雖、年月等に關する記事極めて正確ならず、本書は努めて之が正確若くは正確に近からんことに力を加へたり。

三有名なる陶器作者にして、何れの陶窯に在りしかを明かにせざるもの多し。例へば祥瑞の如きは、伊勢松坂の住人なりしとする說と、支那人なりといへる說とあるが如し。此等に就ては編者獨斷的の意見を加へず、在來の各說共に之を採錄したり。

四陶工の傳說に就ては、努めて之を採錄したりと雖、紙面に制限ありて、精粗一ならざる所あり。

五窯印、陶工の銘印、花押等は其の數甚だ多く、一々之を採錄するの煩に堪えざるを以て、其の一斑を示すに止めたり。而して、之を印刻に附するに就ては、米國ボストン府博物館藏版の『日本陶器目錄』を參照したり、該書は原名を Catalogue of Japanese Pottery といひ、米人モールス(Morse)氏の蒐集したるものにて、氏が我が東京帝國大學に在りし際、各陶場を巡視し、我が農

商務省、斯道の大家等に就て是正を求め、精査數回の後發行したるものなれば、以て信を措くに足るべし。

六　卷末に附したる索引と年表とは、研究者に便を與ふる目的に出でたるものなり。

索引は成るべき便宜に副はんことを努めたるを以て、同一名にして二個所にも、三個所にも重出せるものあり。例へば野々村仁清は「のゝむら」の見出しにも「にんせい」の見出しにも之を出し、備前燒は「びせんやき」の見出しにも「いんべやき」(忌部燒)の見出しにも之を出し、又之を細かく「こびせん」(古備前)「あをびせん」青備前)などの見出しを設けたるが如し。是れ其の孰れよりも索出し得るの便あればなり。

年表は本書に採錄したる事項は、細大洩らさず之を載せたりと雖、年月の正確ならざるもの、例へば享保中、寛永年間などいへる類は、其の年號內に一括したり。

鑑定備考

日本陶器全書總目次

日本陶器の由來……卷之一　一

陶磁の製法……同　二三

各州陶窯……同　四八

山城……同　四八

總說……同　四八

樂燒……同　五〇

利休時代京住陶器作者……同　七四

京燒……同　七八

伏見燒……同　一〇三

朝日燒……同　一〇五

大和……同　一〇七

赤膚燒……同　一〇七

鹿背山燒……同　一〇八

和泉……同　一〇九

湊焼……卷之一　一〇
菱古山……同　一一
攝津……同　一三
高原焼……同　一三
難波焼……同　一三
古曾部焼……同　一四
三田焼……同　一五
吉向焼……同　一六
伊賀……卷之二　一
伊賀焼……同　一
伊勢……同　五
兩大神宮祭式土器……同　五
安東焼……同　六
萬古焼……同　七
尾張……同　一〇
瀨戶焼……同　一〇
豐助焼……同　六八

犬山燒……同　六八
常滑燒……同　六九
其他の尾張陶器……同　七〇
三　河……同　七三
岡崎永樂……同　七三
遠　江……同　七四
志戸呂燒……同　七四
駿　河……同　七六
賤機燒……同　七六
武　藏……同　七七
今戸燒……同　七八
乾也燒……同　七九
乾山燒……同　八〇
水野燒……同　八一
椿山燒……同　八二
吉向燒……同　八二
玉川燒　魁燒……同　八三

江戸萬古……卷之二　八三
明治後の東京陶器……同　八四
太田燒……同　八六
秩父地方の陶窯……同　八八
常陸……同　九〇
水戸燒……同　九〇
笠間燒……同　九〇
近江……同　九二
信樂燒……同　九二
膳所燒……同　九五
比良燒……同　九六
瀬田燒……同　九七
姥餅燒……同　九八
湖南燒……同　九八
湖東燒……同　九九
水口燒……同　一〇〇
樂々園燒……同　一〇〇
美濃……同　一〇二

美濃燒……同 一〇三
温古燒……同 一〇六
金華山燒……同 一〇七
魁翠園燒……同 一〇七
飛驒……同 一〇八
澁草燒……同 一〇八
下野……同 一一〇
磐城……同 一一一
相馬燒……同 一一一
岩代……同 一一三
會津燒……同 一一四
二本松燒……同 一一四
陸中……同 一一五
陸奥……同 一一六
羽前……同 一一七
羽後……同 一一八
越前……卷之三 一

坂井燒……卷之三　一
加賀……同　三
九谷燒……同　三
大樋燒……同　一四
硬質陶器……同　一六
越中……同　一八
越後……同　一九
太子堂燒……同　一九
新發田燒……同　二〇
佐渡……同　二二
佐渡燒……同　二三
丹波……同　二四
丹波燒……同　二四
但馬……同　二八
出石燒……同　二八
因幡伯耆……同　二九
出雲……同　三一

出雲燒……同　三一

石見……同　三六

播磨……同　三八

東山燒……同　三八

明石燒……同　四〇

美作……同　四四

備前……同　四五

備前燒……同　四六

虫明燒……同　五八

閑谷燒……同　五九

備中……同　六一

酒津燒……同　六一

成羽燒……同　六一

安藝……同　六三

宮島燒……同　六三

長門……同　六五

萩燒……同　六五

深川焼……巻之三　六九
鬼萩……同　六九
紀伊……同　七〇
鈴丸焼……同　七〇
紀州焼……同　七〇
男山焼……同　七一
淡路……同　七二
淡路焼……同　七二
讃岐……同　七四
高松焼……同　七四
志戸焼……同　七四
八島焼……同　七六
理兵衛焼……同　七六
伊豫……同　七八
砥部焼……同　七八
二六焼……同　八〇
土佐……同　八二

尾戸燒……同 八二

筑前……同 八五

高取燒……同 八五

中野燒……同 八八

宗七燒……同 八九

筑後……同 九〇

柳川燒……同 九〇

柳原燒……同 九一

星野燒……同 九二

豐前……同 九三

上野燒……同 九三

田香燒……同 九五

太郎助燒……同 九六

豐後……同 九七

福山燒……同 九七

肥前……卷之四 一

唐津燒……同 三

伊萬里燒……………………………………卷之四　九
其他の肥前陶器……………………………同　二九
肥後……………………………………………同　三〇
八代燒…………………………………………同　三〇
小代燒…………………………………………同　三二
綱田燒…………………………………………同　三三
其他の肥後燒…………………………………同　三三
日向……………………………………………同　三五
大隅……………………………………………同　三六
帖佐燒…………………………………………同　三六
龍門司燒………………………………………同　三六
其後の大隅陶器………………………………同　三七
薩摩……………………………………………同　三九
薩摩燒…………………………………………同　三九
對馬……………………………………………同　五一
對州燒…………………………………………同　五一
志賀燒…………………………………………同　五二

補遺……同　五三
朝鮮……同　五五
　伊羅保……同　五六
　三島……同　五八
　判事……同　六〇
　五器……同　六三
　雲鶴……同　六六
　刷毛目……同　六七
　粉引……同　六八
　井戸……同　六八
　金海……同　七〇
　熊川……同　七〇
　御本手……同　七一
　繪高麗……同　七二
　割高臺……同　七三
日本陶磁年表……同　七三
索引……別頁

鑑定備考日本陶器全書總目次 終

鑑定備考日本陶器全書巻之一目次

日本陶器の由來……一
一　上古の陶器……二
二　三韓の陶法傳來す……三
三　朝廷製陶を奬勵す……五
四　行基燒、唐津燒出づ……六
五　始めて陶器に釉薬あり……八
六　瀨戶燒起る……一一
七　唐津に磁器現はる……一三
八　茶器の製造盛んなり（利休時代）……一五
九　陶器嗜好の一變（遠州時代）……一七
十　御庭燒……一八
十一　明治維新後の陶器……二〇
陶磁の製法……二二

一　採土製泥……二二
二　鍊灰配釉……二五
三　匣鉢製造……二六
四　圓器修模……二九
五　圓器拉坏……三〇
六　琢器做坏……三二
七　初窯做素……三三
八　土磚築窯……三四
九　青料揀選……三六
十　青華繪器……三七
十一　蘸釉塗釉……三八
十二　成坏入窯……三九
十三　燒坏開窯……四二
十四　圓琢傳彩……四三
十五　明鑪暗鑪……四六
各州陶窯……四八

山城…………………………………………四八

総説…………………………………………四八
楽焼…………………………………………五〇
一　第一代　長祐…………………………五二
長次郎七種…………………………………五三
新祖七種……………………………………五六
其の他の名器………………………………五九
二　第二代　常慶…………………………五九
三　第三代　道入…………………………六〇
道入をノンコウと呼べるに就ての諸説……六〇
ノンコウ七種………………………………六二
其の他の名品………………………………六四
四　第四代　一入…………………………六四
五　第五代　宗入…………………………六五
六　第六代　左入…………………………六五
七　第七代　長入…………………………六六
八　第八代　得入…………………………六六

九　第九代　了　入……六六
十　第十代　旦　入……六八
十一　第十一代　慶　入……六八
十二　第十二代　吉左衛門……六八
十三　樂燒の印影……六九
十四　脇釜樂燒……七〇
本阿彌光悅……七〇
空　中……七一
乾　山……七一
樂家の傍系……七三
道　樂……七三
一　元……七三
宗　味……七四
長兵衛……七四
利休時代京住陶器作者……七四
新兵衛……七六
光　存……七七
正　意……七七

宗伯……七七
茂右衛門……七七
吉兵衛　源十郎　萬右衛門……七八
茶臼屋　茶深屋　道味……七八
京燒……七八
一　清水燒……八二
茶碗屋久兵衛……八四
音羽屋九郎兵衛……八四
水越與三兵衛……八四
高橋道八……八四
和氣龜亭……八六
淸風與平……八七
幹山傳七……八七
淸水六兵衛……八八
眞淸水壽太郎……八九
三浦竹泉……九〇
二　粟田燒……九〇
頴川……九一
木米……九二

龜祐……九三
帶山與兵衛……九四
岩倉山吉兵衛……九五
寶山文藏……九六
錦光山宗兵衛……九六
丹山陸耶……九七
三　永樂燒……九七
四　其他の京燒……九九
東山燒……九九
采石山燒……九九
淸兵衛燒……九九
鶉燒……一〇〇
紫野燒……一〇〇
文山燒……一〇〇
尙古齋……一〇〇
嵯峨燒……一〇一
一方堂……一〇一
五　京燒の維新後に於ける改良……一〇一
伏見燒……一〇三

朝日燒……一〇五

大和……一〇七

赤膚燒……一〇七

鹿背山燒……一〇八

堯山燒……一〇八

和泉……一〇九

湊燒……一一〇

菱古山……一一一

攝津……一一三

高原燒……一一三

難波燒……一一三

古曾部燒……一一四

三田燒……一一五

吉向燒……一一六

鑑定備考日本陶器全書卷之一目次　終

鑑定備考 日本陶器全書 巻之一

大西林五郎編纂

日本陶器の由來

我が國陶磁器の產地、窯業の個所は、殆ど全國に普ねく、其の數古より廢存の兩樣を數ふる時は、實に三百有餘の多きに達すべし。而して其の技術は遠く古より傳はり、德川時代諸侯封土の地、或は御庭燒と稱し、或は國產と呼びて殆んど陶器を製せざるはなし。故に其の種類の夥しき、海外に其の例を見ざる所なり。然れども維新廢藩後廢絕に歸したるもの多く、たゞ民業として從來產出せる尾張、美濃、肥前、山城、加賀、出雲、淡路などの如きもの、漸く存續し、且つ西洋文明の輸入に伴れて、形式、意匠の上に面目を更改せるもの尠からず。いでや、其の盛衰興廢の跡をたどりて、其の概略を記さん。

大和民族
アイヌ人
石器時代の民

陶器は人と共ろ生る

一　上古の陶器

上古我が大和民族の日本國家を建設したる以前に於て、既にアイヌ人の棲息あり、アイヌ人以前に於て、所謂石器時代の民ありしことは、史家の認むる所なり。而して、石器時代既に陶器あり、アイヌ人は陶器を製せず、又之が使用の道を知らず、大和民族は又獨創の陶器を有せり。是れ我が日本陶器を論ずる發端として、記すべきの事實とす。

蓋し「陶器は人と共に生る」との説は、古今東西を通じての定説なり。凡そ人の此の世に生息する以上は、必ず生計の法あり、日用の什器ある必至の勢なり。其の技工の巧拙、品質の精粗の如き、固より問ふ所にあらず。既に日用の什器を求む、必ずや其の得易く、作り易きものに就く、亦自然の勢なり。而して陶器(寧ろ土器)は製作極めて容易に、一の原土を取り、燒き且つ製すれば、即ち成る。不毛不開の地に於て、劈頭第一に着手し得らるべき業に屬するを以て、何れの國に於ても、陶器の歴史が、開國と同時に始まるを見るなり。我が大和民族の日本建國と同時に陶器を開發せるも、其の以前、石器時代の民が、既に陶器を有したりしことも、亦決して怪しむに足らざるなり。

(イ) 石器時代の陶器

縄紋土器

アイヌ人土器を知らず

石器時代の陶器は、果して如何なるものなりしか、今日所在の貝塚等にて屢々發見せらるゝ縄紋土器を見て、即ちそれなるを知る。縄紋土器は火度の極めて低く、形體不完全にして、頗る粗造のものなり。縄紋なる語は、器面に編物樣の痕跡を存するを以て、名づけたるものなり。此の縄紋土器に就ては、所說區々に分れ、アイヌ土人亦之を製作し、使用したりとなす說もあれども、今日北海道に餘喘を保てる彼等は大和民族の壓迫を受けて、こゝに蟄息するものなれども、更に土器を製せず、且つ使用の道を辨へざるより推して、其の石器時代の作となすを當れりとすべし。

(ロ) 大和民族の陶器

磤馭廬島

大八洲の創立

諾冊二尊が磤馭廬島を發見し給ひし後、此の島を中心として、海波靜けき瀨戸内海の海岸を航し、更に今の下の關海峽を出でゝ、筑紫、隱岐、壹岐、對島、佐渡、本州の諸島嶼を發見し、こゝに大八洲を創立し給ひ、八百萬の神をそれぞれ配置し給ひ、御子天照大神を高天原即ち大和地方に遣はして、其の地の人

陶器發生の三流

民を治めしめられたることは、史に記する所なり。當時の神々は、いふまでもなく、耕牧の業に當られたるものならんが、これより諸種の活動あり、事業あり、陶器の産出始まるなり。

大和民族の陶器は、此の八百萬神の配置後に生れ出でたるものなるが、之を概括的に考ふるに、出雲地方に起りたるもの、高天原に出でたるもの、筑紫地方に生れたるものゝ三流ありて、之が所在各地に波及し、神武統一後に於て、三派合一したる大和民族の陶器なるものを見る、となすを以て、最も簡單にして其の要を得たりとなすべし

韓鄕島

日鮮交通の端緒

簸の川上

八岐八頭の大蛇

出雲地方の陶器

先づ順序として、出雲地方に發生したる陶器を攷へんに、素盞嗚尊氣盛んに、所爲寧ろ暴戾に過ぎ、遠く韓鄕島に移り、其の地を以て、子孫永世治すべきの境となし、こゝに殖民せられたることは、史に記する所なるが、此の韓鄕島は即ち今の朝鮮の地にして、こゝに夙に日鮮交通の端緒開けしなり。

尊は歸途出雲の簸の川上を過ぎ給へり。偶々手名推、足名推の老夫婦一少女奇稻田姬を擁して哭するを見る。尊就て其の故を問へば、對へて曰ふ、我等に八女ありき、然るに毎年八岐、八頭の大蛇出で來りて其の女を喰ふ、既に七女

八甕

を失ひ、今將に殘れる一女を喫はれんとす、故に泣くなり、と尊乃ち老夫婦に敎へて、八甕を造らしめ、之に酒を盛りて大蛇の來るを待つ。大蛇來りて之を飮み、酒毒に苦しめられ、且つ寶劍の威德に命を絶つ、是れ或は神話的に屬する記事なれども、我が陶業史上には逸す可らざるの事實を含むなり。

惟ふに、時は正に神武紀元前六百六十年、地は出雲大原郡斐伊なり。蓋し出雲の地は、朝鮮に近くして、當時彼我文通の要津たりき。而して八甕を作らしめたる尊は、果して何れに其の陶法を得給ひしや、渡鮮前に於ける尊は、勇猛度なく、屢々姉尊の御心にも忤ひし程なれば、産業に御心を寄すべくもあらず、製陶の何たるやにも思ひ到らざりしなるべし。其の朝鮮に渡り給ひて、金銀を見、産業を見て、是れ吾兒をして御せしむべきの地なりと宣ひしより推して、

素盞嗚尊朝鮮に陶法を得給ふ

而して又此の時朝鮮の北部、南部に於ては、素燒及び釉藥のかゝれる陶器ありしより推して、此の地に始めて陶法を辨へ給ひ、之を老夫婦に敎へて八甕を作らしめ給へるものと解するを得べく、即ち朝鮮の陶法我れに傳はりて、出雲地方の陶器あり、と稱するを得べきなり。

宮の首

古事記の傳ふる所に據れば、斯くて素盞嗚尊簸の川上を下り、須賀の地に宮作りを爲し給ひ、足名推を召して、我が宮の首たれ、と宣ひきとあり。須賀の

出雲に朝鮮の陶法來る　伊部燒の胚胎

忌部の遠祖

忌部、齋部、因部、尹部、伊部

地は、同じ出雲大原郡の地なり。出雲地方は斯の如くにして、朝鮮の陶法を承け、之を吉備津に傳へ、伊部燒なるものも、こゝに胚胎せしものと思はる。今其の次第を記せんか、伊部は素と忌部なり、忌部は祭器を作りて神に事ふるものにして、首姓なりしことは、古事類苑姓名部に、「忌部は宿禰姓なれど、上古は首姓なりしが、天武天皇九年に、忌部首子首に連姓を給へること見えたり、されどなほ忌部に首姓あることは國史に見えたり」とあるによりて知らる。忌部の遠祖は、天孫瓊々杵尊に從ひ、日向に下りし大玉命にして、所率の神は阿波、讃岐、紀伊、出雲、筑紫、伊勢に於ける忌部の祖となりしものにて、必ずしも足名推に限れるものにあらざれども、既に須賀の首となりし以上は、矢張忌部の族なりしは、蔽ふ可らざる事實なりしとせん。而して、忌部は清和天皇貞觀十一年齋部と改め、それより因部となり、尹部となり、伊部となりしものならんと思はるゝが、今日の伊部燒は、上古忌部族の創始にかゝり、其の器は須賀の社、若くは出雲の各神社に奉獻せられしものなるべし。即ち簸の川上事件が、端なくも朝鮮陶器の傳來となり、之を出雲、吉備津に傳播し、其の繼承者が伊部燒なるものを起せしものと見るを順序とすべきなり。

古事記に記する所に據れば、素盞嗚尊の御子、八千矛の神(大國主神)高志國の

宇伎由比

三々九度の起原

八十毘良迦

出雲大社附近の製陶

沼河比賣と婚びに幸行し玉ひき、又其の神の嫡后須勢理比賣命甚しく嫉妬し給ひぬ、日子遲神わびて出雲國より倭の國に上り座さんとして、裝束して立つ、時に片御手を御馬の鞍に繫け、片御足を其の御鐙に踏み入れて歌ひ玉ふ、茲に其の后大御酒坏を取らして、立依指導して、又歌ひ玉へり、斯くて互に宇伎由比して、出雲の國に鎭座ましませり、とあり。是れ即ち夫婦契約固めの盃にして、所謂三々九度の起原なり。而して其の御酒坏は今日の所謂「カハラケ」にして釉藥もなく、斑紋もなき質素の土器なりしならん。斯くて大國主神の爲に、出雲多藝志の小濱に天の御舍を造る、此の時高皇產靈尊、水戸神の孫、櫛八玉神を膳夫として、天の御饗を獻る、櫛八玉神鵜に化し、海底に入りて、波邇を咋き出て、天の八十毘良迦を作らる。天の御舍は即ち杵築の大社にして、毘良迦は盛供神物の土器なり。

此の大御酒坏又は毘良迦は、果して何處に作られたるものなりや。正史之を傳へず、口碑には出雲大社より四里を隔て、石見國に近き九村にて製陶したるならんといふ。元明天皇和銅六年に成れる出雲風土記には、其の島根郡の條下に、「大井濱に海鼠海松あり、又陶器を作る」とあれば、兎に角出雲の地、少くとも大社附近に於て、製陶のことありしは、類推するに難からざるべし。

高天原　大和民族の陶器　大陶祇　陶器莊　陶村　陶器莊

高天原の陶器

高天原は八百萬神の駐まりまし〳〵し所にして、我が開國の出發點なるが、其の所在に就ては、幾多の議論あれども、我等は之を大和、和泉に亘る地域と解し、約して大和地方と稱するものなり。

さて、我が大和民族は、高天原に於て、大和民族獨特の陶器を製作したることは、正史の記事に缺くる所あれど、諸書の記事と、二三の事蹟とによりて、首肯し得らるゝものあり。

和事始に云ふ、陶器は神代よりあるにや、大已貴命のとき、茅渟縣に大陶祇といふものあり、古事記に見えたり、茅渟縣は今和泉國に陶器村あり、是れ大陶祇の住みし所ならん。

和泉名所圖會に云ふ、陶器莊は深坂村、田園村、辻ノ村、大村、府久田村、高藏村、岩室村をいふ、此の地にて陶器を多く作り出す故に名とす、神代に此所陶氏の人ありて、則ちこゝに陶村の號殘りしなり。

和漢三才圖會に云ふ、河州大鳥郡陶村、上代既に其の名あり、陶人の居る所、天智天皇の朝に至て、僧行基是に於て、人に敎へて坏坩數品を作る、今の陶器莊是れなり。

此等の諸書は、和泉陶器莊の地名を根據として立論したるものにて、多少薄弱なる所なきにあらざれども、既に八百萬の神居を卜し給ひて、日常の飲食器を要し、其尤も得易き土器を製作したり、となすの說を肯定する以上は、此等

陶荒田神社

坏作

大和地方に上古陶業ありし立證

瓊々杵尊

の諸説を斥くるを得ざるべく、況んや古事記の祟神段には、大物主の大神、陶津耳命の女活玉依毘賣を娶る云々と記して、之に關聯したる記事を錄し、日本書紀卷の五には、茅渟縣陶邑に大田々根子を得て、之を貢す云々と記したるに於てをや。

以上の外、今日往々にして所々に當時の遺物を發見し、且つ延喜式神名帳にも、陶荒田神社なるもの錄せられありて、此の地方が陶器に緣故深きことを推知せしめ得べく、加之太古以來の慣例として、職を以て氏となすこと行はれ、酒人、宮部、門部、佐伯、掃守、坏作などの十九氏、太古既に存し、坏作は即ち都伎都久里にして、陶業に携はりし人々の姓氏なることは、栗田寛氏の新撰姓名錄考證に見ゆる所なり。

要するに、上古既に坏作の姓氏ありて、明かに陶器製造者あることを示し、陶邑などの地名ありて、其の製造原地を示せるによりて、大和地方には上古陶業ありしことを立證し得べし。

筑紫地方の陶器

筑紫地方は天孫瓊々杵尊によりて開發せられたるものなるが、初め天照大神御子天忍穗耳尊に命じて、葦原中國即ち筑紫地方を平定せしめんが為に、降し

て、漂流し來れることも屢々なりしと同時に、支那には夙に陶業行はれたりしことなれば、九州の陶器は、一面に支那の感化を受けしことも、想察し得らるべきなり。

神武統一後の陶器

日本陶器創成の三流

以上記する如く、上古日本の陶器は、第一に出雲を中心として起り、漸次山陽方面、北陸方面に波及し、更に大和地方に襲ひ來りし流れと、第二に高天原を中心として、中國を經て九州に波及し、又東向して關東地方に及びし流れと、第三に筑紫を中心として、下ノ關海峽を突き、本州に進入したる流れと、都合三流ありて、互に相進み、相合して日本陶器なるものは表現さるゝことゝなりしなり。而して、神武天皇の天下一統の大業成るに及んで、其の三流合一の陶器は、やゝ完全に近き形とはなれり。

平迦、手抉、嚴瓮

神武天皇御即位前三年、戊午の年、大和の賊を平げんとし給ひし時、推根津彥命をして、天香山の埴を取りて、平迦八十、手抉八十、及び嚴瓮を造らしめて、天神地祇を祭らせ給へり。此の平迦は土器の平形なるものにて、日本紀釋には神に供ふるものを盛るの土器なりと解せり。ヒラは平にて其の形を指し、カは燒くなり、瓦器をいふ。支那にて所謂瓦盆なり。手抉は手指を以て剔抉す

る手壺、小壺の類にて、手壺は殿暮といひ、小壺は都暮といふ。今の坩の義にて、同じく瓦器なり。嚴瓮は神祇祭祀用土器の總稱にて、嚴は嚴重を意味し、瓮は大瓶なり。即ち我が上古時代の陶器は、こゝに至て形體も種々に分れ、技巧も加はり來りて、進歩の跡を見るべし。而して此等の陶器は、すべて物を容れて、据え置くよりして、スヱモノ(陶物)なる稱語は起りしなり。

陶物

手つくね

　されど、當時の陶器は、今日より見れば、頗る幼稚のものにして、所謂手つくねに屬するものなり。即ち地を穿ちて凹くし、之に土器を收め、上に薪を積みて火を點じ、適宜の時を見計ひて、薪火を去り、乾土を覆ひて破裂を防ぎ冷ゆるを待ちて之を取出したるものなるべく、極めて簡單なるものなりしならん。

二　三韓の陶法傳來す

(イ)　日槍の歸化

天日槍の歸化

　紀元六百年、垂仁天皇の朝は、我が陶器に向つて、幾多の變革を促したる事件發生せり。先づ其の一は新羅の王子天日槍の歸化によりて、三韓の陶法を直系的に我れに傳へたること是れなり。

　日本書紀に云ふ、初め天日槍艇に乘りて播磨國に泊り、宍粟邑に在る時、天

吾名邑
鏡谷

皇問ふて曰く、汝は誰人ぞ、且つ何國なるぞ、日槍對へて曰ふ、僕は新羅國王の子なり、日本國に聖皇あるを聞き、己が國は弟知古に授けて歸化す、と乃ち之を聽す。是に於て日槍菟道河より近江國吾名邑に入る、同國鏡谷の陶人は即ち日槍の從人なり、と鏡谷は今の蒲生郡鏡山村に屬し、鏡山の東麓に位す。古は宿場のありし所にて、源平盛衰記には鏡宿と記し、牛若丸の投宿したる所として知らる、吾名は其の古名なるにや。

三韓陶法を傳ふ

日槍の歸化と共に、三韓陶法を傳へたる一事は、日本陶法に一新生面を開けるものにて、亦外陶の我れに傳來せる事實の史に表はれたる嚆矢なり。而して此の時は、最早手つくねの域を脱して、其の質やゝ堅く、轆轤紋にはあらざれど、小筋をも具へたりしならん。

(ロ)　祭式土器

祭式土器
敢氏

其の二は祭式土器の制立ちしこと是れなり。垂仁天皇二十五年、天照大神の御正體を、大和笠縫の里より、伊勢五十鈴川のほとりに奉遷し奉るや、御器長敢氏によりて、祭器奉進の道を開きたり。神宮雜例集又は御鎮座本記に據れば、敢氏は宇仁の波邇を取りて、天の平瓮を造り、神宮を祭れることを記せり。敢

氏は孝元天皇の皇子大彦命の後にして、阿部又は阿閉の氏人なり。宇仁は今の多紀郡明星村の地にして、波邇は即ち埴土なり。平瓮は平焼きの瓦器、即ちカハラケなり。此の祭式土器は、神宮奉遷と同時に、必要缺く可らざるものと認められ、其の奉進の數も、毎年三千八百と定められ、其の職制等も後に至て定められ、嚴然たる制度となりしことは、本書第二卷第五頁に記する如くなり。元來伊勢の地は、忌部の系を承繼せるものにて、此の以前既に土器の存在せしならんが、其の史に見えたるは、之を以て嚆矢とす。

(ハ) 埴輪の制

野見宿禰
殉死

其の三は野見宿禰によりて、埴輪の制を提唱せられ、殉死の禁を見るに至りしこと是れなり。同天皇の三十二年、皇后日葉酢媛命崩じ給ふや、天皇群卿に詔して曰く、從死の道前例知る可らず、此の行の葬之を如何と爲す、野見宿禰進んで曰く、夫れ君主の陵墓に生人を埋立つるは良からず、豈に後葉に傳ふべけんや、願はくは今便事を議して之を奏せんと、即ち出雲の土師壹百人、自領の土師等を召して、埴を取つて人馬及び種々の形を造り、之を天皇に獻じて曰ふ、自今此の土物を以て、生人を陵墓に立つるに代へ、後葉の法と爲さんと、

埴輪

埴輪の制

土師職

天穂日命

埴輪制當時の製陶地

天皇大に喜び、野見宿禰に詔して曰ふ、汝の便議朕の心に合す、と則ち其の土物を日葉酢媛命の墓に立つ。世人之を立物といひ、又埴輪といふ。蓋し立物は陵墓に立つるの義、埴輪は埴を捏りて物像を作り、陵墓の周圍に並べ埋むること、車輪の如きを以ての謂なり。

殉死に代ふるに、埴輪を以てするの制度は、斯の如くにして成り、これより土師の職を設け、陶器を製するの地を定め、宿禰を以て、土師職の長官に任じ、姓を土師と賜ふ。是より後土師氏の子孫長じ出雲及び諸國の土師の工人を督して、朝廷に仕ふ、野見宿禰は天穂日命の後裔にして、命の孫櫛八玉命は、嘗て大國主命の爲に、毘良迦を奉りしことは、前項既記の事實にて、由來陶業には因緣最も古く、土物を以て殉死に代ふるの便議、決して偶然にあらざるを見る。

今此の前後に於ける日本陶業の概況を顧みるに、當時製陶地として目されたるものは、前項にも述べたる如く、出雲、高天原、筑紫の三個中心地と、天日槍の歸化居住地との四系にして、十三國に分れたりしなり。即ち左の如し。

第一系　出雲　備前

第二系　大和　河內　和泉

第三系　伊勢　阿波　筑前　讃岐　淡路

第四系　近江　但馬　播磨

野見宿禰の督せし地

土師郷

歡因知利

吉備上道臣弟君

高貴

百濟の陶法傳播す

次に野見宿禰の督せし製陶地は、日本書紀、和名抄、延喜式等に據りて檢すれば

山城　大和　河内　和泉　攝津　伊勢　尾張　三河　近江　美濃　上野　下野　丹波　但馬
出雲　因幡　播磨　備前　周防　長門　阿波　讃岐　淡路　筑前　筑後

の二十五國なりし。而して此等の諸國中土師郷として明示せられしは、河内丹北郡、同志紀郡、和泉大鳥郡、上野緑野郡、下野足利郡、丹波天田郡、因幡八上郡、備前邑久郡、阿波名西郡、筑前穗波郡、筑後山本郡等なりとす。

三　朝廷製陶を奬勵す

(イ)　百濟の陶工高貴を召す

雄略天皇七年、製陶の業を起さんとし給ふ、時に西漢才伎歡因知利といふものあり、奏して曰ふ、陶器を造るに巧みなるもの多く韓國にあり。召し給ふべし、と天皇即ち吉備上道臣弟君等を遣はして、之を召さしむ、觀因知利之が副たり。乃ち百濟の陶工高貴を將いて還る。天皇之を上桃原、下桃原、眞神原の三所に居らしむ。是れ日本書紀、古事記等に記する所なるが、是より百濟の陶法漸く我が國に傳播し、諸國の陶業漸く盛んなり。

才伎

觀因知利は素と漢國人にて、才伎は和訓手人なり。手人は工人若くは職人といふ義にして、諸物を作るものをいふ。高貴の高は高麗國人高助斤の後なり。桃原は河內交野郡私市村、眞神原は大和高市郡の鄉なり。由來大和、河內は太古以來の製陶地、所謂高天原式の窯元といふべきものにして、窯海の潮流は、

高天原式
新羅式
百濟式

此の地方を中心として、大八洲を搔き鳴らしたるもの、天皇の高貴等を此所に居らしめたるもの、偶然ならざるなり。而して此の地方は、高天原式より一轉して、新羅式となり、再轉して今や百濟式となり、漸く堅實なる陶器を製するに至りしは、最も記憶すべき事項なりとす。

(ロ) 贄土師起る

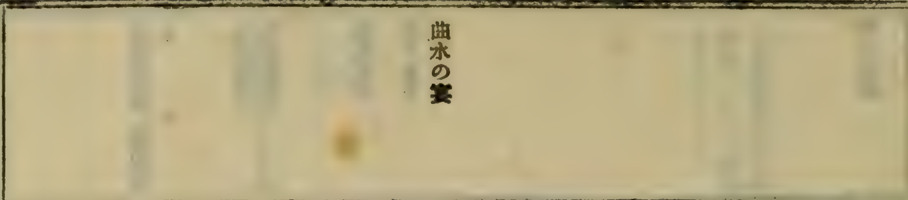
同天皇の十七年、土師阿笥等に詔して、朝夕の御膳に供すべき清器を造りて獻ぜしむ。阿笥乃ち攝津の來狹々村、山城の內村、俯見村、伊勢の藤形村の工人、その他丹波、但馬、因幡の私民部の工人をして、供奉の陶器を造らしむ。

贄土師部

之を贄土師部といふ。

吾笥

吾笥は天穗日命十六世の孫、意富曾婆連の後にして、既に連とあれば、贄土師の長たるや明けし。贄は苞苴なり、即ち新物を神人に饗げ、自らも食ふより



曲水の宴

出づ。例へば朝廷に貢る御贄を大爾閇といふが如し。贄土師は即ち天皇の御膳に供する所の陶器を製するもの、といふ義と知るべし。土師が淸器を獻ぜるは、此の時を以て嚆矢とすべく、又之によりて陶業奬勵の一助に供したるものと見るべし。而して此の來狹々は今の大阪府豐能郡西鄕村大字宿野にして、村民今猶陶器を製するものあり、内村は即ち宇治にして、今旭燒あり、俯見は今の伏見にして、土器又は人形を造るもの多く、隣村深草には製陶家あり、藤形は今の三重縣安濃郡藤水村にして、今日稀に古陶を掘出すことあり。

此の製陶奬勵の功空しからず、我が窯界は漸く發達し來り、顯宗天皇の朝、曲水の宴に瓜を肴とし、盛るに盤を以てせられたることあり、盤は淺底の器、即ち今日の皿なり。惟ふに、當時は神武紀元を距る千百餘年、人文漸く開け、商船の來往あり、貨幣の使用あり、顯宗天皇二年、稻斛銀錢一文の記事を見る程なれば、朝廷の奬勵と相待ちて、陶器の形狀乃至種類の上に、幾多の變化進歩ありしことは、敢て想察に苦まざるなり。但だ正史之を傳へざるを遺憾とするのみ。

四　佛教傳來して陶器華麗となる

釋迦佛像と經論來る

蘇我稻目
中臣鎌足

蘇我馬子

厩戸皇子

佛の方便

(イ) 佛像經論傳來す

欽明天皇十三年、百濟の聖明王使を遣はして、金銅の釋迦佛像一體、及び經論を獻りて、佛の功德を讃したり。天皇大に喜び、群臣を召して禮すべきや否やを諮はせ給ふ。大臣蘇我の稻目は之に賛し、大連中臣の鎌足之に反し、是より兩派の暗鬪あり、佛像の投棄、伽藍の焚燒等幾多の波瀾はありしも、滔々として佛敎の傳播あり、敏達天皇の朝、蘇我の馬子父の遺志を繼ぎて、高麗僧慧便を師として、佛殿を邸の東方に經營し、彌勒の石像を安置し、厩戸皇子亦信仰の志厚く、佛法興隆に向つて、大に力を加へたる結果、寺四十六宇、僧八百十六人、尼五百六十九人を見るに至り、更に黄金七百五十九兩、銅二萬三千五百斤を投じて、一丈六尺の金銅釋迦像を造らしめ、多年我が國民の腦裡に感染したる神敎を打破し、主客地を異にするの奇觀を呈せり。

(ロ) 美術工藝華麗に赴く

佛法の威嚴を示して、國民の耳目を聳動し、以て歸依の存念を強からしむる爲に、所謂佛の方便として、寺院の宏壯華麗を装ひ、佛具の燦然目を驚かすもの

日本美術は佛敎の傳播によりて發達したり

寺院屋上に瓦を用ふ

あるに至て、勢ひ我が建築、漆器、陶器等の華麗に赴くに至らざるを得ず、殊に歷代の天皇崇佛の念を厚うせられたるに於て、著しき反映を呈するに至れり。然り、日本の美術は、支那のそれに於けるが如く、佛敎の傳播に伴隨して發達したり。曩に神道を以て唯一の國敎とせられたる時代に於ては、我が工藝、殊に陶業は、單に質素朴直の體を具へて、進步しつゝありしものなるが、端なくも佛敎の傳來によりて、外觀美を裝ふ工藝となり、質素は華麗となり、朴直は浮薄となり、玆に明暗兩界の朱線を劃することゝはなれり。

（ハ）瓦工來る

崇峻天皇元年、百濟國寺工、鑪盤博士等と共に瓦博士麻奈父奴、陽貴文、陵貴文等を獻じ來る。

此の瓦博士の來朝によりて、瓦は始めて寺院の屋上に用ひられ、後に至て宮殿又は庶民の屋上に使用さるゝに至りたるものなるが、此の瓦の顯出期に就ては、世間幾多の議論あり、日本風俗史には、皇極天皇飛鳥宮を建營さるゝに方りて、始めて屋上を瓦葺にせりといひ、萬國大年表には、齋明天皇岡本宮の造られたる時といひ、家屋雜考には、聖武天皇神龜元年以後の事なりといひ、各

都府樓
筑紫館
鴻臚館

漢字漢文の傳來

唐の文物制度に心醉す

其の年代を異にせるも、第一説は正史之を錄せず、第二説は日本書紀に沙汰止みとなりたる記事あるより見て、吾人は第三説を取らんとす。即ち宮殿又は常人の家居に瓦を用ふるに至りたるは、紀元千四百年代、聖武朝以後なりと解すべきなり。

尤も、聖武天皇以前に於ても、寺塔以外に於て、瓦葺の家屋なきにあらず、大宰府の都府樓、筑紫館の如き是れなり。都府樓は外國の賓客使臣を應接する爲に、天智天皇の朝に、筑紫館は後に鴻臚館と稱し、新羅の王子を饗せんが爲に、持統天皇の朝に、それ〴〵建設したるものにて、共に聖武天皇以前の事に屬す。

五　大化の改新と陶制

(イ)　族制政治廢れて自由産業となる

佛敎の傳來と共に、漢字漢文の傳來あり、推古天皇十五年小野妹子を隋に遣したるを始めとして、支那との交通開け、尋で遣唐使の派遣あり、唐の文物制度に心醉し、こゝに政治、社會の各方面に大改革を加ふるの素地を釀成す。當時朝廷に奉仕せる臣、連、八十伴造より、國造、縣主、稻置に至るまで、それ

封建割據の姿

族制政治を抹消す

大化の改新

筥陶司

土工司

ぞれ族民の宗となり、多少の勢力を有して、封建割據の姿を呈し、動もすれば尾大不振の危機に陷らんとするの恐れあり、政治上一大革新を施すの必要にも迫られたりしを以て、乃ち唐制を模倣參酌して、從來の族制政治を根底より抹消するの大詔は、孝德天皇の即位元年に煥發せられたり。史上之を大化の改新といふ。

大化の改新は、地方分權が中央集權に移りたる政治上の一大變革にして、世態の變遷を來したること、著しきものあり。其の詳細は本書の與り知らざる所として、先づ我が陶業に及ぼしたる影響を考察せんに、歷代天皇の置き給へる子代の民、又は處々の倉、連、伴造、村首等の領したる部曲の民、及び田莊を廢すると共に、各種の職制を明かにし、我が陶制は大膳職の下に在りて、筥陶司と土工司とに分れ、前者は從來土師職の手より、贄土師の手に移りたりしものを扱ひ、後者は主として瓦を扱ふことゝなり、一般の工人は其の業を世々にするを改めて、才技に長ずるもの、皆其の業を爲すことゝなり、即ち自由產業制となりたり。

(ロ) 陶制の變革

門戸開放

陶制の變革は、斯の如く急轉直下の勢を以て行はれたるものなるが、之が陶業發達の上には、著しき効果ありしものなり。曩には聖德太子憲法を制定し、產業のことを規定して、其の隆昌を圖り、今亦千三百年來の舊弊を打破して、自由產業、人材登用の門戸を開放す、產業工藝の興隆する、自然の勢といふべし。

品質精撰に主力を注ぐ

然るに、中央集權となりて、地方の豪族漸く勢力を失ひ、國民の勢力資本は未だ輳合するに至らず、通商の道未だ開けず、製作物の需給は、國內にのみ限局せられたりしを以て、產額の多きものは、勢ひ價格の下落を免れず、茲に於て品質精撰に主力を注ぐことゝなれり。尤もこれには大化の改新によりて、陶器を輸して調に充てしむるの制を立てられたることも亦一因たり。

陶器の調

品質精撰の風潮は、文武天皇大寶元年筥陶司の職制を見るに至りて、陶家の地盤をして、一層鞏固ならしめたり。同制は正一人、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人を置き、陶製工人の戸を定めたるものなり。元來陶家は葬儀に關係するの故を以て、一般に賤業視せられ、之と緣組するを嫌はれたるものなりき。垂仁の朝、土師職を置くに及んで、較々其の面目を改めたるも、猶未だ此の風習を脫却するに至らざりき。

筥戸

此の筥陶司の制によりて、筥戸(陶工)泥工(泥

支那の陶は唐に至て盛んなり
瑠璃窯、越州窯、秘色窯、柴窯

工の二者を雜戸に編入し、他の良民と結婚することを自由ならしめたりしかば、陶家の社會上の地位は、自然に高まりて、地盤は愈々堅實のものとなれり。

六　唐制の模倣　瓷窯の興起

(イ)　唐代の陶業

隋より唐に亘る四百年の間は、文敎大に發達し、制度完備したる時代にして、詩人文豪の輩出あり、外威を四隣に揮ひ、通商交通の道開けて、遠く歐洲の天地に及び、陶業亦頗る盛んなり。

陶說の著者朱琰の云へるが如く、支那の陶は唐に至て盛んに、其の陶業史を飾るべき隋の瑠璃窯、吳越の秘色窯、千峯翠色器を以て名高き越州窯、雨過天靑器を以て知られたる後周の柴窯など、皆此の時代に顯はれ、其の他大小の陶窯枚擧に遑あらず、製器の種類亦頗る多く。其の形式に於ても、彫鐫的裝飾、若くは色彩的裝飾の頗る見るべきものありて、當時に於ける我が國の陶業とは、雲泥の差ありしなり。

(ロ)　唐陶の模倣

唐制の心酔

吉備眞備

僧行基

行基燒

遣唐使の眼中日本の文物なく、大小の制度悉く唐に心酔し、唐制の模倣を以て能事としたりし時代に於て、陶業の唐化せんとするも、亦自然の勢なり。當時の人傑として、學徳並び高かりし吉備眞備は、元正天皇靈龜二年(紀元一三七六年)同志五百五十七人と共に支那に航し、其の歸るや陶工を伴ひて、吉備津(備中)の一端に業を開かしめ、又佛教傳播して、在來の神教を壓し、兩教互に鎬を削りし當時に於て、兩派の調和を圖り、支那的陶器を日本化せしめんとしたる僧行基は、諸國に行脚して、架橋掘溝の土木を勸むると共に、製陶の說を傳へ、元明天皇の和銅四年、近江瀨田に三大寺を建て、附近の土を以て、敷瓦を製したるの外、攝津の半田、山城の御室、河内の陶村、尾張の常滑等に陶窯を作らしめ、唐陶に模して、質堅く、色黑く、膚密にして潤澤あるものを作らしむ。世に之を行基燒といふ。

(八) 唐陶の輸入

小野妹子の隋に使したる以後は、支那との交通頓に開け、其の通路も亦變化して、從來朝鮮に渡り、遼東を經て、支那に入りしものが、船舶によりて南海路を取ることゝなり、對馬は該航路の寄港點となりて、第一着に支那陶器を認

唐船の來航繁し

唐津は唐船出入の要津

知也和无

識するに至れり。

唐代に入りて、唐船の來航は、益々繁く、仁明天皇の嘉祥二年、大唐商人五十三人、舸船一隻に多く貨物を齎し來りたる旨の言上、太宰府驛より發せられ、清和天皇の貞觀十六年には、大唐商人崔及等三十六人、舸船一隻肥前松浦郡岸に來着せし記事の三代實錄に見はれたる等、唐船の來舶は、漸次九州の本土に變じ、就中松浦郡岸は其の衝點となれり。こゝに唐船の出入する要津の意味に於て唐津なる地名は起れり。

當時唐津は唐船のみに限らず、安南、呂宋、朝鮮、印度等の船舶を迎えて、百般貨物中には、陶瓷器を得たることも多く、我が縉紳の間に持て囃されたる秘色器（源氏物語にひそくのつき）を始めとし、枕草紙の「あをしのかめ」、宇治拾遺の「あをしのさら」など多くは此の地を經由し來りたるもの、又は遣唐使の齎し歸れるものにして、知也和无又は知也宇和无などの新語出で、世の珍愛啻ならず、之が刺擊は、我が陶業發達に資補する所多かりき。

（二）諸國に瓷窯起る

唐制の模倣、唐陶の輸入に刺擊せられて、瓷器製造の萠芽は既に發生し、尾

張、長門、唐津等を先鞭に、漸く瓷窯の興起を見たり。

尾張燒

尾張の陶窯は古く、田内梅軒氏の陶器考には、尾張知多郡窯古し、土中より掘出すものは、薬なく、行基燒なりと記し、日本後記には、嵯峨天皇弘仁六年(紀元一四七五年)正月、尾張山田郡(今の東春日井郡)の造瓷器生三家人部乙麻呂等三人、瓷器を傳習して、業成るを以て、雜生に准じて出身を聽し、筥陶司に屬せしむとあり、又降て仁明天皇以後に於て、支那の陶砂、即ち原石を輸入して、較々堅緻なる瓷器を製出するに至れり。

長門燒

長門に瓷法を傳へたることは、延喜式に記する所なれども、其の徑路を明かにせず、或は地の本州西端に位し、九州との交通繁かりし關係ならんか。

唐津燒

唐津は唐船出入の要津たりしこと、前述の如く、唐陶の刺戟を受けたること最も強く、工人自然に習得して、製瓷の業を開きたるならんも、其の史實に明瞭を缺く所あり、所謂眞正の唐津燒なるものは秀吉の征韓後のことなり。

釉藥ある陶器を要求す

東院の玉殿

玉宮

七　始めて陶器に釉藥あり

上來記する所の如く、元明、元正、聖武の諸朝以後、所謂奈良朝時代より、平安朝にかけて、唐陶の模倣盛んにして、殊に、桓武天皇平安奠都後、天下の形勢一變し、競ふて舊俗を改めて新樣を用ふるもの多く、又當時佛敎盛に行はれ、眞言、天臺の奇觀に於て、十二天等の世天を供養する器は、多く之を支那の青瓷に仰ぎたるを以て、此等の佛具、若くは所謂知也知无の類、皆釉藥なきものは、素朴用ふるに足らずとなし、滔々として華麗を好むの風尙を馴致したるを以て、釉藥ある陶器を產すること漸く多きに及べり。

（イ）瑠璃の瓦　碧色の瓦

續日本紀に云ふ、稱德天皇神護景雲元年四月、東院の玉殿新に成る、葺くに瑠璃の瓦を以てし畫に藻績の文を以てす、時人稱して玉宮といふ、と瑠璃は所謂青瓷にして、支那の所謂秘色なり。家屋雜考にいふ、個は後世の青磁燒といふ程のものとおぼし、すべて陶器に藥を掛けたるも、此の時よりの事なるべしと。

碧色施釉の瓦

桓武天皇延暦十三年、都を平安城に移し、大極殿の構造は唐制に模して、壯麗の建築を極め、碧色施釉の瓦を用ふ、と日本紀略に載す。蓋し此の瓦は、洛北高ヶ峰にて製せる由。

(ロ)　當時の瓷器と陶器

支那磁器の一般に我れに傳はりしは、室町時代の永正十年後にして、奈良平安朝を距る七百有餘年後なり。而して、磁器の始めて日本に製出せられしは、それより後、元和二年肥前有田に磁礦を發見したる時なり。されば今日の所謂磁器なるものは、奈良平安朝に在るべき理なし。然らば當時稱して瓷と唱ふるもの、和名抄に所謂「ジノウツワモノ」は果して如何なるものなりしか。

瓷器、磁器の別

瓷器、磁器の區別に就ては、支那に於ても所說一ならず、漢字の意義よりすれば、瓷は瓦器の總名なりとすべく、隋の何稠が「中國久しく瑠璃の作を絶つ、匠人意に措かざるより、綠瓷を作る」とのことあり、吳越の秘色瓷、唐の千峯翠色器、後周の雨過天霽器、皆瓷を以て之に充つ、磁器は素質に於て礦石を意味し、白色を意味し、時代に於て宋世を意味し、明代以後の俗語なり、とは五雜俎の記する所、又磁州に産するより其の名あり、ともいふ。又陶說には晋の縹瓷よ

陶說の所論

り、後周の雨過天靑器までは、其の製作に精粗巧拙の別なきを得ずと雖も、何れも靑磁の類を出でず、といふ所より推究すれば

瓷器

一瓷器なる語は隋、唐時代より日本に直傳し來りて之を襲用したるものならん。

磁器

一磁器なる語は、明代以後日本に傳はり來りて之を使用したるものならん。

と解釋するを當れりとせんか。而して其の素質に就いて考ふれば、瓷器其のものは、白色を帶びざることは明かに、又火度の熾烈に逢ふて燒成せらるゝものにあらざれば、瑠璃たり、靑瓷たるものを得る能はざれば、その原質の土器たると、石器たるとを問はず、堅緻ならざる可らざることも亦明かなり。磁器は純粹の石器にして、色合の白色なりしことは、五雜俎の所謂宋代の器を意味するに於ても知らるべし。されば、瓷器は一言にしていはゞ、堅緻なる陶器と解し、且つ釉藥のかゝれるものと解するを以て、最も解し易きことゝせん。而して奈良平安朝時代の瓷器なるものは、此の意味とすべきなり。

八　陶器調貢の制

醍醐天皇の時に至て、諸國陶器を產すること多く、民間日用の雜器に至るま

陶器貢進の國

年料の雜品

池由加及瓱共に大さ二石許を入るゝ大瓶

で、陶器を用ふるに至りたるを以て、其の延喜五年には、陶器を以て調となすの制を立て、大和、河内、攝津、和泉、近江、美濃、播磨、備前、讃岐、筑前の十國を以て、其の調を貢する國とせられ、又年料の雜品と稱して、別に尾張長門の二國に命じて、瓷器若干を造りて、民部省に納めしめ、其の價は其の國の正税を以て辨ぜしむることゝなせり。惟ふに、當時尾張、長門二州に於て造る所の陶器は、他の諸國の調貢品に勝れるが故に、此の特別制ありしならん。此の陶器調貢の制は、極めて細密に渉れるを以て、一々採錄する能はずと雖、その品目を列擧して、當時既に斯る器物のありしことを知るの一端に供せん。

池由加及瓱各一口を以て八丁に當つ。

當時の租税は皆勞役を以てする定めなりしを以て、八丁に當つとは、八十日の役に相當す、といふ義にて、此の二品を納むるものは、各八十日の役を務めたるものに代用さるゝなり。以下之に倣へ。

瓼一口を二丁に當つ。瓼は扁き大瓶にて四斗八升を受く。

缶三口を二丁に當つ。缶は瓶の類、二斗許を受く。

由加一口を一丁に當つ。以下品目のみに止め、調の割合を省く。

𤭯(消火壺)　　脚短坏(長けの短き坏)

筥坏(方形の坏)
多志羅賀(水瓶の如くにて手無し)
叩瓮(盆)
水瓮(水を蓄ふる盆)
平瓶
等呂須岐(甕ある器)
高盤(高六寸徑一尺二寸)
臼(陶製の臼)
酒垂(今の酒壜の類)
煙女坏(粥を盛る器)
片盤(蓋のなき盤)
燈盞(燈盞)
平鍋(扁き鍋)
竈
甑
手湯瓮

水椀(水呑茶碗)
大山𤭯(水を蓄ふる器)
匜(手洗盆)
大𤭯(水を蓄ふる器)
酒壺
缶の蓋(盆の蓋)
鉢
水瓶
祭壺(神事に用ふる壺)
小坏(一合二勺許を容る)
饗坏(蔬菜を盛る器)
火爐の蓋
間坏(小坏より大なるもの)
竈子
手洗盤
吐盤(片口の類)

大盤　　負瓶(背負いて歩行する器)
麻笥盤(桶に似たる盤)　　酢瓶
酢瓶の下盤　　乳瓮(牛乳を蓄ふる器)
甖坏(神宮の坏)

九　陶業の衰微

(イ)　民力休養　冗費節減の聲

平安朝の華靡

民力休養冗費節減の聲

桓武の平安奠都に伴ひ、簡易の俗廢れて、莊麗となり、之に佛教興隆と共に隨ひ來れる華縟なる美術工藝の加はるありて、一般に華靡の風盛んに、國力之に伴はず、內政亦漸く腐敗して、堂々たる帝國、一介の使臣を派する費に窮して、先づ遣唐使の制を棄て、尋いて新羅、勃海の使聘を停むるの已むなきに至り、民力休養、冗費節減の聲は、期せずして國の各隅に起り、平城天皇位に即かるゝに及んで、朝政を重んぜられ、大同元年には酒甕の封鎖を行ひ、同三年には筥陶司を大膳職に合併して、民力休養と冗費節減の實を擧げんとし給へり。

(ロ)　將門の亂及其の以後

次で時ならぬ狂風は、承平、天慶の御世を吹き荒して、陶貢三十餘年にして、他物を以て代納するの已むなきに至らしめ、こゝに陶業發達の萌芽を挫折せしめたり。何ぞや、曰く平將門等の反逆是れなり。

平將門　藤原純友

朱雀天皇の世、平將門、藤原純友亂を東西に起し、之と同時に海賊强盜諸國に蜂起し、官物を掠奪抑留す。既にして事平ぐと雖、政權漸く源平の兩武門に歸し、戰亂の餘波遂に去らず、道路に不通の所あり、貿易の便絕えたるを以て、諸國の陶工多く業に就かず、陶業漸く衰ふ。此の間凡三百餘年、殆んど得て錄すべきものなし。

(八) 土陶の衰頽

土器頽る

政治上より來れる故障によりて、一般陶業の頽れたること、前段記する所の如くなるが、是より先大和民族の創設し、助成し、發達せしめたる固有の土器は、既に衰頽に歸したり。

土師の勢力衰ふ　伏見人形

神敎に基きたる質素の土器は、華麗なる佛敎の傳來と共に、漸く行はれず、隨て之を司れる土師等の勢力亦漸く地に墜ちぬ。其の間元明天皇の和銅四年に起りたる伏見人形あり、又挽回策として、土師等が聖武天皇神氣元年新羅に航

土師新羅に航す

土師等の奏言

陶業茶に負ふ所多し

始めて茶を植う

僧榮西

して、陶法を研究し、佛教に對して自衞の道を講ぜんとし、又光仁天皇天應元年には、遠江介土師宿禰等十五人連署して、奏言する所あり、聽許されて、菅原姓を賜はり、社會上の地歩を高めんとしたることありしも、大勢の趨く所、如何ともなし難く、何時の間にか、其の存在を忘却され、鎌倉時代の初期に入りては、その姓氏を存したるに止まり、事實は奈良朝時代を最後として、土師は現世より遠かるに至れり。

十　茶の流行と陶業の進歩

支那唐代の陶業は、喫茶の流行によりて、其の發達を資けたると同じく、我國の陶業も亦茶に負ふ所少からず。支那喫茶の流行は、宗教家が精神の安靜を得る料に、茶の興奮劑を利用して、上下に喫茶を鼓吹したるに因る。而して其の餘波、我國に傳播し來り、茶器の輸入と共に、茶樹の植種を見るに至りたるは、平安朝時代に屬す。嵯峨天皇弘仁六年四月、近江梵釋寺の僧永忠、自ら茶を煮て天皇に奉り、同年二月、畿内及び近江、丹波、播磨に茶を植ゑしめたることは、類聚國史に載する所にして、蓋し我國に於ける茶の嚆矢なり。後鳥羽天皇建久二年、僧榮西宋より歸朝し、茶子を持ち來りて、筑前背振山及び其の

附近に植込み、建保二年茶一盞、茶書一巻を添付して、源實朝に獻じたる記事東鑑に見えたるは、降つて稍其の發達を見たるの時なり。

茶器の嗜好

茶器は寧ろ茶樹よりも前に輸入し、知也和无の新語は、日本陶器の代名詞となりたる程なるが、此の茶の流行と共に、茶器の需要を増し、茶器の愛翫には、其の形式、製法、色彩等に對する嗜好加はり來りて、自然陶業上の進歩を促すに至れり。

十一　瀨戸燒起る

無味閑寂の氣風

源頼朝天下を一統し、覇府を鎌倉に開くに及んで、事物自ら眞率なる武人の氣風を享け、且つ僧徒の宋に往來して、彼れの清淡質素の風尚を傳へ、一面禪敎の傳播と共に、無味閑寂を尙ぶの氣風を釀成し、こゝに我が陶界は一新生面を開けり。

（イ）宋の陶業

宋の四名窯

宋は前代唐の遺制を承け、官衙の保護を以て、盛に之を奬勵したるより、新窯の起るもの夥しく、官窯以外に、定窯、汝窯、哥窯、龍泉窯の所謂四名窯あ

り、其の他饒州、吉州、磁州、均州、建州等競ひ立ちて、各技倆を揮ひ、土質の硬軟、形狀の大小厚薄、色彩の濃淡深淺、窯業界に向つて、各種の異彩を放ち、所謂支那窯業の黃金時代を形成せり。

藤四郎入宋を思ひ立つ

我が陶工は此の形勢を見、又其の產出物を手にして、刺擊興奮一方ならず、遂に加藤四郎左衛門をして入宋を思ひ立たしめ、直系的に陶器の繼承を得しむるに至れり。

(ロ) 藤四郎の入宋

藤四郎の素性

加藤四郎左衛門は土御門天皇の建仁二年を以て山城に生る。父は橘元安といひ、大和道蔭村の人、嘗て大納言久我通親に仕へ、五位諸太夫に叙せられ、後剃髮して春慶と號す、世人其の姓名の前後を略して藤四郎といふ。

藤四郎往學の志あり

藤四郎幼より好んで土器を製し、唐土の作の秀でたるを見て、往學の志あり。偶ま久我通親の第二子僧道元の入宋するに會し、同伴を許され、貞應二年三月博多を發して、入宋の道に上る。先づ明州即ち今の浙江省寧波に着し、遺跡を訪ひ、陶業を視察し、更に建州に入り、茲に螢雪三年餘、梅椿の灰を藥に交ゆるの傳法を承け、後堀河天皇の安貞二年歸朝す。

父を備前に母を深草に訪ふ

藤四郎瀬戸に窯を開く

瀬戸物

藤四郎に關する諸說

(八)　瀬戸窯を起す

歸來藤四郎は父を備前の諸所に訪ひ、母を山城深草に尋ね、こゝに製陶を試みたるも、意に適せず、去て尾張常滑に來り、目的を得ず、轉じて瀬戸に來り、祖母懷の土を見て大に喜び、地をトして窯を築き、齎し歸れる技倆を發揮せり。茲に於て宋の窯法我れに傳はり、從來の面目を一新して、我が陶界に潑溂たる英氣を與ふ。後世陶器を稱して瀬戸物といふ。蓋し之に胚胎す。彼は實に日本陶業中興の祖なり。今日瀬戸に碑を立て、その功業を後昆に遺すの道を立てたる、洵に以ありとすべし。

藤四郎の生年月、入宋時期等に就ては、諸說一ならずと雖、余は陶碑銘、工藝志料、瀬戸陶磁器沿革書等に據りて、本文の如く解するものなり。

又藤四郎が渡宋前既に瀬戸の隣地赤津にて製陶に從事せしものなりとなす說と、鎌倉將軍の命を承けて茶入を燒し說と、渡宋前製陶を業とせずとなす說と、幾多に分れて、何れも多少の根據あると同時に、他を排去するに足るの有力なる說ともならず、惟ふに、一は其の生年月に對する見解の說と、他は茶人等の口碑に遺されたる傳說が、先入主となりたるにはあらざるか。

瀬戸に於て彼れの燒きしものは、種々の器物なりしが、就中茶壺最も多きに

唐物
古瀬戸
春慶
祖母懐

居る。個は當時茶の流行に伴れて、其の需用最も多かりしが故のみ。而して、窯は峯出ヶ根、椿、守宮、禪長庵、朝日、細倉、古瀬戸、源氏長曾等に分れて攜へ歸れる釉料と土とを以て、唐物を製し、倭土倭釉を以て古瀬戸を製し、續いて春慶、祖母懐の名稱を附せり。

(二) 藤四郎以後の瀬戸燒

黄瀬戸

眞中古

藤四郎の子、二代藤四郎父の業を繼ぎて、業に精しく、文永中に至て黄瀬戸を製し、始めて美術の眞を顯はし、三代藤四郎に至て、更に大成し、永仁中美濃金華山の土を得て、眞中古を製して名聲を博し、爾來子孫連綿として業を紹ぎ、今日に至れり。

十二　諸國に諸窯起る

足利氏に投ずるもの多し

藤四郎の瀬戸窯を開きたるは、北條氏漸く頭を擡げ來りし頃なりしが、後八十年餘にして、その勢力を失し、大權は皇室に復したれども、公卿政務に慣れず、足利尊氏其の間に立ちて、恩威並び布きたるを以て、朝廷を怨むもの漸く足利氏に投じ、公武の衝突、南北兩朝の分立となり、干戈の絶えざる百五十七

年、天下麻の如く亂れたるの間に室町時代は形成せられたり。此の社會の變遷と、外物の刺擊とによりて、時の製陶家をして新奇品を作らしむるの傾向を生じ、古來素養ありし各地の窯業は、漸く頭を擡げ來れり。

信樂燒

古信樂

古伊賀

(イ) 信樂燒

信樂燒は後宇多天皇弘安二年、近江甲賀郡信樂の庄、長野村に於て製したるに始まる。當時未だ茶式の成立せざりし時代に屬し、種壺類に止まり、質粗にして砂を含み、褐黃釉のかゝりたる堅緻のものなり。世に之を古信樂といふ。其の始めて賞用せられしは、室町時代武野紹鷗の獎勵に基き、茶器を製したるに始まる。後幾多の變遷あり、盛衰あり、本書第二卷信樂燒の條を見よ。

(ロ) 伊賀燒

後醍醐天皇建武中、伊賀丸柱に起りたるもの、其の地信樂に接するを以て、窯法甚だ相似たり。之を古伊賀といふ。後寬永年間藩主藤堂侯の保護、又は茶家利休の獎勵によりて、發達を遂げたり。

伊部燒の六姓

(八)　伊部燒の再興

備前伊部窯の起元最も古きことは、本編劈頭に記する如くなるが、他窯の例に漏れず、將門の亂後、一時殆んど廢滅に歸したり。然るに、前述來の趨勢に導かれ、再興の道成り、後小松帝の御世、國の太守より特に奉行を派し、監督を嚴にして、大甕、寺見、木村、頓宮、森、金重の六姓をして、連綿業を世襲せしむることゝなれり。

萩燒
志戸呂燒
丹波燒

(二)　其の他

長門の萩燒は、後柏原天皇の時に、點茶家の茶碗を造り、遠江の志戸呂燒は同時代花瓶及び壺を燒き、丹波燒は正親町天皇の朝、皿及び鉢を造る等、漸くにして窯業の隆盛を來せり。

十三　茶式の創定と陶業

將軍茶の湯に熱心なり

室町時代の末葉は、足利氏の驕奢時代にして、將軍義敎の專ら風月の道を學び、雪花の友に會し、茶の湯に熱心するあり、義政に至て、驕奢日を追ふて進

み、金閣寺の建立を始めとし、土木を起し、工藝を獎め、質素朴直なりし鎌倉時代を化して、華美艶麗なる社會となさしめたり。

四疊半の茶室

茶の湯は義政に至つて大成し、寶德中四疊半の茶室を創め、茶式を定めければ、能阿彌、珠光、粟田口善法、道提等、斯道の宗匠として續々輩出し、義政亦大に古器名畫を蓄へて、屢茗宴を開き、朝幕の貴紳相會して、盛大を極む、

茶道大に揮ふ

文明十五年には、東山に茶寮を造り、珠光、能阿彌等を召して、盛んに茶會を開く。

上の好む所、下之に習ふ、茶の湯は到る所流行し、茶器亦價を騰貴し、漸くにして陶業の進步を來せり。義政の臣志野宗信、香を愛し、茶を好み、瀨戸の工人に命じ、呂宋白藥を寫せる茶器を作らしめたるも、亦此の時代なり。世に之を志野燒といふ。

志野燒

十四　外陶の船來

陶業發達の素因漸く整ひし矢先に向つて、外陶は頻々として來船し、我が工人を刺擊したること少からず。

明との交通

此の時代は、支那は宋亡びて明の世となり、足利幕府と明との往來は繁く、

支那商人各國の陶磁を齎す

支那商人の明磁を齎すことも多く、後小松天皇應永十年には、四書並に陶器數品を貢物として朝獻す、時の將軍義持乃ち北山亭に明使を饗し、待遇甚だ盛んなり。

支那商人の齎し來れるものは、啻に明器に止らず、傍系的の輸入として、他國產のものを含みしことも少からず、呂宋、安南の陶磁は、此の時代頻々として來舶したりしなり。

十五　磁器現はる

藤四郎の手染付に及ばず

藤四郎の入宋は、我が陶界に於ける空谷の跫音にして、以て斯業發達の端を啓きたりと雖、未だ以て支那特有の磁器を傳ふるに至らず。殊に其の當時既に發達の緒に就きし青華白地、即ち我れの所謂染付に手を染むる能はざりしは、彼れが景德鎮に入る能はざりし關係ならんも、洵に遺憾とすべきなり。

社會は磁器に垂涎す

爾後三百年、世は室町時代、太平の夢酣はにして、茶道盛んに、茶器の必要愈多く、陶業急に發展し來りたれども、未だ以て磁器の日本に產出するあらず、社會は頗る之に垂涎したり。此の時に際して、祥瑞五郎太夫現はる。

祥瑞

五郎太夫は伊勢松坂の人、後柏原天皇永正十年（紀元二一七三年）足利義植將

東福寺の僧桂梧
祥瑞染付を傳ふ

軍時代)東福寺の僧桂梧に從ひ、支那に渡り、湖南に留まること數年、磁器の製法を承け、歸朝後肥前に於て、染付磁器の製法を敎ゆ。之を我が國に於ける染付磁器の發端とす。

祥瑞に關する諸說

祥瑞の傳說に就ては、異說紛々、未だ決する所あらず。或は曰ふ、祥瑞は支那人にて、伊藤五郎太夫は日本人なり。日本の五郎太夫は支那の祥瑞に就て磁法を學べるもの、其の作品に就て曰はゞ、五郎太夫の自作品は、必ず祥瑞之を造ると書し、無落款のものは、支那祥瑞の作品なり、兩者を混ずべからず、と然れども個は餘りに獨斷的にして妄なり。何となれば、明の正德八年(我が永正十年)五郎太夫業を卒へて歸る時、明の李春亭送別の詩あり、其の書伊勢山田の神宮寺に現存せるものに徵するも、隣交徵書に同詩の載錄しあるも、其の然るを知らるればなり。作品上より立てたる議論は、眞贋說が其の動機となりたるものならんが、之に關して細思を要するものあるは、前にも記せる如く、日本の社會が支那の青華白地を見て、渴望啻ならざりし時代に於て、祥瑞の作品出でたるを以て、上下の歡迎一方ならず、好評嘖々たるものありき。利を見るに敏なる支那商人は、奇貨措くべしとなし、祥瑞の銘を付して、支那製の青華白地を輸入したるもの其の一、後人五郎太夫の遺業を追慕し、其の製品に聲價を付せんが爲に、銘を付したるもの其の二、今一つには祥瑞の

吳祥瑞・無銘の祥瑞

自作品中にも、或は吳祥瑞と記し、或は無銘にし、或は吳字を脫して、單に祥瑞としたるものある其の三、此等の關係混淆して、此の異同論が生れしにはあらざるか。故に曰く、此等の點を基とし

祥瑞の製陶地に關する諸說

て、日本人、支那人の區別を立てんとするは、獨斷的にして妄なりと。

次に、祥瑞の製陶地に就ても、亦幾多の議論あり、唐津、有田、宮野、大和等は其の窯所と目せらるゝ重もなるものなり。之に就て考究を要する問題は、祥瑞歸朝後の動靜是れなり。惟ふに彼れは同伴者たる桂梧禪師と相携えて肥前唐津に歸朝上陸し、先づ武雄なる廣福寺を訪ひ、宮野・有田附近を逍遙し、後郷里松坂に老を養ふの歸途、大和に立寄り、鹿背山附近に窯を開きしものならんか、之に據て以上の數說出でたるならん。桂梧の隱寺たる京都東福寺は、武雄の廣福寺を創建したる聖一國師の創建に係り、同一關係ある博多の承天寺と共に、三寺相往來する間柄なりしを以て、支那より歸朝の要津たる唐津に上陸せし機に於て、兩人先づ武雄に廣福寺を訪ひしものと見るべく、茲に旅路急がぬ兩人は、武雄の溫泉に浴し、當時附近の繁華を集めたる宮野の城下に寄り、附近有田に逍遙する間に、適地を發見し、齎らし歸れる原料・材料を基礎として、こゝに日本磁器の開祖たる名譽を荷ひしものと曰ふべし。故に工藝志料の唐津の工人に磁法を敎ふといへるも、一般世說の有田磁窯の開祖となせるも、又一說の宮野に製磁せしといへるも、亦多少の根據あるもの、皆其の地相接し、且つ彼れの逍遙圈内にあればなり。最後の大和鹿背山說に至ては、何等異議の存するものなく、彼れが松坂への歸途、こゝに其の法を傳へしものとなすべきなり。

兎まれ、祥瑞に藉りて、暗褐なる當時の日本陶器は、玲瓏玉の如き磁器を得て、渴望したりし社會を滿足せしめ、こゝに日本磁器の端緒を啓きたり。

天下麻の如く亂る

茶道更に衰へず

古萩燒

志戸呂燒

十六　茶器の製造盛んなり

永正十年祥瑞磁器を傳へてより、間もなく天下は麻の如く亂れ、將軍足利氏の威令行はれず、群雄各地に割據し、一轉して織田信長の上京覇を唱へ、再轉して豐臣秀吉の世となり、一先づ小康を得たりし日本は、復た征韓の大役を見るに至れり。此の間實に七十餘年。

世は爾く戰亂の巷と化せられたりしも、一且蘊蓄せられたる茶道は更に衰へず、彌が上にも盛んとなり、之に伴ふて陶磁業も亦勃興隆昌の域に進みつゝありしなり。而して業界の最も多く着目し、且つ製出の多かりしは茶器なりとす。

(イ)　古萩と志戸呂

永正年間、長門萩の東郊松本に於て、點茶用の茶碗を作る。所謂古萩燒是れなり。陶質緻密、釉色白赤を帶びて軟滑、大に世の珍愛を受く。

遠州大井川の上游、志戸呂村に於て、淡赤又は濁黃の茶壺、花瓶の類を作る。此の地にては業甚だ振はず。

武野紹鷗

紹鷗信樂

阿米夜

能因法師

(ロ) 紹鷗新樂

武野紹鷗は、泉南に住せし茶道の宗匠にして、珠光の跡を慕ひて奥儀を究め、茶式を利久に傳へたる斯道中興の祖なり。深く信樂燒を愛し、永正・弘治の間、一種の茶器を作らしむ、所謂紹鷗信樂是れなり。

(ハ) 樂燒起る

此の頃、京都に於て、指頭捏造の土燒、世に所謂樂燒なるもの起れり。明の歸化人阿米夜なるもの、佐々木家に養はれ、宗慶と號したるものゝ創成に係り、形式甚だ奇にして、一種の韻致あり、且つ頗る抹茶に適し、茶味を善くするを以て、大に茶人の間に珍愛せらる。

(ニ) 古曾部燒出づ

大阪三島郡の古曾部燒は、昔能因法師肥後の古曾部より來りて、捏造せしものに始まり(年代未詳)此頃に至りて、製法に改良を加へて、茶器を主とし、水指、花瓶の類を盛んに製出せり。

明人一觀

茶碗一個三千貫

珠光茶碗

十七　明樣の瓦

支那、明との交際より得たるものは、磁器以外、瓦の製法に一進歩を加へたること是れなり。正親町天皇の御宇、明人一觀肥前平戸に來りて、明樣の瓦を燒く、當時織田信長近江の安土に城き、城樓の屋宇に瓦を要したりしを以て、一觀に命じて、之が製出に力を致さしむ。爾來邦人の瓦を造るもの、皆樣式を明に取り、舊制の布目あるものを棄つるに至れり。

十八　信長と陶業

織田氏の時代に至ては、茶器の重用既に久しく、永祿十一年(信長入京の年)今川氏の重臣三千貫を投じて、茶碗一個を買入れしこと甲陽軍鑑に出で、信長の安土築城の時、董督の任に在りし光秀に對し、其の勞を犒ふ爲に、珠光所持の茶碗を賜ひしこと、眞書太閤記に見えたり。

(イ)　陶工に感化を與ふ

斯の如く、茶器賞用の時なれば、信長も所領の瀬戸を巡遊して、陶家を訪ひ、

瀬戸の諸役を免す

永祿六年瀬戸の諸役を免じ、感状を陶家市左衛門に與ふ。市左衛門は加藤景茂と號し、藤四郎十二代の裔、當時盛んに陶器を作り、且つ陶家統御の量ありしより制札を賜ひたり。

陶丸

(ロ)　陶家に銃丸を作らしむ

天正二年には、瀬戸陶家に一丁八反の地所を付し、租税を免除し、保護奨勵の策を執りしと同時に、兵器用の銃丸を作らしむ。彼の長湫の役に用ひし銃丸は、即ち此の陶丸にして、今日古戰場遺物の一として、保存せらるゝ所のもの又瀬戸古窯の跡に、多く釉着物の發掘せらるゝものに據れば、長湫の役に豐臣氏の軍にて用ひしものと知らる。戰國の時世ほどありて、陶器を以て銃丸を造りしことは、新機軸の發明といふべし。

六作の特典

(ハ)　瀬戸六作

永祿六年信長の瀬戸巡遊の際に、工人中の技術優れたる宗右衛門、新兵衛、長十、市左衛門、太平、茂右衛門の六人を以て、六作と定め、特典を授け、水上、大平二村に窯場築造の許を與ふ。

十九　長崎開港と歐磁の輸入

始めて鐵砲傳はる

天文十二年(紀元二二〇三年)葡萄牙船種子島に來り、始めて鐵砲を傳へ、それより豐後に至り、交通を求め、更に平戸、鹿兒島に貿易を請ひ、同二十一年復た豐後に來り、更に貿易權を得、大村純忠新に領内横瀨浦と福田港を開きたるも、風波烈しきを以て、元龜元年深江浦を開く。後之を長崎港と改稱す。

長崎開港

長崎開港後、漸く歐洲船舶の來航繁く、彼等は白絹、金、麝香、磁器を携へ來て、我れの銀と交換したり。彼等の輸入する磁器の中には、歐洲磁器もあり、支那、呂宋、印度等にて得たる磁器もありしなり。而して歐洲陶業の狀況如何といふに、其の發達の端緒は、西曆千五百年代、我が室町時代、天文年間に於て、先づ伊太利に於て、其の端緒を啓き、之に釉藥を施し、聲價を高めしは、我が足利時代、天文九年より永祿三年に至る間に屬し、祥瑞磁器の傳法を鼓吹したるに後るゝ二十八年なり。歐洲の本窯仕立ての磁器は、斯の如く比較的後れたれども、硝子窯業は、夙に發達し、我が三韓征服時代に於て、我が國に輸入したることあり、又七寶は奈良、平安朝に於て、既に彼れより輸入したる程なり。

歐洲磁器發達の徑路

硝子

七寶

西洋磁器の輸入

此の歐船來舶と共に、西洋磁器の我れに輸入し來ること繁く、我が窯業界に

多大の刺擊を與へ、發展を釀成したること尠からざるなり。

二十　利休と長祐

千利休　**利久流**

千利休は幼名を與四郎といひ、剃髮して不審庵拋筌齋利休と號す、茶道を紹鷗に學び、奥儀を極む。所謂茶式利休流の開祖なり。利久茶器の好み、窯法の選擇に古雅を貴び、作品に對する品隲を行ひてより、之が一世の風を爲し、陶工に對するの刺擊、奬勵となりたること少からず。信長乃ち利休を以て、點茶家の宗匠と爲す。

利久燒

利久瀨戸の工人に意匠を授けて、茶器を作らしむ。利久燒是れなり。天正五年十月、松永久秀、信長の愛翫せる葉茶壺「平蜘蛛」を碎きし科を以て、久秀を信貴城に誅す。茲に於て、其の民(五民)利休の意匠を用ひて、京都の名工長祐に命じて、赤黑釉の茶器を作らしむ。

樂燒の始祖　**京燒**　**長祐前の京燒名工**

長祐は前記阿米也宋慶の長子にして、幼名を長次郎と稱し、樂燒の始祖なり。世に之を京燒と稱す。長祐の技甚しく利久の意に合ひ、其の姓田中を與へて、稱へしむる間柄となれり。當時京都の名工には、正意、萬右衞門、源十郎、宗白、新兵衞、吉兵衞、道味、江存、茶臼屋、茶染屋などありたるも、何れも長祐に壓せ

明人一觀

茶碗一個三千貫

珠光茶碗

十七　明様の瓦

支那、明との交際より得たるものは、磁器以外、瓦の製法に一進歩を加へたること是れなり。正親町天皇の御宇、明人一觀肥前平戸に來りて、明様の瓦を燒く、當時織田信長近江の安土に城き、城樓の屋宇に瓦を要したりしを以て、一觀に命じて、之が製出に力を致さしむ。爾來邦人の瓦を造るもの、皆樣式を明に取り、舊制の布目あるものを棄つるに至れり。

十八　信長と陶業

織田氏の時代に至ては、茶器の重用既に久しく、永祿十一年(信長入京の年)今川氏の重臣三千貫を投じて、茶碗一個を買入れしこと甲陽軍鑑に出で、信長の安土築城の時、董督の任に在りし光秀に對し、其の勞を犒ふ爲に、珠光所持の茶碗を賜ひしこと、眞書太閤記に見えたり。

(イ)　陶工に感化を與ふ

斯の如く、茶器賞用の時なれば、信長も所領の瀬戸を巡遊して、陶家を訪ひ、

瀬戸の諸役を免ず

永祿六年瀬戸の諸役を免じ、感狀を陶家市左衛門に與ふ。市左衛門は加藤景茂と號し、藤四郎十二代の裔、當時盛んに陶器を作り、且つ陶家統御の量ありしより制札を賜ひたり。

陶丸

(ロ) 陶家に銃丸を作らしむ

天正二年には、瀬戸陶家に一丁八反の地所を付し、租税を免除し、保護奬勵の策を執りしと同時に、兵器用の銃丸を作らしむ。彼の長湫の役に用ひし銃丸は、即ち此の陶丸にして、今日古戰場遺物の一として、保存せらるゝ所のもの又瀬戸古窯の跡に、多く窯着物の發掘せらるゝものに據れば、長湫の役に豐臣氏の軍にて用ひしものと知らる。戰國の時世ほどありて、陶器を以て銃丸を造りしことは、新機軸の發明といふべし。

六作の特典

(ハ) 瀬戸六作

永祿六年信長の瀬戸巡遊の際に、工人中の技術優れたる宗右衛門、新兵衛、長十、市左衛門、太平、茂右衛門の六人を以て、六作と定め、特典を授け、水上、大平二村に窯場築造の許を與ふ。

十九　長崎開港と歐磁の輸入

始めて鐵砲傳はる
長崎開港
歐洲磁器輸送の徑路
硝子
七寶
西洋磁器の輸入

天文十二年(紀元二二〇三年)葡萄牙船種子島に來り、始めて鐵砲を傳へ、それより豐後に至り、交通を求め、更に平戸、鹿兒島に貿易を請ひ、同二十一年復た豐後に來り、更に貿易權を得、大村純忠新に領內横瀬浦と福田港を開きたるも、風波烈しきを以て、元龜元年深江浦を開く。後之を長崎港と改稱す。

長崎開港後、漸く歐洲船舶の來航繁く、彼等は白絹、金、麝香、磁器を携へ來て、我れの銀と交換したり。彼等の輸入する磁器の中には、歐洲磁器もあり、支那、呂宋、印度等にて得たる磁器もありしなり。而して歐洲陶業の狀況如何といふに、其の發達の端緒は、西暦千五百年代、我が室町時代、天文年間に於て、先づ伊太利に於て、其の端緒を啓き、之に釉藥を施し、聲價を高めしは、我が足利時代、天文九年より永祿三年に至る間に屬し、祥瑞磁器の傳法を鼓吹したるに後るゝ二十八年なり。歐洲の本窯仕立ての磁器は、斯の如く比較的後れたれども、硝子窯業は、夙に發達し、我が三韓征服時代に於て、我が國に輸入したることあり、又七寶は奈良、平安朝に於て、既に彼れより輸入したる程なり。

此の歐船來舶と共に、西洋磁器の我れに輸入し來ること繁く、我が窯業界に

千利休
利久流
利久燒
樂燒の始祖
京燒
長祐前の京燒名工

多大の刺擊を與へ、發展を釀成したること尠からざるなり。

二十 利休と長祐

千利休は幼名を與四郎といひ、剃髮して不審庵抛筌齋利休と號す、茶道を紹鷗に學び、奥儀を極む。所謂茶式利休流の開祖なり。利久茶器の好み、窯法の選擇に古雅を貴び、作品に對する品隲を行ひてより、之が一世の風を爲し、陶工に對するの刺擊、奬勵となりたること少からず。信長乃ち利休を以て、點茶家の宗匠と爲す。

利久瀬戸の工人に意匠を授けて、茶器を作らしむ。利久燒是れなり。天正五年十月、松永久秀、信長の愛翫せる葉茶壺「平蜘蛛」を碎きし科を以て、久秀を信貴城に誅す。玆に於て、其の民(五民)利休の意匠を用ひて、京都の名工長祐に命じて、赤黒釉の茶器を作らしむ。

長祐は前記阿米也宋慶の長子にして、幼名を長次郎と稱し、樂燒の始祖なり。世に之を京燒と稱す。長祐の技甚しく利久の意に合ひ、其の姓田中を與へて、稱へしむる間柄となれり。當時京都の名工には、正意、萬右衞門、源十郎、宗白、新兵衞、吉兵衞、道味、江存、茶臼屋、茶染屋などありたるも、何れも長祐に壓せ

我が諸將韓の陶工を伴ひ歸る

多久美作守

陶範丘

家永彦三郎

唐津燒の眞品多く出づ

途秀吉の薨去あり、征韓の軍收まる。此の役に於て、我軍の諸將、彼土の陶工を伴ひ歸れるもの多く、豫て薫化せられたる製陶熱は、諸將各自の領內に、陶窯を築くの氣運に向はしめ、勃然として諸國陶業の興隆を見たり。

(イ)　唐津燒

第一回諸軍凱陣の際、佐賀の太守鍋島直茂の家臣、多久美作守釜山に於て、南京燒渡世陶範丘を見、珍敷燒物の旨を申上ぐ、直茂の悅び一方ならず、豫て太閤より仰出されし儀もあれば、日本へ連れ渡るべきを命ず、美作守乃ち金銀卷物を與へて、陶範丘に渡日を促す、彼れ直に承諾、家族三十餘人を具し、美作守の船に搭じて唐津に來る。秀吉大に喜び、名護屋の白鷺山に築窯せしむ。秀吉乃ち陶範丘を師として、製陶傳習を命ず、弟子十餘人の中、家永彦三郎(壹岐守)の技最も長じたるより、名護屋の司たるべき朱印を賜へり。

家永は天穗日命の神孫にして、野見宿禰の苗裔なり、此の事ある、決して偶然にはあらず。子孫後に分れて二となり、一は筑後に半田燒を起し、一は伊萬里に出で丶製陶を試む。唐津燒の系統ある磁器は、是より始まる。此の時秀吉自ら意匠を凝して、製出せしめたるもの多々あるべく、今日天下の重寶として、

舊家に保存せらるゝものゝ中には、當時の作品多し。

(ロ) 上野焼と高取焼

尊階

兩者共に細川忠興の起さしめたるものなり。朝鮮釜山海の城主、泗川縣十時郷の人、尊益の子尊階、加藤清正の恩澤を慕ひ、隨從して唐津に寄留し、後高麗に渡りて、陶法の蘊奥を享け、再び日本に來りて、三齋公(忠興)に從ひ、小倉に入り、家人となり、田川郡上野に陶窯を築き、名を改めて、上野喜藏高國といふ。之を上野焼の起原とす。時に慶長五年なり。

上野焼の起原

三齋公の保護

三齋公之に保護を加ふること厚く、喜藏には家來七十人を附し、其の子供等の小倉通行の際には、騎馬御免にて、飼料等も下附せられたり。

八代焼

喜藏の子忠兵衞、藩主忠利公の肥後に遷封せらるゝに及んで、寛永九年父と共に同國に入り、高田村に築窯す。之を八代焼又は高田焼といふ。

(ハ) 高取焼

韋登の八山

朝鮮京城の附近三四里の所に韋登といふ所あり、土人八山なるもの、黒田長政の恩澤を慕ひ、日本に來りて筑前鞍手郡高取山の麓に陶所を開き、名けて高

高取焼
藩業
皿山奉行
高麗陶工十七人
帖佐

取焼といふ。時は慶長十九年なり。

長政八山に高取の姓を賜ひ、名を八蔵と改めしめ、士籍に列し、七十人扶持を與へ、其の業を藩業となす。原料は始め高麗より取寄せたりしが、後國内に發見するに及んで、窯を穂波郡中村、上座郡鼓村、早良郡鹿原、同茶屋の山等に移して、旺盛を圖れり。黒田侯は更に皿山奉行を置き、抹茶器、花入、置物等に制限して、他物を製せしめず、一に精製を期したりしを以て、頗る良好なるものを出せり

(二) 薩摩焼

薩摩には南支那、琉球、呂宋等よりの感化を受けて、古くより陶器あらんと思はるゝが、其の秩序立ちたる陶業あるは、矢張征韓後のことなり。即ち慶長三年島津義弘の征韓從軍の歸途、率ゐ歸れる高麗陶工十七人を同國唐人町に居らしめ、同五年之を割いて、大隅帖佐に移し、寛永三年更に本國竪野に移し、唐人町の一派と共に、製陶に從事せしめたるに始まる。原料は當初朝鮮より携へ歸れるものに依りしも、其後薩日隅三國に原土釉石を求めたり。其の最も精巧に赴きしは、寛政以後のことに屬す。

萩焼
高麗左衞門
樂山焼
布志名焼
百五十人の高麗陶工を領内に分布す
李三平
有田焼開祖

（ホ）萩焼

長門は尾張と前後して、夙に瓷器を産せしことは、前既に述ぶる所。然れども今日の萩焼を創成したるは、征韓後韓工李敬の來りて開窯したるにあり。李敬渡來の船中にて助八と改め、後高麗左衞門なる名を毛利侯より賜はる。左衞門は始め唐津に來り、唐津焼を起し、後長門に來り、松本に居を賜はりて、製陶に從事したるも、微々として振はず、却て支脈を出雲に延ばし、樂山焼、布志名焼を出せり。

（ヘ）有田焼

鍋島直茂征韓の役、朝鮮南川元より百五十名の工人を召し連れ、名護屋に歸り、更に自領内の南川原、熊山、多久、武雄の四所に之を分布し、製陶に從事せしむ。

然るに、南川原の陶勢獨り盛んにして、他は振はざりしかば、多久に在りし李三平等、南川原に來り、二三町を隔てたる亂橋に陶窯を開き、こゝに有田焼開祖となる。之と前後して鍋島領杵島郡白石に在りし酒井田圓西なるもの、家

族を率ゐて南川原に移居し、彼の柿右衛門の祖先となる。時に元和二年なり。當時有田は山間僻陬の地、田中村と稱し、荒寥たる農村なりしなり。

百間窯

李三平亂橋に在りて手捏的の陶器を作りしも、地の適せざりしものか、更に板野川内に來り、新材豐富と地勢の利とを見て、こゝに窯を築く。是れ今の百間窯なり。後今の泉山に白磁礦の發見せらるゝに及んで、白川天狗谷に建窯し、更に小樽に移せり。玆に於て深山幽谷の田中村は開發せられて、有田町となり、武雄其の他に在りし高麗陶工は、漸次有田に移住するに至れり。

高原五郎七南川原に來る

前記高原五郎七は、豐臣氏の最後を遂げし後、寄邊なくて、博多の承天寺を頼り、同寺老職の紹介を以て、南川原に來り、酒井田圓西に身を寄せたり。是れ李三平が多久より亂橋に移りし後二年、即ち元和四年なりとす。斯くて五郎七は、こゝに居をトし、窯を築きて、益々其の技倆を發揮し、柿右衛門を經て有田磁器を大成せしむるに至れり。

柿右衛門有田磁器を大成す

二十四　御庭燒

幕府の茶會

後陽成天皇慶長五年、關ケ原の役後、德川家康大政を掌握するに至りてより、諸侯各地に封建せられ、天下は泰平の世となり、幕府も亦茶會を催すに至り、

封內の陶窯は一の誇り
御庭燒

寬永五年八月十四日、西の本丸にて、口切の茶を仙臺、薩摩、兩中納言、松平忠昌、立花宗茂に賜ひ、尋て屢々茶會を開き、諸大名を召して、之を賜ひしより、諸侯の國に還りて製陶を試むるもの多く、江戸詰諸侯の間には、其の封內に陶窯あるを一種の誇とし、其の是れなきものは、勿論、是れ在るものと雖、或は城內に窯を築き、工人を召して燒かしむ。稱して御庭燒といふ。

御庭燒の起れる、固と愛翫的動機に出でたるものなりと雖、陶工の面目としては、當時此の上もなかりしを以て、其の奬勵となりたるや勿論なり。之が爲に、德川氏の時代に於ては、國として始んど陶器を產せざる所なきまでに、陶業は全國に普及し、且つ價値ある精品を出しゝなり。

二十五　德川時代に顯はれたる名窯

德川時代は、美術工藝上より見たる日本陶器の全盛期にして、各藩の保護によりて、從來行はれたりし窯場は益々發達し、これまで無かりし地は、新に築窯するありて、其の數殆んど全國に洽く、名工名器を出せし所も少からざるなり。

對馬燒

先づ對馬燒は德川初期に於て、茂三、玄悅、小道二、小道三、彌平太、太平、

御深井燒
人形師幸右衛門
近江信樂
京燒
粟田燒
淸水燒
音羽燒
多治見燒
相馬燒
九谷燒

德本等の名工によりて、其の名を顯はし、尾張には藩主光友深く陶器を愛し、城内に窯を築きて、御深井燒と稱し、又瀨戸在來の工人を保護し、之に命じて官物を造らしめ、伏見には元和元年、人形師幸右衛門出でゝ、伏見人形の眞價を發揮し、近江信樂は元和八年幕府の茶壺を作り、京燒には仁淸出でゝ、獨得の妙技を揮ひ、之が分れて粟田、淸水の二派に分れ、各光彩を發揮し、大阪の音羽燒、美濃の多治見燒亦名高く、奥州相馬燒は、藩主の命を承けて、田代淸治右衛門によりて、寛永七年創立せられ、加賀九谷燒は、藩主前田侯保護の下に田村權左衛門によりて開窯せられ、其の他、名古屋の元贇燒、長門の樂山燒、出雲の布志名燒、山城の乾山燒、攝津の三田燒、江戸の今戸燒、佐賀の白石燒、伊豫の砥部燒、岩代の會津燒、伊勢の萬古燒、長崎の龜山燒、井伊侯の湖東燒、淡路の珉平燒など、皆相前後して現はれたる德川時代の名窯なり。其の詳細は本書中各窯の記事に就て見よ。

二十六　陶器嗜好の一變

元龜天正以後、本邦陶器著しく產額を加へ、また多く給を外國に仰ぐ必要を見ざるに至り、昔日輸入されたる外國陶磁は、漸く稀少となれり。物少ければ

外陶珍愛の俗

小堀政一

遠州の活眼

之を珍愛し、價の高まる、自然の通則なり。されば舊時渡來の時、繩を以て數十個を交叉羅結する爲に、其の高臺を十字に切開せし小鉢も、割高臺と貴重され、苦窳歪斜殆ど其の用に堪えざる茶壺も呂宋の茶壺と尊崇を受け、錦繡を以て之を覆ひ、奇木を以て之を函藏す。此の風利休に濫觴し、其の弟子末流之に倣ひ、器の淨穢を論ぜず、產の東西を問はず、苟くも茶器中の便用あらば、採て以て之を用ふ。外國品を愛重する、また實に極まれりといふべし

寛政中小堀政一あり、通稱宗甫、遠江守に任ぜられたるより、世に遠州といふ。利久の後に出でたる茶家の宗匠にして、世の尊崇を受く。此の風を慨して曰ふ、器は獨り稀少によりて貴ぶべきにあらず。風韶雅致は外國品に專屬すべきにあらず、本邦近古の作品と雖、その製作遠く外國品の上に及ぶものあり、宜しく選擇尊崇すべきなり、と蓋し一大活眼といふべし。時人深く此の說に感じ、遠州の鑑賞を得たるものは、例令破瓶瓦碗と雖、忽ちにして黃金と均うするに至る。加之、遠州天稟好事にして、能く土質に通じ、苟くも地の陶冶に適するものあらば、工人に命じて茶器を作らしめ、平凡雜具の產をして、能く貴紳韻士の座間に連るの榮を與へ、陶業上に一新生面を開きたるの效や、決して沒すべからざるものあり。

以上の意味に於て、遠州は從來尾張を以て茶器の產出所と限定せられしを改めて、所謂遠州七好窯なるものを起せり。即ち左の如し。

遠江志戶呂　近江膳所　豐前上野

筑前高取　山城朝日　攝津古曾部

大和赤膚

有田は徹頭徹尾日本磁器の先驅者

高原五郎七

白手燒

二十七　有田磁器の大成

有田は徹頭徹尾日本磁器の先驅者なり。祥瑞の始めて支那磁法を傳へたるも、兎に角有田附近なりしなり。所謂白手燒の純粹磁器を出し、尋で錦彩磁器を出して、聲價を中外に輝かしたるも有田なりしなり。前者に就ては、前既に述ぶる所あり、玆には專ら後者に就て記する所あらんとす。

當時の所謂南京燒、即ち明代磁器の特長たる靑華白地は、有田南河原窯の酒井田柿右衞門が、博多承天寺住職の紹介によりて聘したる高原五郎七によりて、其の傳を承く、明礬を含める堅牢の磁器、所謂白手燒是れなり。此の白手燒を大成するまでには、酒井田の苦心一方ならざるものあり。初め五郎七に傳を得たる後、在來陶器の脆弱にして、破損し易く、日用の便に堪えざるを見て、堅

泉山に白磁礦を得
白手燒
東島德右衞門
周辰官
有田磁器の聲價

緻のものに改めんと志したるや久し。後泉山に白磁礦を發見するに及んで、始めて堅牢なる白手燒を得、本邦磁器の濫觴たる名譽を得たり。其の得意想ふべきなり。

此の白磁には、勿論青華を畫くことも、磁上に氷紋を現はすことも、模型を白磁に施し、之が畫樣に換ふることも、盡く具備したりしなり。然れども、金銀又は他の鑛屬を以て、磁器に畫き、采繪金紋を現はすことは、未だ備はらざりしなり。偶々伊萬里に東島德右衞門あり。長崎在住の支那人周辰官なるものより、其の傳を受け、之を柿右衞門に傳ふ。而かも未だ好成績を得るに至らず、柿右衞門親しく辰官に就て、其の秘法を得んとしたるも、辰官赤繪付を敎へて、金銀燒附の術を傳へず、柿右衞門苦心辛慘の末、辰官の圍碁を好むを見て、一たび南川原に歸り、圍碁を習ひて、更に長崎に出で。辰官と碁を圍んで、漸く赤繪付、金銀燒付共に之を傳習し大成するを得たり。時は寬永二十年なり。

二十八　我が陶磁の海外輸出

此の大成されたる有田磁器は、世の賞讃を博し、加賀筑前等の買收を受け、諸國の窯場は、競ふて其の秘法を探知せんとし、長崎在住の八官、亦之を買得

して、海外輸出の道を講ずるに至れり。本邦磁器の海外輸出ある、之を以て嚆矢とす。實に正保三年六月なり。

次で、對馬藩主宗氏の手を經て、安永の頃より朝鮮に輸出し、こゝにも其の聲價を博し、陶器に關する主客の地位を轉倒するに至れり。

此の八官なるものに就ては、或は八觀に作れるものありて、諸說一定せざる所あれど、思ふに、當時長崎在住の明人に、林三官、四官、五官、六官、八官の五人あり、何れも海外貿易に從事したることは、異國渡海御朱印帳に明記する所なり。

二十九　明治維新後の陶器

米艦來航

嘉永六年米艦浦賀に來航あり、三百年泰平の夢は破れて、世は開港攘夷の論に喧しく、終に慶應三年德川慶喜の大政奉還となり、茲に明治維新の天地を現出し來れり。

維新の改革

世は既に維新となり。各藩は悉く廢されて、大小の政令朝廷より下り、百般の制度皆改革さるゝと共に、外國との修交益々盛んに、歐米文物の輸入頻に繁く、萬事すべて歐米の式に倣ふの風行はれ、日本在來の事物は、悉く是れ舊弊

西洋崇拜熱

なりとして、殆ど顧みられざるの傾きを生ぜり。

國粹保存論

勸業奬勵

されば、德川時代に於て全盛を極めたりし我が陶業も、玆に一大頓挫を來し、各藩御庭燒の如きも、固より悉く廢絕に歸し、折角頭を擡げ來りし民業も、到る所沈衰の極に達し、甚しきは擧げて廢窯するの已むなきに至れり。然れども物窮まれば通ず、一時西洋熱の熾烈なりし反動は、玆に現はれ來りて、國粹保存の論は、漸く勢を爲し、政府亦國家の經濟に顧みる所あり、產業奬勵の道漸く立ち、明治十年始めて勸業博覽會を開き、陶器の如きも、當業者を勸めて之に出品せしめ、品評を加へて、優等品には賞牌若くは褒狀を與へ、又外國博覽會の擧あるや、政府自ら斡旋の勞を取りて、陶磁出品を奬勵し、以て國產の發達と、貿易の伸暢とを圖るに努め、爾來博覽會、共進會の如きは、或は內國勸業博覽會の名下に、或は府縣聯合共進會の名下に、屢々行はるゝに至れり。

陶磁進運に向ふ

玆に於て、一旦沈衰に歸したる陶磁業も、漸くにして發達の緖に就くと共に、封建時代家傳秘密の關門は、玆に開放されて、比較硏究の道は開け、他方には世界各國陶磁業の狀態も明かとなり、學理の應用は遺憾なく發揮されて築窯の上にも、釉藥の上にも、彩畫の上にも、曾て夢みられざりし改良は施され、製品の面目一新し、其の產額も亦著しく增加し、我が國產中有力なる地步を占む

るに至れり。
而して之と同時に、西洋各國に於て、日本古陶を美術品として愛翫するの風尙を生じ、英、米、佛、獨の重もなる美術館、博物館は、競ふて日本陶器を蒐集し、又之に關する著書の發行せらるゝに及んで、日本陶器の聲價大に昂り、日本人自らも亦漸く顧みる所あり、古書畫骨董と相並んで、之を珍藏し、愛翫するの氣風熾んとなり、一器數千金に値するものを算するに至りたるぞ、洵に我が陶界の爲め祝すべきことなる。

上等の土

陶磁の製法

清人海鹽朱琰陶説を著はし、中に陶冶圖説あり、製陶法を説く極めて詳細なり。以後陶器に關する書、必ず陶冶法を説く、陶冶法なければ、陶器の書を爲さゞる觀あり。本書題して陶器全書といふ。亦此のこと無かる可らず。即ち陶冶圖説に倣ひ、その梗概を錄せん。

一　采土製泥

陶磁のことを修む。先づ土の詮義を第一とす。土は到る所必ず有りと雖、各其の質を異にし、又製する所の器、好む所の形によりて適否あり。且つ陶家は各土の出所を秘するを以て、一概に之をいふ能はざるも、陶土としては左の三種類に分つことを得ん。

（一）白色の埴土にして、搦めて後乾燥すれば、塊となり、石の如くなるもの或は山より出す時は、生壁色にて、乾きて後は薄黄色となり、焼けば白色となるもの。之を上等の土となす。

中等の土

(二) 鼠色又は黄色の土にて堅實なれども、燒かば暈色となる。之を中等の土となす。

下等の土

(三) 鐵氣を含める土にて、朱土又は黒色のもの、之を燒かば紫褐色となる。之を下等の土となす。

篩土

土の選定終らば、之を採掘し來りて、屋内に貯へ置き、雨露又は水濕に冒されざる注意を加へ、天氣晴朗の日、板若くは蓆を擴げて、日光に乾かすべし。乾燥の後、鐵杵石臼の類を以て、之を搗碎し、篩にて砂礫を去り、細粉となし板盤等の上に移し、漸次に水を加へて捏ね上げ、適宜の所にて、足にて之を踏み固め搦土とし、數回捏ねたる後、製作すべき度に至らば、樽又桶の中に入れ日光又は風の當らぬ所に貯ふべし。これを篩土と稱し、下等の器皿を造るには直に採つて以て用ふるなり。

上等土の製法

若し夫れ上等の土を製せんか、先づ土を水に浸し、竹若くは板片を以て之を攪拌し、水飛桶に入るなり。水飛桶は圖に示せる如く、上端を距る數寸の所より、一寸位宛離して、順次呑口を設けて、底に至らしむるものにて、その上端には細き木二本を渡し、絹篩をその上に置き、豫じめ攪拌し置ける泥水を之に汲み込み、桶に溢るゝ迄に達したらば、苦鹽少許を之に投ずべし。然らば泥水

漉土

吸瓶

石焼用の地土

がいろめ

は苦塩の為に、二分されて、泥は沈澱し水は上部より順次清澄すべし。その清澄となれる部分を除去する為に、上部より第一栓、第二栓と順次に呑口の栓を取りて、上水を流出せしめ、最後に上水なきに至るべし。この沈澱したる土は、即ち漉土と称するものなり

水漉桶



栓

漉土は之を水瓶の中に貯へ置かば、猶上水溜るべし。之をも亦静かに掬ひ取りて後、吸瓶と称する粗糙の素焼瓶に漉土を汲み込むべし。それにても猶水分あらば、日に晒して適宜の堅さとなすべし。此の土は即ち上等の器物を製するに用ふ。



吸瓶

次に石焼用の地土は、我が国にては、肥前の有田、岩代の会津以外に、適当のものなきを以て、何れの陶場にても調合して用ふるなり。例へば尾張、美濃等より出づる陶土（俗に之をガイロメッチといふ）の中へ、白川石を調合するが如し
この調合割合は、その地質によりて異り、一概には論じ難く、陶者の経験に待つ外なかるべし。尾張「がいろめ」は白川石七割を調合し、美濃「がいろめ」は白川石三割を加ふといへるは、多年経験の結果なり。此の外、釉薬に用ふる一般の石は、皆土を製する如き手続を履み、漉土を製する如くにして用ふるなり。

二　錬灰配釉

灰の製法

灰は石を溶解して、光澤を與ふる效用あるものなれば、釉藥を用ふる場合には、必要の品なり。灰を製するには、柞、樫、栗、椿、欅などの如く、木理緻密なるものを選ぶべし。灰となりて後白色なるものは殊に佳なり。又籾、麥藁などを燒きて得たる灰は、殊に釉藥の溶解に効あり。

灰を製するには、窯中に用ふる棚板を地上に敷き、瓦の類を以て四方を圍み風の爲に灰の飛散せざる設備を爲し、木材をこれに入れて火を着くべし。木材盡く焚化して白き灰とならば、直に水中に投じ、數日の間之を空氣に曝すべし若し此の手續を怠るか、又は不十分なる場合には、作品の表面に、一種の暗黄色若くは朦朧色を呈して、醜状見るに堪えざるものあり。曝らし終りて後、石磨碓にて挽き、水飛して極細末となし貯ばふべし。此の灰を調合して釉藥となす。而して、その調合の分量は、また經驗に待つ外なしと雖、耐火の度強からんことを欲すれば、灰を少くし、弱からんことを欲すれば、灰を多くすべし。その多少は石の三割乃至六割の間にあれども、釉藥の強弱は、地土の強弱に從ふものなれば、能く此等を參酌すべきなり。俗に弱藥五合灰と稱するは、石一

水飛　粉の細末を得る方法、先づ粉を水に溶かしその沈みたる粗き部分を除き去りてうはずみの中に混れる細粉のみを沈澱せしめ、之を乾かして製するなり。

千倉石　美濃、尾張より出づる石なり。

升に灰五合の割合に盛るをいふ。例へば千倉石一升、白川石一升に灰一升を調合するが如し。これは石燒の場合なれども、土燒の場合には、千倉石一升、白川石三合に灰六合を調合するを普通とす。

分量定まり調合終らば、之を水に溶解し、能く攪拌して泥水の如くなし、石碓に入れて挽くすべし。さすれば、灰と石とは互に混淆親和し、石の粗細も均一となりて、製器に小裂の生ずる恐れなし。若し土燒に小裂文の生ずるを好む場合には、石の耐火度強きものを細末となし、弱きものを極細となすべし。

若し釉薬に色藥を加ふる場合には、その欲する色彩を之に調合すべきなり。例へば、青磁には綠青或は鐵丹を加へ、黒磁には黄土或は仁石を加ふるが如し凡て何色にても、强火度に耐ゆる鑛物を加へて、種々の色を出すものなれども地土の强弱によりて、火度に强弱あり、火度の强弱によりて、色彩を異にするを以て、一定の量を定め難しと雖、一二の例を示さば、左の如きものなり。

青磁釉薬　千倉石一升　綠青百匁　籾灰一升　木灰一升二合

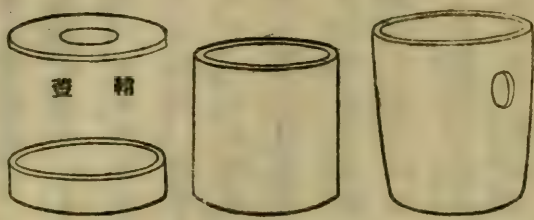
黒磁釉薬　白川石一升　房州石一升　黄土六合　仁石六合　木灰二升四合

三　匣鉢製造

鞘

道具土

匣鉢は俗に鞘といふ。器皿の未だ成らざるに當り、泥滓灰塵に沾へば、必ず斑駁を生じて、精美ならず。また窯中の烈火に襯せしむれば、苦窳を生じ、時として毀損するの恐れあり。此の故に陶器を造る、必ず匣鉢の制なかるべからず。而して、匣鉢を造るには、陶土を水飛する際、絹篩若くは馬尾篩の上に殘



土瓶鞘　猪口鞘　鞘蓋　皿鞘

りたる石粉を取りて、能く煉り合せたる土の中に、三割程を入るべし。之を道具土といふ。此の道具土を以て、小桶の如き形狀を爲せる鞘を大小種々に作り置くべし。上圖はその二三を例示せるなり。凡ての器皿は、必ず此の鞘の中に收めて、然る後窯中に入るゝなり。鞘は幾回となく用ふるものなれば、耐火の度の強きを專一とすべし。鞘には蓋を添ふべし。

上圖土瓶鞘は、土瓶などの口あるものを容るゝ爲に作れるものにて、横に穴あるは、之より口を出し、兼ねて空氣を充たす爲めなり。猪口鞘は、猪口、湯呑、茶碗、香爐などの形小なるものを容れ、皿鞘は皿、水鉢などの扁平なる器を容るゝに用ふるなり。

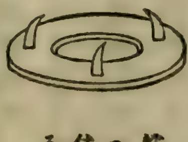
蛇の目　芽　針　じんごろ　棚板

鞘と共に準備し置くものに、蛇の目、芽、針、「じんごろ」、棚板、「つく」の五器あり蛇の目は型を作り置き、こわつちを壓し入れて作り、素燒と爲すものにて、大小種々あり。芽も亦型の中に壓し入れて、素燒を爲すなり。芽は圖示せる如くに、蛇の目へ鼎足に饂飩粉の練りたるを糊となして箝め着くべし。かく出來上りたる蛇の目は、芽を下にして器の中へ置きその上へ他の器を置くべし。これ器皿の兩個互に燒き付かざる爲の備へなり。針は芽と同し用を爲すものなれども、其の間多少の相違あり。芽は器物の糸底等に、地土の顯れしものに用ふるに反し、針は釉藥の全面にかゝれる器物に用ふるなり。「じんごろ」は釉藥などの溶解の度合を檢する場合に、同じ藥を素燒にかけて、鞘に入れ、色見穴より引出し見る用を爲すもの。棚板は窯中に器物を積み込む場合に用ふるものにて、厚さ一寸許大さ一尺乃至一尺四寸までに作る鞘を作る道具土よりも、石粉を多く割合せたる土にて、打ち固めて

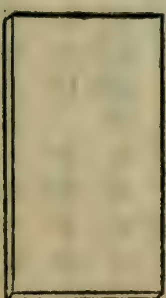

蛇の目


芽


針

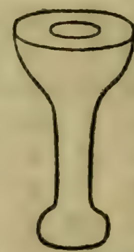

蛇の目へ芽を付けたる形


じんごろ


棚板

つく

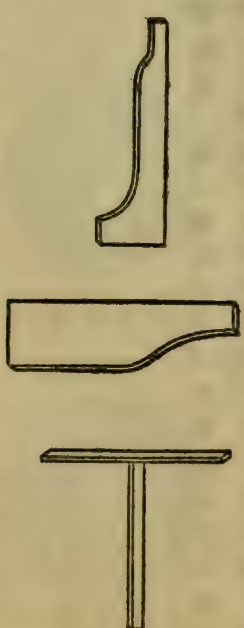
作る。棚を架する柱を「つく」といふ。つくに二種あり、一を「作りぬけ」といひ、一を「よりつく」といふ。前者は圓筒の如く轆轤にて作り、長さ四五寸乃至一尺四五寸、圓徑一寸五六分のもの、後者は丸き棒にて上下に玉縁を付けたるものにて、その用前者に同じ。「つく」を作るには、土を丸棒の如く伸ばし置き、適宜に切りて、玉縁を付くるなり。


作りぬけ


よりつく

四　圓器修模

千百の圓器を造る、模子なかるべからず。模子に準はざれば、製器劃一ならず。模子とは此所に圖示せる各種定木の中にて、器具内外部の屈曲を作りたる一片板をいふ。圓器を造るには、之を土に當てゝ形の一樣ならんことを力むるものなり。之を作るには、一定の法則あり。即ち一尺の器を造らんには、一尺二寸に造り、三寸の器を造らんには、三寸六分に造るを通法とす。即ち燒上げたる器の尺寸二

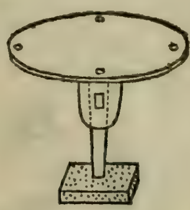


轆轤

割を加ふるなり。尤も土の強弱によりて差あれども、大概は一割乃至三割の焼縮みあるものとす。

五　圓器拉坏

茶碗、皿、盃、鉢の如き圓器を造るには、第一條にて述べたる細工土を器の大小に從ひ、適宜に其の量を定めて、俵を立てたる如き形に造り置き、轆轤の中央に据付け、右の手を添へて、圓器を随意に造るべし。轆轤は一に旋盤ともいひ、木盤の如く下に機軸を設け、旋轉自由なる仕組となれるものなり。先づ茶碗を造るとせば、此の旋盤上に載せたる土を、圖示せるが如き鏝にて、內部の形を作り、鹿の揉皮を水に浸して右の指に挾み、左の指にて押へ、轆轤を運轉しつゝ、外面の半過ぎまで、之を磨くべし。此の磨み終らば、切絲を兩手に持ちて、器の向側より前へ引き、器と轆轤とを放


轆轤


鏝


鏝


鏝

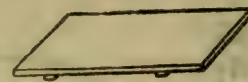

切絲

切絲

本絲切

丸絲切

唐物絲切



三尺板



丸絲

すべし。轆轤より放れたる器は、三尺板と稱する運搬に便なる板に移し、五日乃至十日間蔭乾しを爲し、絲底を造るに都合よき時を待つべし。若し大なる器を造る場合には、三尺板に代ふるに、圓板と名くる金板の如き板を以てすべし。其の大小は造らんとする器の大小に從ふ。又茶入、水指などの如く、絲底を要せざるものならば、切絲にて切りしまゝにて置くものなり。絲切には古來種々の法あり。その二三を說明すれば

本絲切　絲切を器の向側へ廻して之を前に引かば、轆轤の旋轉に依て、左に絲入り顯れ、右に絲出顯るゝなり。之を本絲切と云ふ。

丸絲切　竹篦を極めて薄く削り、器底に差込めば、轆轤の運轉に依て自ら切るゝなり。之を丸絲切といふ。

唐物絲切　本絲切と反對に、轆轤を左に轉し、切絲にて切らば、絲入り右に顯はれ、絲出左に顯はる。之を唐物絲切といふ。



唐物絲切



本絲切



丸絲切

箆起し

渦絲切

箆起し　竹箆にて轆轤の旋轉を止めて切るものなり。箆起しは一に板起しともいふ。

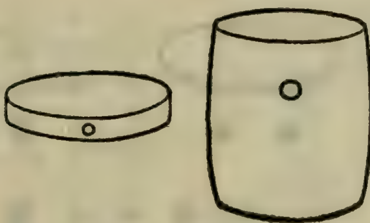
渦絲切　圖に示せるが如く、渦に深く切り込めるものをいふ。



渦絲切



箆起し



削臺



削刀の曲りたるもの



小刀

次に乾燥の程よき頃を見計ひて、圖に示せるが如き削臺をその器の大小に應じて、轆轤の中心に細工土を以て据付け置き、器物をその上に俯せ、削刀の曲りたるもの、若くは堅き木にて作れる小刀を以て、腰以下を削り、高臺を作るべし。

六　琢器做坏

稜角の形をなせる器物、人物禽獸等の形をなせる床飾りの如きものは、之を

燒付外窯

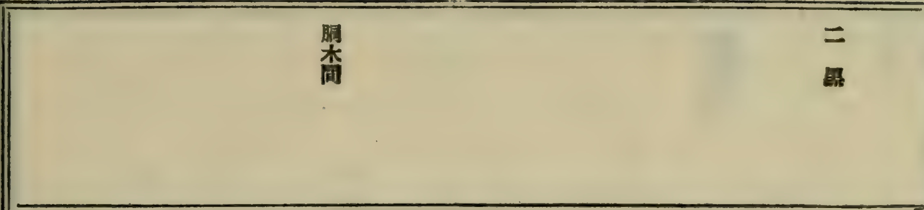
造るに轆轤の力を借る能はず。之を琢器といふ。此等の器を造るには、方形又は稜形のものならば、細工土を板に延べ、生乾きを待ちて、欲する寸法に切り、綴土を糊となして、箱を造るが如く、綴合せて造るなり。楕圓形も亦同じとす人物禽獸蟲魚の類は、豫め其の欲する模型を備へ置き、之を火上に焙りて、細工土をその中に壓し入るゝなり。暫くにして細工土の水分模型中に吸ひ込み、土の縮むを待つて、取出すべし。人物の如きは、首と胴と手足と、半面づゝ別々に模型を造り置き、前法の手續を經て、取り出したるものを、綴土を糊として繼ぎ合せ、全體を造るも可なり。

七　初窯做素

細工土にて各種の器具を造らば、其の乾燥を見計ひて、素燒を爲すべし。素燒を爲すには、圖に示せるが如き、燒付外窯を作り、網を設けて、其の上に器具を組合せ、窯一杯に之を滿たして、上に火焰の通徹し得る際を置きて、瓦の蓋を爲すべし。之を燒くには、焚口へ薪二三本を入れ、徐々に焚き、火勢の增すに從ひ

燒付外窯





順次薪を加へて、奥へ焚き込むを要す。最初窯中暗黒になりて、色見穴より見て器物の見えざるに至る。之を俗に二黒といふ。火氣漸く強くなるに從て、此の墨消えて、窯中墨なきに至るを度とすべきなり。この素焼きを爲すは、固と器皿の破壊を防ぐ爲めのものなれば、餘り燒過ぎて、釉薬の親和を失ふことなきに努むべきなり。

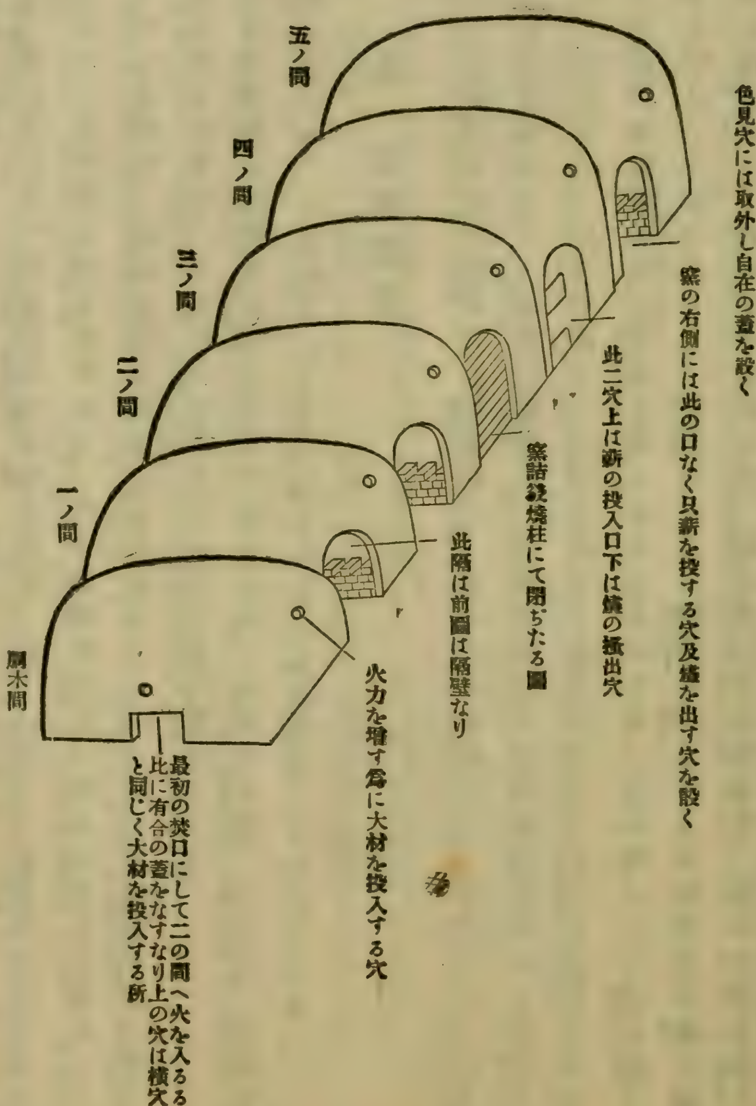
八　土磚築窯

燒窯を設くるには、先づ地所を選定すべし。地所は一間毎に二三寸下りの勾配ある所を善しとす。地盤の柔かき所を避け、瓦片又は舊窯の殘塊を以て築き煉瓦を地上に組立てゝ基礎とすべし。之に狹間穴と稱する穴を積み殘して、火氣を通ずる所とし、順次一區〱と段を付けて築くべし。最初の間を胴木間といひ、器皿を燒くはじめ薪を三四本入れて、焚付けを爲し、漸次大材を投入す此の大材を胴木と云ひ、之を燒く所なるが故に胴木間といふなり。次に圖に示せるが如く、一の間、二の間、三の間と名づけ、大抵は七の間位に至て止む。一の間以下には、間毎に一方には戸口と色見穴とを設け、他方には薪を投げ込む穴、火燼を掻き出す穴を設け、最後の間には、地盤際の所に穴を設けて、之





窯全圖



に陶製の煙突を付し、火氣を漏す道を講ずべし。此等の間は、一の間より二の間は大に、二の間より三の間は大に、順次縦横高さ共に増加するを要す。

コバルト Cobalt 色澤銀に近くして、少しく赤色を帶びたる金屬なり。鐵に比して稍重く、且つ硬く、融解し易し。

各間を築くには、其の地盤上の基礎面より、窯の形に擬らへて割竹を以て編み立て、その上に土の搦めたるを塊とし、土藏の荒打を爲す如くに擲き付けて塗り、更に其の上へ舊窯の殘塊を擲き付け、乾くに從て、木槌にて打ち固め、土のみにて窯を保ち得るに及んで、竹の模型を外し、窯の裏面より粘土を以て塗り直しを行ひ、高低を均一ならしめ、その上へ細工土を作れるとき、篩の上に殘りたる石粉と、土とを割合せたるものを塗り付くるなり。

以上は普通の構造及び築造法の大略なるが、此の外丸窯、茶碗窯、砂窯など各種の制あり、その好みによりて異なるものなれども、根元は一のみ

九　青料揀選

青料は素燒の上に染付くる顏料にて、世に所謂呉須なり。呉須は「コバルト」の酸化したる粉末なり。呉須に古渡り、新渡りあり。前者は價高けれども佳く、後者は佳ならず。先づ古渡りの呉須を取りて紙上に擴げ、色彩を鑑別すべし。其の下品の墨色なるは、青華を造くるに上乘のもの、其の黑くして漆の如く見ゆるものは、上等なれども、窯中に入りて變色し易く、上品の青色を發し難しその灰色なるは、極めて下等にして、殆と用ふるに足らず。故に呉須を購ふに

は、下等墨の如き色を爲して、塊多きものを選ぶをよしとす。

十　青華繪器

繪の染付を爲すには、石質善くして、直に青華の色を現はし得るものは直にその素燒の上に描き得べしと雖、然らざるものは、白繪土を極めて薄くなし置き、素燒の器を水に浸して、直に白繪土の中に入れて乾かすべし。之れを塗土といふ。かくして後、欲する所の繪を描くなり。畫法は普通のものと異らずと雖、地塗りなどを斑なく均一に塗上るなどは、陶器畫の難事とする所、また横筋を描くなどは、轆轤の力を借りて、均一に引き得べく、葉筋とて、葉を塗り置き、針にて葉筋を彫り置く如きことは、さのみ難事にはあらざるなり。繪筆は普通のものと異り、剛堅を要するものなれば、狸毛を貴ぶ。

染付に用ふる顏料には、呉須の外紺青あり。紺青は群青の稍濃きものにて、細末として用ふるものなり。又サラサと名くる鼠色のものあれども、美色ならず。土燒には仁石又は鐵粉を用ふ。これにて薄く描かば、茶褐色となり、濃く描かば黒褐色となる。

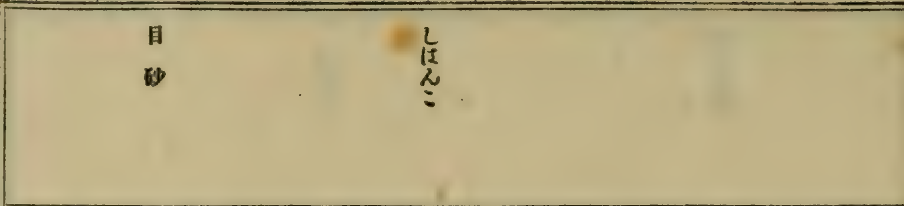
十一　蘸釉塗釉

呉須又は紺青にて描き終らば、第二條に述べたる釉藥を掛くるなり。其の法釉藥を桶に入れて水を加へ、再三攪拌して、十分水に混和するを待ち、素燒せし器皿を之に投ずべし。然る時は素燒は藥水を吸ひ込みて、高低なく平均に藥を掛け得べし。されど此の蘸釉は大に經驗を要し、慣れざる間は、心の欲するまゝに爲し遂げ得ず。試みに茶碗類に藥を掛くるとせんか、指にて絲底を撮み右の釉泥中に直下すれば、内部には藥の掛らざる恐あるを以て、泥中より引上ぐる際に、聊か斜めにし、一方の縁を水面より一二分出して、然る後引上ぐれば、内外各部平均に掛るが如し。また、瓶、德利などに釉藥を掛くるには、釉泥に水を加へて淡くし、之を内部に滿たしめて、倒にして去れは、適宜に藥の掛るを見る。總じて釉藥の厚きを欲すれは、それを濃くするか、若くは永き間浸すを可とすべく、薄きを欲すれば之と反對になすべく、その手心は幾多の經驗に待つ外なし。また、琢器、人物、禽獸などの一部分薄くして、他の厚きを欲する場合には、薄きを欲する所へ、水を洒きて豫じめ水分を含ませ置きて、釉藥中に入るべし。さすれば、水の洒ぎある部分は、薄くなりて、他との區別

を認め得べし。殊に青磁藥、黒藥などの色藥のかゝれる所は、後にて筆にて修補するか、その他の法を用ひて、濃厚になし置かざれば、窯中に入りて褪色して茶褐色となる恐あり。また糸底に流れし釉あらば、棕櫚毛を束ねし刷毛にて拂ひ落すべし。然らざれば窯中の棚板に燒付く恐あり。

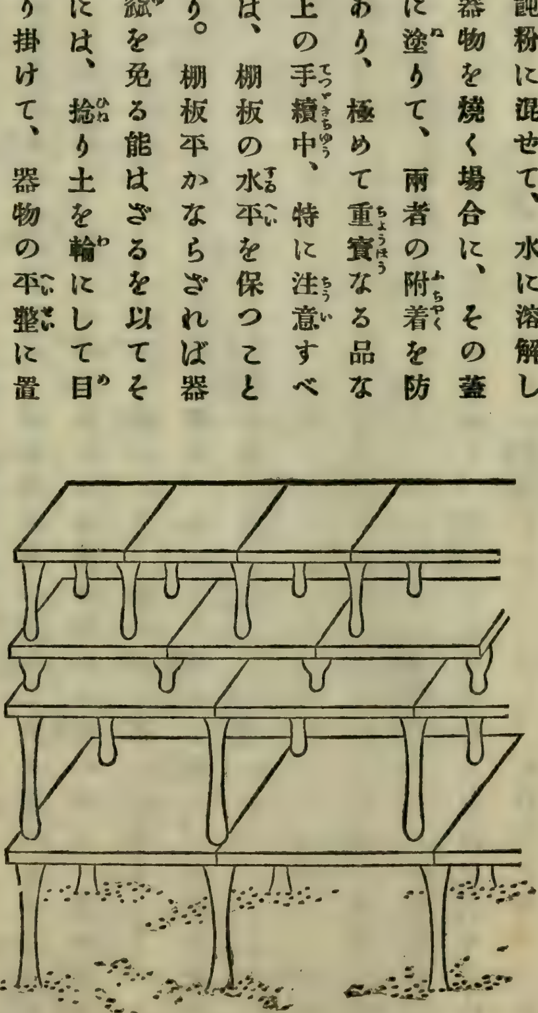
十二　成坏入窯

素燒に釉藥の工程を終ゆれば、之を第八條に説明したる窯中に入るゝ順序となるが、此の場合に、陶土の濾過を行へる際に殘れる糟の砂を、窯中礎面の上に、厚さ四五寸に達するまで敷き詰むべし。此の砂を俗に「しはんこ」といふ。「しはんこ」の撒布終らば、「つく」を埋め置き、その上に棚板を架し、又其の棚板の上へ「つく」を立つ。此の時つくの顛倒を防ぐ爲に捻上を輪狀に作り、之を「つく」と棚板との間に詰込むべし。斯くて器物の高さと、窯の高さとを見計ひ、幾重にも棚を重ぬること、左圖に示す如くすべし。棚板に載せたる器具の棚板に燒付かざる爲に、目砂と稱する極めて堅く、且つ容易に溶解せざるものを棚板の上に撒布するものなれども、其の產出少く、隨所に之を求むる自由を有せざれば、籾糠を燒きて得たる灰を以て、之に代用することあり。此の目砂若くは籾灰は



押への棚

之を温飩粉に混せて、水に溶解し蓋ある器物を焼く場合に、その蓋の合目に塗りて、兩者の附着を防ぐことあり、極めて重寶なる品なり。以上の手續中、特に注意すべきことは、棚板の水平を保つこと是れなり。棚板平かならざれば器物の苦窳を免る能はざるを以てその場合には、捻り土を輪にして目砂を振り掛けて、器物の平整に置くことを怠るべからず。



窯中棚組圖

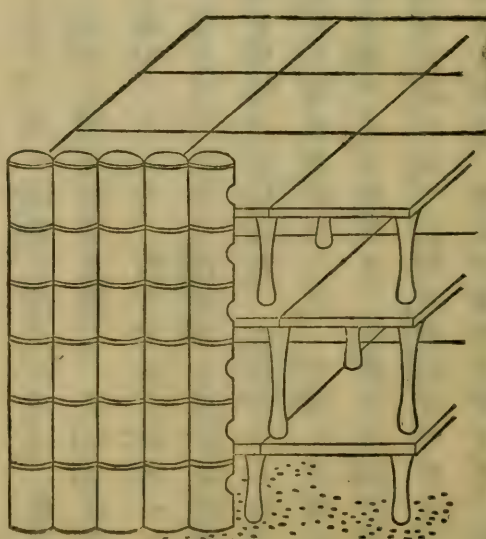
棚は窯の奥より、一列、二列、或は三列に並ぶるものなるが、最も奥なるを押への棚といひ、火力の當り最も弱く、前にある程火度強きものなり。また同じ棚にても、上の棚は下の棚よりも、火度強きものなれば、それ／＼の用意を要するなり。先づ最前列の棚へは、烈火の親和を防ぐ爲めに、火を焚く側へ鞘を積み上げ、鞘と棚との間へは、搦土を附着せしめて、その顚倒を防ぎ、上の

掛物

陶製方柱

棚の火度强き部分へは、掛物と稱して、釉薬中木灰を減じたるものを置き、下の棚の火度弱き部分へは、唐の土製の釉薬、若くはヤキシメ物を入れて、灰製の釉薬溶解に苦むを助くべし。又棚の兩脇は畔と稱し、空氣に觸るゝこと多きのみならず、火度も弱ければ、此所には上等の器皿を置くべからず

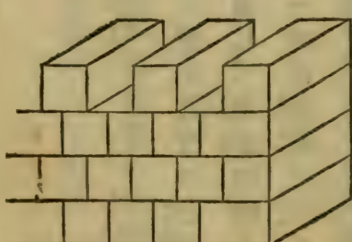
右の準備と注意とを以て、窯詰を終らば、窯の口へ陶製の方柱を組上げ、搦土を以て目塗を爲すこと、下圖に示すが如くすべし。但し薪を入るゝ孔、灰燼を出す穴を存し置くこと、前既に述ぶる所の如し。



架棚前面積附圖



陶製方柱



窯中隔壁圖

十三　燒坯開窯

窯を燒くには、先づ胴木間に於て、大材の薪を燒き、徐々に火勢を增して、約十時間に及ばゞ、一の間の墨燒き切れ、二の間の火度既に強く火床の近傍の墨殆んど燒き切れんとす。此の時胴木間より一の間へ火を移し、松薪の細く割りたるもの二三本を入れ、漸々に與へ一本二本と投入し、一時に火勢の強くなるを防ぐべし。此の時此の注意に怠りあらば、器物に疵を生ず。さりとて又火力弱きに失すれば、釉の溶解を緩慢ならしめ、且つ美觀を失ふに至る。釉將に溶解せんとして、光彩を發するまでは、火勢を弱めざるを要し、光輝既に發したる後は、薪を一時に增加して、火勢を強むるを要す。此の加減は到底一二回の經驗の能くし能ふ所にあらざるなり。而して、此等の燒加減を見る爲には、暫時燃料を控へ、火焰を少くして、竹片を器物の中に入れ、其の燃ゆる光りによりて加減を見るべきものなれども、磁器の場合にありては、中途にて此のことを行ひ得ず、何となれば、火勢を中途に弱からしむれば、釉藥の溶解を妨げ、器皿に疵を生ずればなり。されど、陶器に於ては、火勢の強弱を行ひて、却て釉色に淡黃色を與へて、風致を加ふることあり。磁器の場合に於ては、最初に

裏窯

呼火

ヲンゴロ中へ茶碗、猪口などを入れ置き、色見穴より鉤にて取出し得る裝置を爲し、燒け加減を見る場合には、其の器を穴より引出して、加減を見、適宜に二の間、三の間へと順次火を移し、最後の窯に至るべし。最後の窯を裏窯といふ。裏窯は一體に火勢弱く、案外に燃料を多く要するものなれば、普通に呼火と稱し、古竹を束ねて火を點じ、之を外面より火拔きの穴に差入るゝなり。かくすれば、窯中火を呼びて、火氣充滿せん。燒上げの時間は、毎窯不同なれども、一の間以下は、平均三週時と見るべし。

燒上げ終りて、約十二時間を經過すれば、玆に始めて窯を開く。此の時窯內の器物猶ほ紅色あり、熱度強ければ、その用意をなして窯中に入るべし。

また、以上の手續を經る間に要する器具は、ヲシゴロを引出す爲めの鉤、燃料を按排する鐵叉、灰燼を搔出す鐵製の如蓮などなり。

十四　圓琢傳彩

錦樣、金襴樣などのごとく、五彩を施す陶磁にありては、右の燒上げを畢へたる後にてなすものなれば、その繪具の吟味第一なり。繪具には左の十一種あり。

繪具の種類

煤箔　金箔を一ヶ年許り窯の上へ吊して薫煤せしもの

黒色　通常繪書の墨の用に充つるものにて、墨書きには皆之れを用ふ。呉須三錢　唐土八錢　白玉十錢

體黒　人物の頭髮など、凡て艶ある黒色を施す場合に用ふ。巖紺青二錢　白玉十錢　唐土三錢　近來は紺青拂底なれば、多く之を用ひず。

赤色　赤繪の具なり。鐵丹二錢　白玉十錢　唐土五錢　日岡二錢

臙脂　煤箔へ少量の硝子精及び苦塩を加へて溶解し、白玉、唐土を混じて摺り又白玉、唐土、日岡石を加へ、半年程摺りて作る。これ日子を費すこと多きを以て、近來は金液水五滴、白玉十錢　唐土三錢の割に調合して作ること行はる。

白盛　白色の盛上げを爲すに用ふ、白玉十錢　唐土三錢　日岡二錢の割に調合すれども、此の色を出すこと難し。

藍色　紺青十錢　白玉六錢　唐土一錢

綠色　綠青二錢　唐土十錢　白玉五錢　日岡三錢

黄色　唐白錫六錢　白玉十錢　唐土五錢　日岡一錢

淡青色　白盛へ群青を加へて、適宜の色を出す。

嫩綠色　綠色へ黄色を加へて、色を出す。

紫色　淡青色へ臙脂を加へて出す。

以上は其の概略を記するものなれども、其の土質により、色彩に好惡を生じ且つ描きに泡立ちて、用ひ難きことあり。泡を止むるには少量の硝石を投ずるか、胡麻の油を加へて、之を防ぎ得べきも、色彩の好惡は、多年の經驗に待たざる可らず。

施彩の法

陶器に彩畫を施すには、先づ千本阿膠、上透膠を溶解し置きて、之を刷毛又は筆にて、器面に濃淡なく塗るべし。然らざれば、生地滑かにして、筆を受けず、繪具散りて醜し。膠を引きたる後は、手脂の之に觸るゝを防ぐ爲めに、手首の下に毛氈絨の蒲團を敷くべし。手脂生地に觸るれば、燒上げの後、繪具の消ゆる恐あり。用筆は狸毛の剛なるものを選び、筆力紙背に徹するの概を以て強く書くべし。筆力弱ければ、筆に着きたる繪具を十分生地に傳ふるを得ず。

畫法

畫法は最初黑繪具にて筋書を爲し、草木の葉の如きは、その上に緑色を塗るなり。さすれば、燒上りたる後、緑色溶解して、筋書現はる。盛繪の如きは、繪具を鹿角菜汁にて解き用ふ。金を色差に用ふるには、金箔を泥となし、少許の硼砂を入れ、阿膠水を滴して畫くべし。銀亦同じ。金銀は燒上げて後、新藥銅鐵の篦、瑪瑙などにて琢磨し、寶光を發せしむるものなるが、赤繪の外、他

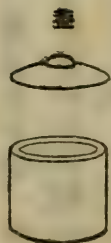
キンカマ

の繪具の上には、彩料に光澤ありて、用ひ難きものなり。又金襴様に見る如き二重金は、赤繪の調劑へ、適宜に金を加へて調和し、之を以て草木の葉又はその他の模様を畫き、乾かして後、金を以て上繪様又は葉節等を書き起すなり。又金にて筋書を爲し、他の色料にて掘塗りを行ふことあれども、徒に日子を費し、工費亦嵩むを以て、薩摩の金襴様以外には、之を見ること少し。

十五　明鑪暗鑪

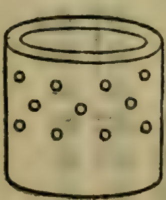
彩畫を施したる後、之が燒付けを爲すに二法あり。明鑪、暗鑪是れなり。明鑪は即ち我が國のキンカマにて、暗鑪は即ち燒付窯なり。前者は器の小なるものに用ひ、後者は其の大なるものに用ひらる。

キンカマは七輪にて燒くことを得べし。即ち小器物をキンカマの中へ入れ、蓋を爲し、七輪の網の上へ、火種二三個を置き、その上へキンカマを載せ、周圍に圖に示せる外覆を被す。外覆は周圍に孔を穿てる圓筒にて、此のものとキンカマとの間に炭を入るれば、火能く起り、



キンカマ

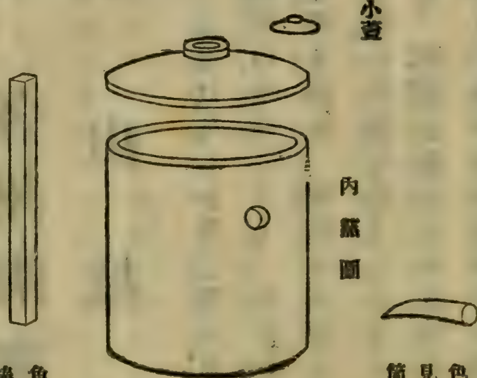

七厘


外覆

燒付窯
內窯
色見筒
角棒

且つ火が一面に及び、火加減を取る亦容易なり。

燒付窯は內窯、外窯の二種あり、外窯の中焚口の上の所へハクチと稱する鐵網を設け、その上へ內窯を置く。內窯は稍の薄手のものにて、圓筒狀を爲し、蓋の中央に孔あり。その孔に小蓋あり。外窯は前既に圖示せるが如きもの。內窯にも亦色見穴を設け、外窯の色見穴と相對し、之に色見筒を通し、色料溶解の度を見る便に供す。彩畫を施せし陶磁は、之に入れて、兩者相觸れざる程度



內窯圖

に間隔を置き、色見穴の近傍には白生地に各種の色料を塗りたるものを置きて、溶解を驗する便を設くべし。器物を內窯に收め終らば大蓋を覆ひ、薪を下に入れて火を點すべし。此の際大蓋の穴を閉ぢずして、器上の水氣を去らしめ、須臾にして小蓋を閉ぢ、外窯の上へ陶製の角棒を亙し、瓦を並べて蓋となし、燒上げを行ふ。此場合に誤て器物を火氣に觸しむる事あらんか、彩料は一樣に茶褐色に變ずべく火力度に過ぐれば、五彩相變じて醜狀見るに堪へず、是れ亦大に經驗を要するなり

宇治伏見の陶器

深草の窯

燒締

各州陶窯

山城

京都は久しき間、我が皇都の地たりしを以て、巧匠卓技常に輳合して、美術淵叢の中心となり。其の發達自ら他に優れ、殊に陶磁業は既往千二百年の星霜を經る間に、穩健なる發達を遂げ、本邦美術の聲譽を海外に高むるに至れり。京都に陶器を作りしことは、雄略天皇の時、山背國內村、俯見村の陶工に命じて、御器を造らしめられたるに始まる、內村、俯見村は、今の宇治町、伏見町なり。其の後數百年間の變革は、史傳の徵すべきものなければ、之を知るに由なし。聖武天皇の時、僧行基詔を奉じて、山城國愛宕郡なる清閑寺村字丸山に窯を築き、土器を製せしことあり。其の地は今の茶碗坂のあたりなりといふ。延暦年間桓武天皇の都を此地に遷し給ふや、洛北鷹ヶ峰に窯を築き、碧瓦を造りしこと、史に見ゆれども、何人の業なりしかを詳にせず。後鳥羽天皇元暦年間、洛南深草の地に窯を移し、土器を製せしめたれども、粗製にして釉藥なく俗に燒締といへる類なりき。降て正安年間、伏見天皇の時、南禪寺の僧經正な

るもの、製陶の術に精しく、深草の瓦工に其の製法を授く。是より同地の瓦工其の法に倣ひて、往々陶器を製したり。然れども、猶ほ火力強度の法を詳にせず、皆陶を爲すに至らずして止みにき。後花園天皇寶徳年間、小松谷淸閑寺の音羽九郎右衛門なるもの、茶碗坂の遺跡を發見し、深草の地に窯を移して、製陶に從事したれども、また堅良なるものを得るに至らざりき。降て永正年間、支那人阿米夜(俗に飴屋と記す)我が國に歸化し、宗慶と名を改め、京都に在りし時、施釉の茶器を製するに及んで、始めて陶器の體を具ふるものを見るに至れり。これ京都陶器の濫觴にして。樂燒の始祖と爲す。

樂燒の始祖

是れより京都陶器の術、漸次發達し、天正以後寛永に至るまで凡そ五十年の間、點茶器を作るものに、長次郎あり、正意あり、萬右衛門あり、源十郎、宗伯、茂右衛門、新兵衛、吉兵衛、道味、江存、茶臼屋、茶深屋等の數輩、亦當時の名匠たりき。惟ふに、京窯なるものは、宗慶に始まり、長次郎、正意等によりて、今日の礎を得たるものにて、多く茶壺を製せしものならん。而して、當時の作多く奇品に富み、今日現存せるものには、一器なほ數千圓に値するものあり。此等の名匠に次で、京窯の大成に任じたるものを仁清となす。仁清は御室仁和寺の淸兵衛といふものにて、筑前高取の陶法に倣ひて、點茶器を作り

京窯の大成は仁清に依る

兼ねて皿、鉢其の他の雜器を製せり。而して、其の點茶器よりも雜器は、頗る時好に投じ、愛翫措かず、京燒陶器の名、遠近に喧傳し、其の聲價甚だ高く、後世京燒は即ち仁清の作品なりと呼ぶに至れり。仁清の陶窯は爾來近郊に亘りて、數所に及び、後分れて清水燒、粟田燒の二派となり、何れも世の珍賞を受け、以て今日に及べり。

樂燒

樂燒の祖

尼燒

樂燒の起因

支那人阿米夜、日本に歸化して京師に居り、宗慶と改め、一種の陶器を發明す。之を樂燒の祖となす。宗慶の死後、其の妻尼となり、夫の法を傳へて製陶す。世人呼んで尼燒といふ。其の男長祐に至り、右大臣織田信長の命に依り、茶人千利休の意匠と、宗慶の遺法とに基き、赤黑質の茶碗を製す。天正十六年關白豐臣秀吉、長祐を京都の聚樂第に召し、更に命じて、利休の意匠を遵奉して、赤黑質の茶碗を作らしむ。其の製信長の時のものに比して、遙に佳良なりき。秀吉深く之を賞し、樂字の金印を賜ふ。長祐之を得て大に喜び、爾後自製の陶器には。必ず之を印して樂燒と名く。又以て宗の號となす。慶長年間故ありて之を用ひず。更に樂字の印を造り。爾來世々之を用ふ。

樂燒は質軟かにして、色白し。其の赤色なるは、黄土を塗り、燒きて化せしめたるものなり。また黑色のものは、加茂川石を細末となして、釉となし燒て光澤を現はせしなり。其の製法は皆手工にして、揑造に係るが故に、形式甚だ奇にして、一種の韻致あり。頗る抹茶に適し、茶味を善くす。これ茶家の極めて珍賞する所以なり。

樂燒は宗慶を以て祖とし、長祐を第一世となし。以後累代陶を業とし、以て今日第十二世吉左衛門に及べり。

元祖　宗慶　支那人阿米夜の歸化せしものにて、天正二年歿

第一代　長祐　宗慶の男、通稱を長次郎といふ。千利休より田中の姓を享く。文祿元年九月七日歿

第二代　常慶　長祐の弟、吉左衛門といふ。是を樂燒代々の名とす。寛永十二年五月二十九日歿、行年百歳

第三代　道入　常慶の男、ノンコウといふ。明暦三年二月十三日歿、行年五十八歳

第四代　一入　道入の弟、佐兵衛、後吉左衛門と改む。元祿九年正月二十二日歿

第五代　宗入　一入の弟子、吉兵衛、後吉左衛門と改む。享保九年九月三日歿

第六代　左入　宗入の養子、吉左衛門、元文四年九月二十五日歿、製品茶碗少く、印あるもの亦鮮し。

第七代　長入　左入の弟、改名して吉左衛門、明和七年九月六日歿、青藥にタンパ

ンを始む。茶碗亦少し。

第八代　得入　長入の男、佐兵衛、改名吉左衛門、安永三年十一月十日歿

第九代　了入　得入の男、吉左衛門、天保五年九月七日歿、印多し。前印と中印と仲樂と、江州石山に退隱後は翫土老人の印を用ふ。

第十代　旦入　了入の男、安政元年十一月二十四日歿、草樂、木樂、拜領印の三種あり。

第十一代　慶入　旦入の男、通稱吉左衛門、明治二十五年一月七日歿

第十二代　吉左衛門　現代

一　第一代　長祐

太閤秀吉に聚樂第に召され、目見得後、合力米を授かり、御用を受けたるを以て、賣買の事に從はず。息吉左衛門は樂の字銘を受け、御茶碗屋の名目を享け、之より茶碗に樂の印を押し、御茶碗屋といふ。文字は本阿彌光悅の筆なり長次郎千利休に田中の姓を讓られてより、是れまで稱へたりし母方の姓佐々木を捨てゝ、田中と稱することゝなれり。田中は利休の本姓なり。權現公、台德公、大猷公、上洛の砌、又は江戸に召されて延見し、代々茶碗製作の命を承け意を凝らして精製したるもの尠からず。有名なる長次郎七種、又は新組七種と

第一代　長祐

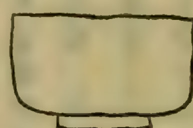
御茶碗屋

長次郎七種　大黒　鉢開　東陽坊

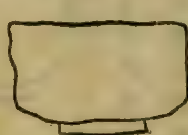
稱する逸品は、此時代の作なり。

◎長次郎七種　長次郎七種とは、大黒、鉢開、東陽坊、木守、早船、檢校、臨濟の七品にて、何れも茶碗なり。今日現存せるものは一品各々數千圓の呼價を有す。

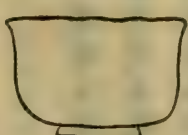
▲大黒　書付朱漆にて、大黒箱桐、内黒外柹合せ塗り、四方さん皮紐付。袋は萠黄純子、外箱桐木地良休書付、利休大黒茶碗なり。大阪鴻池の所有品。此茶碗徑三寸五分、高二寸六分



▲鉢開　黒なり。此茶碗の由來につき休叟松風雜話に左の如く記せり。或人太閤へ申上ぐるには、聚樂燒黒茶碗の薬にむさき品入り候故、御成には御無用とさゝへければ、尤とて黒茶碗の埒をなされ候なり。利休秘藏も黒茶碗をおき、其しれて鉢を開く體になるとも、出す間敷といひしなり云々。此茶碗徑三寸八分、高二寸九分。



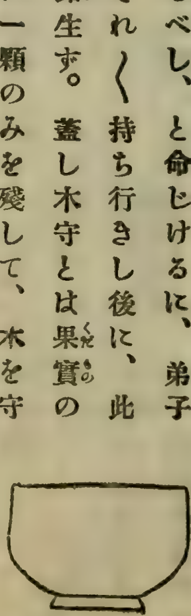
▲東陽坊　利休が眞如堂の東陽坊へ遣せしより、此の銘あり。東陽坊後に東陽院と改む。器の色は黒、箱の表蓋に利休の筆にて東陽坊とあり。茶碗の徑四寸、高三寸七分。京入札の折、鴻池五百兩に



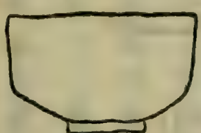
木守　早船

て求む。

▲木守　これも亦黒、利休曾て門弟を集め、茶碗十個を示し、此の中にて燒の好みを選びて、勝手に取るべし、と命じけるに、弟子ども各々其の好みに從ひ、それ〳〵持ち行きし後に、此の茶碗殘れり。依て木守の銘生ず。蓋し木守とは果實の凡てが取去られたる後、僅に一顆のみを殘して、木を守らしむとの謂なり。徑四寸、高二寸五分。燒は武者小路にてなされたるものともいひ、所有者は一翁ともいひ、又高松侯ともいひ、諸說一ならず。



▲早船　赤目五つ。利休曾て大阪に在りし時、早船にて京都へ取りに遣はせしより此銘ありといふ。徑三寸八分、高三寸。初め大文字屋宗夕之を所持せしが、後矢倉九右衞門、桔梗屋文右衞門等の手に渡り、銀八貫目に賣買したるものが、京の道具屋は千兩にて購はんといひ、大阪方は千二百兩にて引取らんといひし珍品なり。此器に就ては珍談多し。



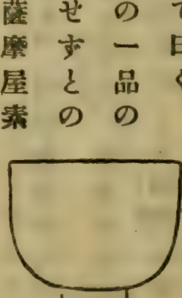
奈良松屋久重覺書に曰ふ、早船茶碗は樂燒なり。利休茶立てられ候時、

檢校

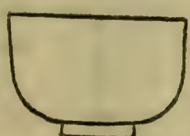
臨濟

細川忠興公聞て云、これは何燒にて候哉と、利休答て云、早船を仕立高麗へ取りに遣し候なり。と後刻忠興公より使にて、只今の早船を申受けたし、との書狀來る。此茶碗葭町一條上ル大善院に、織田有樂書付ある品と同物なり。大善院には本箇の早船ありといふ。大善院は愛宕山の里坊なり。又江戸に仙叟書付ある早船あるよし、いづれか眞物ならむ。

▲檢校　赤目五つ。徑四寸四分、高二寸四分、利休一日長次郎を訪ひ、茶碗の出來上りしものありやと尋ねしに、長次郎答へて曰く、製品は多く希望者の望に應して頒ちたりしも、此の一品のみは取殘されたり。世人は皆檢校殿(盲目可否を辨せずとの意)よ、と是れ此器の銘號ある所以なり。此器初め薩摩屋素白の手に入り、後井筒屋十右衞門に移り、了入の時、瀨屋彌兵衞に行き轉じて薩州侯の手に入る。



▲臨濟　赤茶碗なり。徑三寸九分、高二寸六分。初め織田有樂公の手にありしが、後大阪鴻池の手に入る。



臨濟赤茶碗は宗易所持にて、私家久來の茶碗なり。日頃御懇望故此度進入申候。臨濟禪師は祖師の内にても隨一な

り共意を以て随一の茶碗といふこと宗旦口傳にて候。茶道御執心感入いたし候

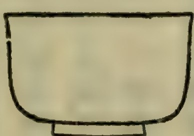
卯月七日　千　宗室判

薬屋開口常範樣

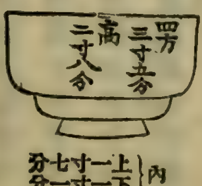
前記七種の茶碗を、長次郎七種と名けしは、何れの世話人の選びしものなるやに就ては、諸説一ならずと雖、利休在世の砌、その望に應じて焼きしものを後の人々より寫しの希望あり、宗旦居士より、樂焼第三世ノンコウに命じて、寫さしめたるものなり、との説眞に近きが如し。

◎新組七種　長次郎作品の中、更に新組七種なるものあり。前記長次郎七種に次で、名高きものとす。此の七種の選は得水、寫しは旦入、箱書付は啐江齋にて、閑居、ムキグリ、村雨、風折、利休、太郎坊、次郎坊の七品なり。

▲閑居　宗室判の黒茶碗にて、徑三寸七分、高二寸八分、利休の銘高臺の内朱漆にて利判あり。初め利休所持、後宗旦より庸軒へ渡しそれより堺の海部屋宗雪に行き鴻池に入る。



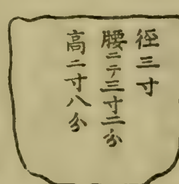
▲ムキグリ　一に剝栗に作る。黒四方茶碗の始なり。茶席にて種々の容に向きて出し、形剝栗に似たるより此名ありとい



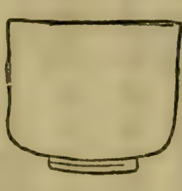
村雨　風折　利休

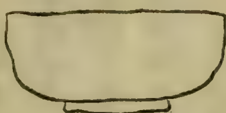
ふ。銘は何人なるかを明にせざるも、始め遠州公所持せし盞の表は光悦の筆にてユキグリとあるを以て、利休か遠州ならんといふ。京都後藤宗伴の手に入りたるものを、宗伴後に原叟の世話にて大阪へ移せりといふ。

▲村雨　黒碁笥底の始なり。銘は宗旦、箱書付は如心齋なり。村雨の說一定せず。或は曰ふ、むら雨は季なり。一しきり宛むらむらと降る雨なれば此の茶碗は四季にかゝはらず、用ひて難なきが故なり。と或は曰ふ大凡物のひとしからぬを、むらといひ、むれといふ。やむと降りて、ふらぬ所もあればむら雨といふと。



▲風折　黒筒茶碗の始なり。銘は宗旦、書も同人直書にて、「風折」と器の胴にあり。山田宗偏の手に入り、同人の手にて箱に書付あり後江戸の冬木小平次、大坂の加賀屋三郎兵衛を經、百七十兩にて名古屋材木町川村九兵衛に行き、また大坂道勝の手に入る。徑三寸三分、高三寸四分。





▲利休　平黒なり。利休針屋へ贈りしより、又針屋黒ともい

太郎坊

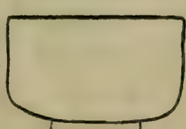
次郎坊

ふ。後また千家に返り、隨流より夜長の二重花入と共に瀬尾道甫に讓る徑四寸八分、高二寸二分。

▲太郎坊　徑三寸五分、高二寸五分の赤茶碗なり。箱の蓋表に元伯の書付あり、裏に仙叟筆にて傳來書あり。利休より宗旦に傳はり、藤村庸軒に入る。嘗て山中道億樂燒第五世宗入と共に、庸軒の許に茶の湯を行ふ。道億の所望切なり。庸軒手離すを肯んぜざりしも、強いて請ひ受け、翌日金百兩を禮に遣したりといふ珍品なり。



▲次郎坊　太郎坊と共に、愛宕の坊へ遣したる品にて、徑三寸五分、高二寸八分の赤茶碗なり。杉箱に隨流の書附あり。宗旦の狂歌に「引入れし茶のけんそくの多ければ世に鼻高の次郎坊殿」とあり。正德の頃、安藤侯銀十八貫を以て、辰己屋四郎右衛門より讓り受けたりと云ふ。



以上の外に、長次郎作品として有名なるは、小黑(大黑に對して)鹽笥(黑)、聖(赤)菖蒲(黑)、横雲(赤)、一文字(赤)、面影(黑)、鉢の子(黑)、枝柿(赤)、貧僧(黑)、小狐(赤)、眞薦(黑)、十王(赤)などあり。

二　第二代　常慶

第二代　常慶

樂燒二代の吉左衛門、初め與次と稱す。剃髮して宗慶といひ後改めて常慶といふ。紀州南龍院殿の世、召されて御用を承はり、加州侯にも召されて、御用を承く。



常慶印銘

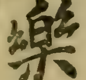
三　第三代　道入

第三代　道入

道入は吉兵衛の剃髮後に改めし名なり。道入俗にノンコウと稱せられ、樂陶三名人の一人なり。四辻公曾て道入の技を評して、三代文質彬々、巧妙入神の語あり。惟ふに、樂燒は其の祖阿米夜に始まり、第一代長次郎之が基礎を作り道入に至て大成せるものなり。

道入作品の特徴

道入の作品は、多く薄手にして、土を見せたるを第一とし、五德目四つ位、五つ位もあり、又六つ程のものもあり。總じて藥溜りはなく、內廣く見ゆ。はさみは左ばさみ。茶入、香合、水差類は極めて上出來にて、藥には赤もあり、黑もあれど、妙出來は赤に多し。土味は火に入らば、紫も淺黃も白も一體に見ごとにて、土至つて細かく



印は樂の字右上より左下りにて、少しく左に曲りて、輪廓のあるもあり、無き

銀の樂印

道入をノンコウと呼ぶ諸說

もありて、一樣ならず。此の外道入作品の特徴としては、二度釜入れを爲すことゝ、加茂川の青石を藥に用ひて、角々へ青み淺黄の藥を出せること是れなり此の二度釜入は、最も道入の得意としたるものにて、京都の蹴鞠、竹の子屋藤五辨藏、堆朱巧みに、且つノンコウの似せ燒に妙を得たるを以て、往々にして見紛ふことあり。されどノンコウは幕藥内外より掛け、且つ二度も三度も釜に入るゝに反し、藤五辨藏は二度釜に入るゝを得ず、藥は凡て片かけなり。尤も道入も特に幕藥片かけのことあり、赤ものに限り、二度釜に入れざるが故に、頗る見分けに苦しむ。されどノンコウのは左はさみなれば、能く注意すれば判斷し得らるゝなり。

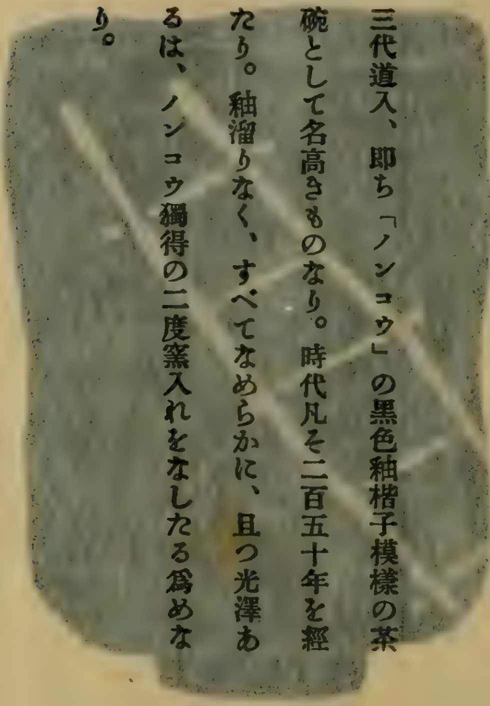
樂燒の土は、其の名の起りし如く、聚樂第の土を用ひたるものにて、長次郎より二代目、三代目に及びしが、ノンコウの晩年より、黒谷の土を用ふることゝなり、印は大阪城鯱鉾を燒ける時、太閤より銀の樂の印を賜はり久しく之を用ひたりしも、ノンコウの世之を封じて家寶とし、爾後寫しの印を用ひたり。



道入をノンコウと呼べるに就ての諸說

樂燒代々書に曰ふ、ノンコウ事宗旦時代より云、宗旦一重切の竹花入を切てやら

筒茶碗



三代道入、即ち「ノンコウ」の黒色釉格子模樣の茶碗として名高きものなり。時代凡そ二百五十年を經たり。釉溜りなく、すべてなめらかに、且つ光澤あるは、ノンコウ獨得の二度窯入れをなしたる爲めなり。

らなりて、一層なるを。此の外道入作品の特徴としては、二度釜入れを行ふこと、加茂川の青石を釉に用ゐて、釉（なだれ）へ澁み黄色の紫を出せること是れなり。此の二度窯入は、最も道入の特徴とせられたるものにて、京都の職物、背の子屋窯五郎兵衛、瑞泉等みに、其のノンコウの釉を模に効を得たるを以て、往々にして見誤ることあり。されどノンコウは窯に内外より掛け、且つ二度も二度も窯に入れたるに、瑞五郎兵衛は二度窯に入るゝを得ず、是又凡て片かけなり。尤も道入も時に[illegible]二度窯に入れざるが故に、[illegible]なれば、[illegible]置しあり、[illegible]

筒茶碗

三代道入、即ち「ノンコウ」の黒色釉梯子模様の茶碗として名高きものなり。時代凡そ二百五十年を經たり。釉溜りなく、すべてなめらかに、且つ光澤あるは、ノンコウ獨得の二度窯入れなされしたる爲めなり。

筒の土は、其の名の起りし如く、聚樂第の土を用ゐたるものにて、長次郎より二代目、三代目に及びしが、ノンコウの晩年[illegible]しく之を用ひより、黒谷の土を用ふることゝなり、印は大阪城[illegible]たりしも、ノ聚樂（じゅらく）第を燒ける時、太閤より聚樂の印を賜はり、久[illegible]ンコウの世之を封じて家寳とし、爾後窯しの印を用ひたり。



道入をノンコウと呼べるに就ての諸説

或書に曰く、ノンコウは寛永年代より云々、宗旦一閑が竹花入を見て、やゝ

釉の特徴

道入をノンコウと呼ぶ諸説





れける。其名にノンコウとあり。是れよりノンコウ〳〵と呼ぶ本名になる。ノンコウ此花入を楽み細工す。宗旦今日はノンコウが方へ行かん、など〻度々云はれける此花入今は大阪茨木屋安右衛門にあり。

本朝陶器攷證に曰ふ、ノンコウのこと旦入へ尋ねに遣したるに、返書にノンコウのこと拙家控書無之、相わかり難く候。旦翁より道入へ二重切花入御贈りにて、ノンコウと御認めにて御座候よし、其後世上の数寄者道入とは申さず、ノンコウと呼び候よし、おそらく能工と申事ならんと存じ候へども、控書無之不分明に御座候。

楽の家にていひ傳へたる能工の文字に引あてたるは、雅なき方なるべけれど、韻鏡に能にノフの音なしといへば、いかゞあらむ。こはいづれにも古き事故、其證を得がたければ、宗旦再來の日を待つにしかざるべし云々。予（著者金森得水）按ずるに文字に乃無己と書くべし。道入陶工に心をつくすといへども、宗旦其能をゆるさず或時不用意にして、作り得たる茶碗を、宗旦賞美して、夫れより名をいはず。乃無己と呼びしならんか。猶識者の論もあるべし。無我無心は乃無己なるべし。

嬉遊笑覧に曰ふ、楽三代目をノンコといふ。ノンコこそ深き意味あれ、移してしばらく残す。「まつ蟲のりんともいはず黒茶碗」深き意味とは何をいふにか、おぼつかなし。或は曰ふ、ノンコは昔のはやり言葉なり。これによりて思ふに、ノンコはその頃うたひもの有て、踊りたることありて、これを異名としたるならむ。松の葉歌の内、のんやほうし晩にござらば、ひこたさいてござれ〳〵、そんにや枝梅の木の

ノンコウ七種

獅子

升

千鳥

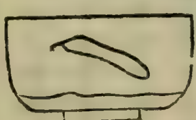
なろふのんやほ〳〵、後にもはやりしと見えて、西鶴が大鑑などにも、のんやおほ踊りとあり。ノンコはおかしき男にてこの踊りを好みたるか、又其の身ふりなどの似たりしにもあるべし。

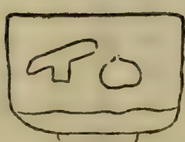
ノンコウ七種　長次郎七種に對して、ノンコウ七種あり。皆ノンコウの手に成れる逸品なり。七種の品所々に散在せしを、浪花の茶人稻垣休叟の發起にて所持の方々より千家へ取寄せ、第九代了入をして寫さしめ、了々齋宗匠の書付にて、數々出來しなりといふ。

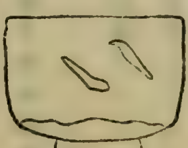
▲獅子　黒、徑四寸、高二寸七分の黒茶碗にて、如心齋の銘、近半所持の名品なり。畫は白薬土見、銘は橋の畫によつてなるべし。

▲升　黒、銘は覺々齋にて、升茶碗とあり。徑四方とも三寸八分宛、高二寸五分、書は白薬土見、繰屋の所持に係る。

▲千鳥　黒、三角形の黒茶碗にて、徑三寸九分宛、高二寸四分、畫は白薬土見、光琳の畫きし千鳥三角に見ゆるが故に此名あり。銘は如心齋、千種屋宗十郎所持。





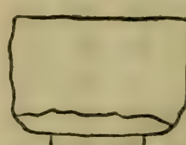


稲妻　鳳林　若山　鵺

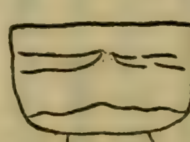
▲稲。妻。　黒、徑三寸九分、高二寸七分、朱薬多く秋のいなびかりの風情あるより此名あり。銘は江岑、不審庵所持。



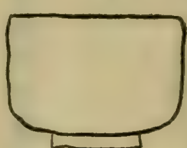
▲鳳。林。　金閣寺の鳳林和尚、宗旦へ赤茶碗の出來宜しきを賴みにて贈れるが、此の名の因となれるなり。徑四寸、高二寸五分、江岑の箱書あり。後大坂岩井屋に入り、雲州侯に行く



▲若。山。　赤土見の茶碗にて、徑四寸、高二寸五分、銘は如心齋、同人の肝煎にて、鴻池の手に入る。初め若山の菅沼氏の手にありしが、如心齋之を見て、若山にも斯樣の茶碗ありや、とのことにて、この名生れたりとぞ。



▲鵺。　徑三寸九分、高二寸九分の赤茶碗なり久田の所持にて、覺々齋の銘あり。器に黒雲の如く、火替りあるが故に此名ありとぞ。



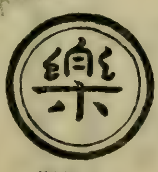
ノンコウ七種は、本品も寫しも共に印あり。無印のものは無き筈なり。

長次郎七種は、凡て無印なれども、ノンコウのは凡て在印といふこと定説のごとし。

ノンコウの作品にして、此の他に名高きもの尠からず。就中晝眼盗(赤)、熟柿(黑)、挽木の鞘(黄瀬戸うつし)、狂言袴(白書黄瀬戸うつし)、臨濟(赤內茶)、遲船(赤)、鈍太郎(赤黑)、土師の緒(黑、白藥にて梅花一輪)など、殊に名高きものなり。

四　第四代　一入

初め佐兵衞といふ。元祿四年剃髮して一入と改む。妻妙入、蒔繪師猪熊宗閑の女にして、塗物を善くす。一入は道入の子、父に肖て茶碗の製作に力を注ぐ器の形容、繪風の妙技、頗る味ふべきものあり。殊に黑樂の釉は、眞黑色の內に紅雲を點せし如く、珠妙色をあらはせるは、此の人の特色にして、他代々の製に見ざる所。赤樂は澁色の釉むらなくかゝりて、光澤極めて强し。由來一入は左手きゝの人なれば、作品の上にも其の跡を存し、茶碗の側に火挾形の痕あり。樂代々の製にも、この作癖はあれど、他は皆右より挾みたる形あるを通例とし、一入のものに限りて、左より挾みたる跡を存せるは、亦以て一特色とすべし。印の樂は道入の自によらずして白なり。而かも多く印を用ひずたま〲在印のものあるもむしろ良作にあらず。



一入銘印

五　第五代　宗入

初め平四郎といふ。宗入は剃髪改名後の稱なり。宗入は先代一入に徒弟たりしが、其の工に精しきを以て、養子とし、女を以て娶はし、家を嗣がしむ。一入固と長男あれども、之に跡を嗣がせざりしは、工藝を重んじたるに因る。宗入其の師の見に違はず、非凡の名工として知られ、家名を全うして、享保元年齢五十三歳を以て逝く。茶碗の製作は、專ら長次郎の製に傚ひたるを以て、作品自ら寒瘦の風あり、最も雅致に富む。器形亦精巧、强度の火力を用ひて、燒締めをなすを好みたれば、光澤乏しきを免れざるも、茶味を得るに適し、且つ量輕し。樂印は白にて、五德目は大概三つ、赤樂は多くしみありて、且つ長所とする所にあらず。

六　第六代　左入

先代宗入の養子なり。初め宗入男なし、女の先に他家に嫁したるものあり。男を生む。乃ち之を迎へて養子とし、家名を繼がしむ。晩年剃髪して左入と改む。茶碗の製作は、形平穩、黑の釉色は宗入のそれに傚ひ、赤樂は澁柿色にし

第七代　長入

第八代　得入

第九代　了入

て、やゝ光澤あり。樂印を用ひず。

七　第七代　長入

左入の男にて、初め宗吉又は宗岱と稱せしが、剃髪後長入と改む。製器は平穩の内に辛峭の趣あり。黒樂は光澤强くして、黒漆の如く、赤樂は淡柿にして光澤多く、細貫乳全面に現はる。其の玉の書と稱するものは、如心齋の好みによりて製作したるものにて、赤白書に玉あり。逸品として數寄者の賞讃を受く黒樂の白雲は、薄茶器用として名あり。

八　第八代　得入

先代の養子なり。平素病身なりしを以て、早く退隱して、世を九代吉左衛門に讓り、自ら佐兵衛と稱す。死後七回忌に當りて、追稱して得入といふ。製品は長入の作に似て、頗る平穩なり。早く世を去りしを以て器物の存するもの尠し。

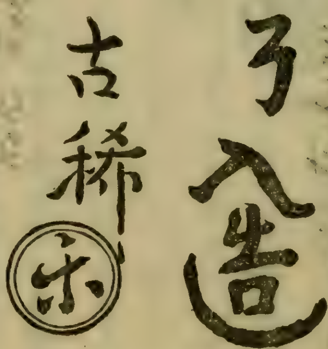


得入銘印

九　第九代　了入

前作中作後作

前代の養子なり。樂家中興の名工にして、製作精妙、頗る賞翫すべきものあり。三代道入以後、一入、宗入ありしと雖、技術の點に於て、了入は一等地を抽けるものなり。作は多くノンコウに擬し、篦使ひ極めて巧に、量輕く茶味頗る美なりといふ。其の黒釉に至ては眞黒にして、滋潤多く、最も鮮麗なり。中には黄色の質土を拔出しにして、模樣を現はし、掛分けになしたるものあり。赤樂の方は、柿色に淡紅を帶びて、鮮美の光澤を表はせり。年五十六にして剃髮し、了入と改め



古稀にして十代吉左衛門に世を讓り、山城宇治又は伏見に隱居し、後に江州石山寺の門前、瀬田川に對へる所に草庵を結び、釣竿を樂み、傍ら茶碗を燒き、又は茶事に耽りて晩年を樂み、天保五年七十九歲を以て歿す。

了入の作品を大別して三となす。天明年間少壯の作を前作といひ、寛政年間中年の作を中作といひ、剃髮後の作を後作といふ。何れも世に賞せらるゝと雖前作のものは、世に稀なるを以て最も賞翫せらる。

第十代　旦入

第十一代　慶入

第十二代　吉左衛門

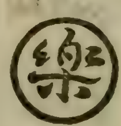
十　第十代　旦入

了入の子なり。壯時放蕩に身を崩し、父の勘當を受け、江州坂本に在りしが後許されて家に歸り、製陶の業を繼ぐ。作は父に似たるも、藥掛り稍薄く時としては質土の黄色を露出することあり。總じて温順の作なれども、奇なる所ありて、一種の雅味を帶べり。其の赤樂に至ては、柿色にして濃淡變色の斑々たるもの多く、黒樂に比して、多少劣れる所あり。五十歳剃髪旦入と號す。

旦入銘印



其一



其二

十一　第十一代　慶入

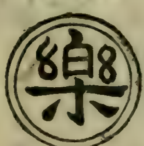
元丹波の人、旦入の養子となりて、樂陶の業を繼ぎ、剃髪して慶入と稱す。晩年閑日月を送る。



慶入銘印

十二　第十二代　吉左衛門

慶入の實子にして、今代の樂家なり。





吉左衛門印

豐太閤樂の金印を賜ふ

十三　樂燒の印影

樂家代々の印は、樂の一字にして、茶碗の裏底に之を押用せり。時としては器の横に捺すこともありき。初代長次郎の時、豐太閤より樂の金印を拜領し、始めて之を使用し、以後代々私に之を模し用ひたり。金印は四代一入の時まで傳來せしが、後紛失したりといふ。三代道入は私印大小二個を用ひ、何れも陽字なりし、其の詳しきことは、前既に之を述べたり。四代一入は一個の印ありしのみ。五代宗入は陰陽二種に刻して之を用ひ、六代左入、七代長入は宗入と同形のものを用ひ、八代得入は陰字一印のみを用ひ、九代了入は前作、中作、後作を分ち、合せて六個の印を有し、後作は樂字を草書に記して、陰陽二種に分てり。十代旦入は五印を有し、初年のものは世に木樂と稱せるものにて、樂の字畫等を木に記したり。中年のものは陰字を用ひ、外に年回印とて、樂家祖先の年回を營むときに限り、印を改めて使用したるものあり、また別に隷書に記したる小形の印を作り、年回後改めて用ひたるものあり。剃髮後には更に改めて、晩年專用の印と定めたるもあり。十一代慶入は初年、中年に分ちて、陰陽二體の文字に刻したるもの二個を用ひたり。

本釜脇釜

本阿彌光悅

十四　脇釜樂燒

以上記する所は、樂家代々の製陶に關するものなれども、樂燒には樂家以外のものより、名品を出したること尠からず、光悅の如き、空中の如き、乾山の如き是れなり。而して、樂家のものを本釜といふに對して、其他のものを脇釜といふ。この本釜、脇釜のことに關して、樂十代の旦入は、左の如く說けり。

本釜脇釜のことは、しかと難相分候へども、拙家の作物より申出し候ことのよし。長次郎時代にも、似よりの樂燒有之、二代とも申がたく、尤長次郎燒とは猶更申がたく、又宗味燒古樂などゝ書付御座候筋、いづれしかと致さゝる筋を、脇窯物と申傳へ、釜にては御座なく、窯にて候よし承り傳へ候云々

これより、所謂脇釜中の名工二三を紹介し置かん。

本阿彌光悅

光悅は寬永年間刀劍鑑定家として知られ、傍ら繪書、書道、蒔繪の巧に於て時流を抽ける多藝の人なりき。殊に蒔繪の技に至ては、頗る其の妙を得、斯道に裨益を與へたること尠からず。今日の工藝家猶は範を光悅に取る程なり。されば、當時旺盛を極めたりし製陶業に對しても、光悅の趣味淺からず、長次郎

光悦樂燒

空中

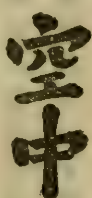
乾山

プリンクリー
明治三十年前後
我が外務省に奉

の法に倣ひて、自ら手頭を以て、陶器を作るに至れり。而かも、技は一種卓拔の妙を備へ、些の匠氣を帶びざる所よりして、風韵雅趣躍如として現はれ、時人の賞讃措く能はざる所となれり。世に之を光悦樂燒といふ。作品は多く茶碗にして、間々香合などを出せり。茶碗には其の採る所の土によりて、瀬戸光悦加賀光悦の名あり。その中世に知られたるものには、白峰(赤)、雪片(赤)、毘沙門堂(赤)、障子(赤)、富士(赤)、雨雲(黒)、時雨(黒)、鐵壁(黒)、有明(赤筒形)、紙屋(赤)などあり。而して、此等は皆大家の珍藏にかゝり、聲價はなはだ高きものなり。此の外、長次郎の臨濟に倣ひて造れる、光悦臨濟と稱ふる名品あり。赤樂の茶碗にて享保の頃四百十兩を以て鴻池氏の手に入れり。

●空中

空中は光悦の男なり。其の製法父に則らず、新に一機軸を出し、高韵雅趣に富めるを以て名あり。



製品皆赤色にして、黒色のものなし。晩年信樂燒の巧を善くし、空中信樂の名世に弘まる。

●乾山

プリンクリー氏曰ふ、乾山が乾山燒を開創せし結果は、獨り日本の製陶界に一新機軸を出したるに止まらず、歐洲近世の彩畫陶器に著大の影響を及ぼせり

職せし人にて陶器に趣味深かりし人なり

南山燒 寛政中淺井周齋の八幡男山の山下に開窯せるものにて阿蘭陀風の陶器を模せる光澤鮮麗の陶器也

と。實に乾山は樂代々の外に立ちて、樂燒を起し、一新生面を斯界に與へたる名工なり。

乾山は名を尾形深省といひ、紫翠乾山と號す。元祿の頃、京都に書名嘖々、世に光琳風の鼻祖と仰がるゝ尾形光琳の弟にして、また書を善くす。其の居京都 皇城の乾なる鳴瀧村にありしを以て、自ら乾山と稱す。青年時代より陶法を好み、本阿彌光悅または南山燒に倣ひて、一種の陶器を造り、毎品裏面に紫翠乾山又は紫翠深省等の落款を附せり。而して其の作品は器械に依れるものと、指頭を以て揑造せるものとの二種ありて、水指、茶碗、皿、鉢などの數種に分れ、いづれも、自家の創意に成れる自在畫の花卉鳥獸、又は密畫の山水を施し、頗る妙味に富めり。色は全體に茶褐色にして、淡彩の畫を施したるものと、白鼠釉に藍呉洲繪又は茶褐色釉畫を與へたるものとあり。皆石燒なり。この外古阿蘭陀寫し黃青釉を以て、竪縞模樣又は散畫の花瓶を作れるもあり。ともに品位、光澤の優





乾山は刻印を用ひずいづれも乾山と書き記せり。其の書體一ならずこゝには其の一般を例示するのみ

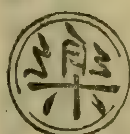
佐野乾山　**樂家の傍系**　**道樂**　**一元**

れたるものなり。晩年江戸に移り、ます〳〵陶器を製す。また一時下野佐野に住して、製陶を試みたることあり。世に之を佐野乾山といふ。寛保三年八十一歳を以て江戸の地に逝く。

樂家の傍系

樂家代々の血統なれども、嫡流にあらざるを以て、脇釜の部に入れられたるものに、道樂、一元あり。樂家の門弟にして、技の秀でたるものに、宗味、長兵衛、久兵衛、太兵衛などあり。

道樂はノンコウの弟にして、忠左衛門と稱す。壯時放蕩の故を以て、父兄の勘當を受け、各所に漂泊の末、慶長の頃泉州堺に居をトし、樂燒を製す。製品巧妙を極め、世の賞讃を受けたれども、現存するもの稀なり。印は左文字の樂字なり。



一元は樂家四代一入の男にして、彌兵衛剃髪後の名なり。嬉遊笑覽には一入のことを記して左の如くいへり。

一入の妾は南山城玉水の產なり。この妾の產みたる子を彌兵衛といふ、宗入の弟なり。一入死後、妾と宗入との間睦じからず、依て妾は幼少の子を懷にして、在所玉水へ歸り、生長するに隨ひ、樂燒を習はせ、玉水彌兵衛と稱し

任土齋

一條九兵衞

名を一元と改む云々。

一元亦茶碗を製し、雅致に富む。二代彌兵衞、三代彌兵彌いづれも任土齊といふ。

宗味は初め庄右衞門といふ。道入の弟子にして、別に窯を築き、樂燒を作る正保四年歿す。

長兵衞は油小路長者町に住し、一入の手代なり。久兵衞は一條に住し、一入宗入の二代に仕へ、太兵衞は油小路出水に住し、宗入の弟子なり。

此の外、一條九兵衞なるものあり。一入の養子なりしが、不緣となりて後、一條通りに住し、樂燒を業とし、多少の佳品を出せり。然るに左入の代に至りて窯を禁せられ、晩年江戸に移住したりといふ。

利休時代京住陶器作者

天正より寛政に至る五十年の間は、織田信長光秀に弑せられて、豐臣秀吉漸く天下を平定し、朝鮮を征服し、德川家康關ヶ原に大捷を得て、三百年平和の基礎を江戸城に築く等、日本史上應接に遑なき驚天動地の大事件ありし時代にして、生民其の嚮ふ所を知らざりし間とす。然るに、此の間に於ける風流茶道

利休時代

の道は、遺憾なく發展し、之に伴ひて製陶の技も漸く進歩の境に入りしも、亦一奇とすべし。製陶家此時代を稱して利休時代といふ。

即ち此の間に於て、阿米夜の一族は、樂燒を出して世の賞讚を受け、秀吉の眷顧によりて、其名諸侯に知られ、二代三代の良工其の後を承けて、漸次發達の域に進み、他方には野々村仁淸の出でゝ京燒の面目を一新せんとするありて京都に於ける陶業界は、實に花々しき時代にてありしなり。されば、陶器の道

陶器製造の流行

は單に陶工に委する止らず、苟くも茶事に嗜みあるものは、競ふて茶器を自作せんとするの風尙を生じ、所謂陶工にあらざる陶器作者は、所在に輩出するに至れり。

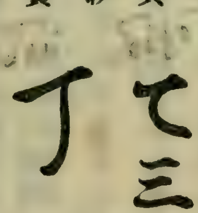
而して、此等の仲間中にありて、最も名を擧げたるものを、新兵衞、光存、正意、宗伯、茂右衞門、吉兵衞、源十郎、萬右衞門、茶臼屋、茶深屋、道味などの數輩となす。然るに、此等の人々に關する傳說は、區々として一定せず、田内氏の陶器考には、此等の人々は、遠州時代陶工にあらざる京住茶入作人とし、金森氏の本朝陶器攷證には、或は利休時代の作者とし、或は遠州時代の人とし、また陶工とも陶工にあらざるものとも記して、曖昧なる說を揭げ、或書には純然たる工人なりと斷言せり。而して、其の事業に關することは、何れの

書にも之を採錄せず、僅にその作品の名高きものと、窯印を擧げたるに過ぎず惟ふに、陶工にあらずして、此の時代の流行に伴れ、自ら陶器を燒て樂みとなしたること、その眞に近く、この事偶ま京燒の發展に貢獻したるものと見るを正しとせんか、記して以て識者の敎を待つ。

新兵衛

●新●兵●衛

天正より少し前、永祿年間京都三條通り高倉邊に住せし人にて、陶器の製法に詳しく、自ら茶器を造るを樂みとせり。後尾張の瀨戸に移る。作品の今日に殘れるものには、山の雀、辯舌、空也、瓢簞などゝ稱する茶入あり。一器千圓以上に値す。窯印はこゝに示せるものを用ふ。本朝陶器攷證に曰ふ新兵衛は茶入を燒く、中古名物の中色々あり。細工上手にて、金景藥、黑景藥黃景藥あり。作は色々あり、信樂、伊賀備前窯にて作りて燒くなり。信樂矢筈よき作のものは新兵衛作か、茶入に水指の外はなし。手强き作の面白き物なり。と或は曰ふ、新兵衛は唐物の商人なりしと。また或書には



新兵衛窯印

瀬戸の六作

永祿六年織田信長瀨戸に巡廻せられ、陶工六人を選み、六作と稱して、特典を與へられ、水上、大平の二村に窯場地拜領のことあり、新兵衛も亦その一

光存	正意	宗伯	茂右衛門

人なりし、と記せるを見る。

光存 姓を中田川、通稱を善兵衛といひ、光存と號す。

窯印には光の字を松葉に崩したるものを用ふ。



正意 京都室町四條下ル邊に住せし眼科醫にして、陶器を能くし、祖面壁、岡邊、尾花などゝいふ茶壺あり、今日猶は存す。或は曰ふ、もと堺の住人なりしが後京都に移れりと。

宗伯 清閑寺の僧にして、仁清の師なりといふ説あれど疑はし、作品には不聽と稱する茶入あり。窯印は下に記するものを用ひたり



茂右衛門 永祿年間の人にして、新兵衛、萬右衛門と同時代の人といふ外、何等記する所なし。或は曰ふ、茂右衛門は尾張の人にして、信長公六作の一人なりし。當時京都に茶道宗匠も多く、隨て妙手も多かりしより、屢京都に出入し、宗匠の囑に應じて茶器を製したるものならんか。或書に茂右衛門後に尾張に移

吉兵衞　源十郎
萬右衞門

茶臼屋　茶深屋
道　味

仁　淸



るとあるは、後尾張に歸るの誤ならんと。窯印は上に記する如し。

吉兵衞　源十郎　萬右衞門

三人とも窯印なし。また傳說もなし。源十郎には綠、有明、下露などの茶入あり。萬右衞門に落穗といふ茶入あること、瀨戶燒の條に記する所の如し。陶器鑑定便覽には、吉兵衞燒は古瀨戶の贋物を第一に心がけたるによりて、外の茶入は惡しきものなり、又吉兵衞燒とて、一通りありと雖も、用ふべきにあらずといへり。

茶臼屋　茶深屋　道味

茶臼屋燒のことは、瀨戶燒の條に記せり。茶深屋、道味に關することは、記錄に見えず。

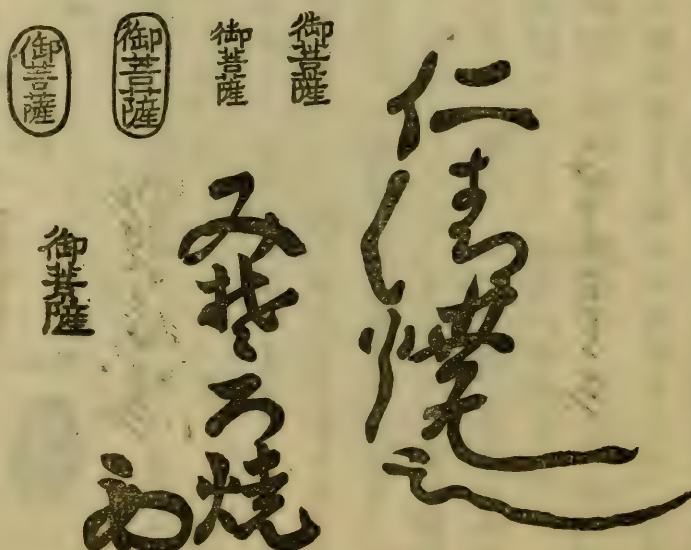
京燒

樂燒に次で出でたる名匠を**仁淸**となす。仁淸は實に京窯を大成したる人にて其の聲價一世を風靡し、在來の京都陶器に一大變革を促し、所謂京燒なるものの名稱は仁淸の作品より始まることゝなりぬ。

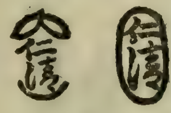
仁清御菩薩

御室燒　幕印

仁清は御室仁和寺の清兵衞といふものにて名を野々村播磨大椽といひ、入道して法名を仁清といふ。若年の頃土佐の松尾土村に預けられ、同所にて松柏に陶を學び、京に歸りて燒物を業とす。清水の產寧坂その他に窯を設け、御菩薩池の土を以て作れるを仁清御菩薩といひ、御室の土を以て燒けるを御室燒といひ、上下の間に大に賞讃せられ、殊に當時、御所の思召に叶ひ、多くの製作を仰付けられたるを以て、小判形なしの仁清といふ印を押し(圖參照)、他の作品と區別せり。又別に幕印とて、大内山の内の字を仁の字に冠らせたる印(圖參照)を用ひたることあり。後近衞鷹山公を始めとし、金森宗和などより印をさづかりたること多し。



御室焼印

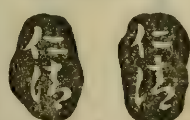


御室坊官衣笠の書　八幡瀧本坊　松花堂猩翁の書

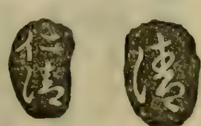


近衞公より賜はりたるものにて加茂神社いてう甲斐守書

清閑寺焼印



宗和印



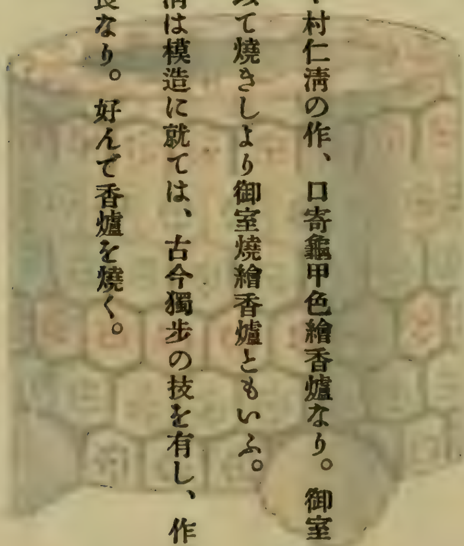
仁清作品の特徴

すべて仁清の作は薄手にて、上作のものなり。茶碗は往々赤み多く出でゝ、華やかなるもあれど、多くは薄茶色のものなり、眞によき茶碗は少なけれども無地ものには賞翫すべきが多し。宗和の好みによりて、薬を厚くし、書をうつしたるものあり。茶入は唐物うつし、瀬戸薬色などありて、上作物多し。香合も多く賞美せられ、その他水指、茶入、鉢、皿の雑器あり。印は胴〆、幕の大切、小印、輪なしの小印、大印などあり。而して、此等の雑器は、長門の松本筑前の高取、近江の信楽、尾張の瀬戸、及び南蠻、朝鮮の陶法に倣ひて、之を模造したるものにて、點茶器に比して、優良の佳品なり。

仁清の窯

仁清の陶窯は粟田口、御室、御菩薩、清閑寺、岩倉、錦光山、鳴瀧、鷹ヶ峰小松谷の九ヶ所に分れ、一時は夥しき産出を見たりしが、鳴瀧、鷹ヶ峰、小松谷の三窯は、其の意に適せずして中廢し、他の六窯はその後幾變遷を經て、今

香爐



野々村仁清の作、口寄龜甲色繪香爐なり。御室の土を以て燒きしより御室燒繪香爐ともいふ。仁清は模造に就ては、古今獨歩の技を有し、作頗る優良なり。好んで香爐を燒く。

仁清の窯

すべて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

物、小形、繪なしの小形、大形にこれあり。而して、其等の窯印は、長門の松本[illegible]

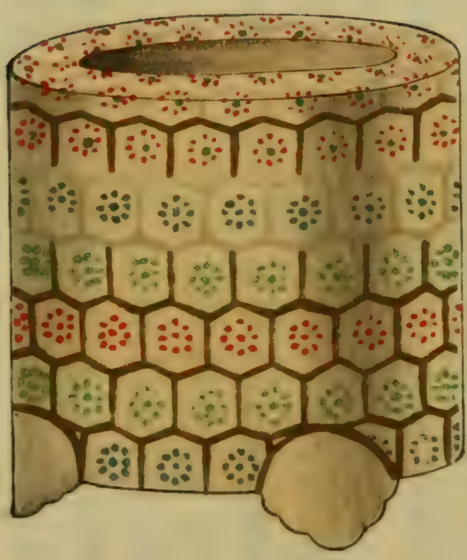
寛前の[illegible]、成田の住[illegible]、尾張の瀬戸、[illegible]、[illegible]の窯は[illegible]、之を

模倣したるものにして、[illegible]に比して、[illegible]

仁清の陶窯は[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、鷹ヶ峰、

小松谷の丸ヶ所に分れ、一時は[illegible]を見たるしが、鳴滝、鷹ヶ峰、小松

谷の三窯は、其の窯に適せずして中廃し、他の大窯はその[illegible]を經て、今





仁清の流は二派となる

日に及び、京燒の聲價を維持せり。而して、この六窯の內、御室、御菩薩の二所は前既に述べたるを以て、茲に之を略し、その他の四窯を摘記すれば粟田口は其の名の示せる如く、京都の粟田口に設けたるものにて、略して粟田燒と稱し、清閑寺は又音羽といひ、今の五條坂にて、清水燒の始めなり。岩倉は村上吉兵衞なるもの之を嗣ぎて、今の粟田燒となり、錦光山は林宗兵衞なるもの之を嗣ぎ、同じく今の粟田燒となれるなり。

仁清の後、仁清の流は分れて二法となり、一は粟田燒の名を冠し、一は清水燒の名を襲ふ。粟田燒は釉澤軟滑、彩畫描金の製に長じ、錦光山宗兵衞、丹山青海、寶山、文藏、忠兵衞、對山、與兵衞、吉兵衞の名工ありて、其の業を傳へ、近年に至りて、描金の花鳥山水を製し、頗る美を極む。清水燒は音羽屋九郞兵衞清閑寺より清水に移り、赤清水燒と稱せらるゝ磁器を製し、高橋道八、和氣龜亭、水越與兵衞等肥前有田燒に倣ひて、青華磁器を作りて、之に巧なる畫を移し、大に世に賞讃せらるゝに至り、幹山傳七、丸屋佐兵衞、龜屋文平等の名工を出し、尋で第二世道八、第二世龜亭、清水七兵衞、清水六兵衞、清風與兵衞、清水藏六等あり。茶器、酒器に妙を得たり。

一　淸水燒

淸水燒は慶長中茶碗屋久兵衞に始まる。是より先、延曆の昔洛北鷹ヶ峯に瓦工あり。碧磁を作り、中世洛南深草に窯を移して、諸器物を造る。然れども其の製粗にして釉藥なし。足利氏の世、淸水の東、淸閑寺の瓦工、古法に則り、較發明する所ありて、陶器を出せり。今その地を茶碗坂といふ。之を淸水燒の祖とす。慶長中茶碗屋久兵衞、五條坂に金赤靑の色彩を施せる陶器を作る。之を淸水燒の祖とす。

淸水燒の始窯に就ては、諸說一ならず。或は曰ふ、天正慶長の頃、萬右衞門宗伯、六左衞門、宗三、源介、源十郞等の名工あり。音羽、淸閑寺、小松谷淸水坂等の地に住し、音羽屋、丸屋等と稱して、各々製陶の業に從事せり。之を淸水燒の祖とす。慶長の末、窯煙の同地阿彌陀ヶ峰なる豐公の廟を蔽ふ故を以て、移轉を命せられ、遂に五條坂に窯を移したりと。

或は曰ふ、寬永十八年の頃、愛宕郡淸閑寺村字丸山(茶碗坂)の人、音羽屋總左衞門なるもの、代々製陶を事としたりしが、九代の世、家運衰微し、大佛境內の鑄鐘師丸屋佐兵衞に其の窯を讓りたるを以て、丸屋の邸後に之を移せりこれ五條坂燒物窯の祖にして、世に窯元と稱する所以なりと。

清水燒の始祖

或は曰ふ、慶長十八年大佛の巨鐘鑄造に際し、窯を五條坂に移したるを以て始めとすと。

要するに、五條坂以前の陶窯に關しては、諸說紛々たれども、最後の納まりを五條坂に歸したるは一なり。而して五條坂に於ける久兵衞の金赤青の釉藥は以て清水燒の名を冠するに至れるものなれば、之を以て清水燒の始祖となすを當然とすべし。

清水燒の名工

久兵衞の後凡そ三十年、寬永中野々村仁清あり。產寧坂に窯を建て、專ら茶器を作る。其の製甚だ雅麗、頗る時好に投じ、清水燒の名大に揚がる。文化中高橋道八、和氣龜亭、水越與總兵衞等、肥前有田に傚ひて、青華磁器を製せり製法は多く指頭の壓作に止まりしと雖、青畵に巧に、能く舊套を一變し得たるを以て、聲價大に揚がり、清水燒の名遠近に高く、茶家酒人の購需せざるものなきに至れり。爾來名工簇出し、磁器のみを製するものに、幹山傳七、丸屋佐兵衞、龜屋文平あり。窯陶を製するものに、道仙、龜水等あり。磁窯を兼製するものに、高橋道八(二代目)、和氣龜亭(二代目)、清水七兵衞、清水六兵衞、清風與平、眞清水藏六等あり。而して、その製品は煎茶器、酒器最も多く、花瓶、香爐の如き裝飾家具類は、往々產出するを見るも、其の長とする所にあらざる

茶碗屋久兵衛
音羽屋九郎兵衛
水越與三兵衛
高橋道八

が如し。獨り幹山傳七は、永樂風の赤地金襴を能くし、又鐵地嵌金の僞造を發明し、頗る見るべきものを出せり。

茶碗屋久兵衛

寛永年間、京都三條河原に住し、陶器を業とす。業に熱心にして、屢々改良を圖る。當時肥前皿山の人にして、青山幸右衛門なるもの、商用にて京都に來り、久兵衛と親交あり。乃ち久兵衛より肥前の上繪金襴樣の法を傳習し、仁清に謀りて、屢々試み、遂に好結果を得たり。後幸右衛門秘法を他國に傳へたりとの故を以て、重刑に處せらる。久兵衛之を聞き、心痛の餘り遂に發狂せしといふ。後世演劇に爲す碗久とはこれをいふなりとぞ。

音羽屋九郎兵衛

元和寛永の頃、清閑寺領字丸山に、音羽屋六介なるもの、窯を開きて陶器を業とせり。寶暦年間、音羽屋九郎兵衛五條に移り、磁器の製造を始むといふ

水越與三兵衛

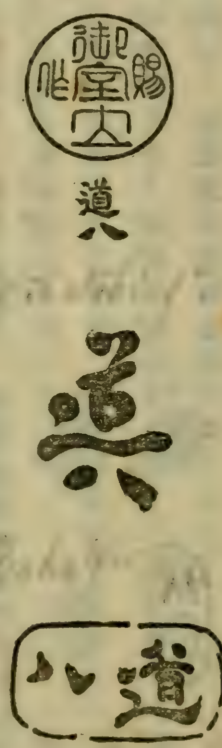
文化年間、京都三條に住せし豪商なり。天性陶器を好み、文山に陶法を學び五條に陶窯を開く、當時妙手として知られたるも、惜哉一代にして絶えたり

高橋道八

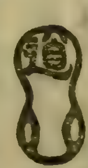
仁阿彌

桃山燒

曾祖父空中は、伊勢龜山の藩士高橋八郎太夫の次男にして、周平光重といふ寶暦中京都粟田に寓し、陶業を開き、兼ねて竹木の彫刻を善くし、松風亭空



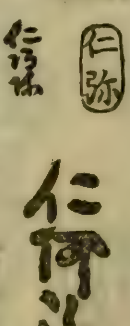
（以上三個初代道八印）



今工道八印

中と號す。之を初代と爲す。

二代道八、文化八年五條坂に移り、和漢の古陶器を摹し、又捏像を製す。文政九年仁和寺宮より、法橋及び仁阿の字を賜はり仁阿彌と稱す。文政の末三代道八と謀り、白磁青華磁器を創製し、名聲遠近に傳はる。天保十三年



伏見桃山に退隱し、此所に別窯を築きて、桃山燒を製す。此の器や、各種の彩料を用ひて、釉上釉下に淺深のぼかし及び拔畫を出せるもの、當時他に比類なかりしを以て、世の珍賞を受く。

三代道八、亦家聲を墜さず、明治二年鍋島藩の召に應じて、肥前有田に赴き

和氣龜亭

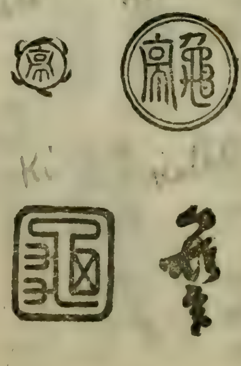
清風與平

京窯を築きて、彩畫を效ゆ。今の道八は第四代とす。道八一家の陶磁用土石は、多く肥前天草、近江信樂に取る。



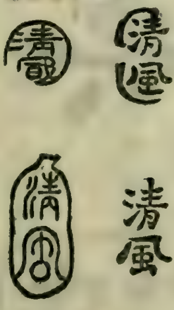
●和氣龜亭

和氣家四世皆龜亭と號す。初代平吉寛延元年五條坂に居をトし、茲に一窯を築きて、土燒を業とす三代龜亭に至り、文政中磁器を製す。當時京都に青華の器罕なりしを以て、大に聲價を得たりといふ。今工用ゆる所の土石は、高橋道八等に同じ。



●清風與平

初代與平は、梅賓と號し、加賀金澤の書肆保田彌平の男なり。享保十年に生れ、文久元年に逝く。文政中京都に來り、二代道八の門に入り、陶磁の業を修む。弘化元年五條橋東五丁目に開窯し、和漢陶磁器及び樂燒の床飾等を製し、後專ら青磁、青華磁器の酒器、又は金襴彩畫の諸器を製せり。當時貫名海屋、小田海仙等と交り深く、兩氏と合作せる器物など、今尚は清風家に存すといふ。



幹山傳七
圓窯の始

二代與平、五溪と號す。弘化二年に生れ、明治十一年に歿す。父の業を嗣ぎ各種の磁器を製し、更に白磁浮起紋の諸器を造り、世の好評を受く。子なきを以て、妹の子を養ひ、歿後嗣となす。

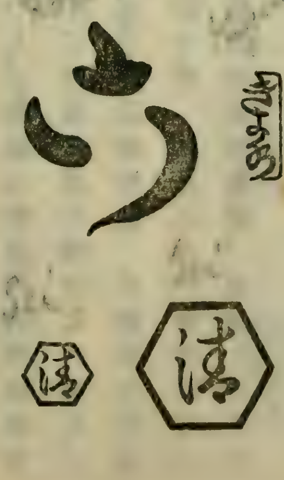
三代與平、甫めて八歳、梅溪と號す。幼時母の夫平橋に助けられて、陶事に從ふ。即ち今工與平なり。平橋は播磨大鹽村の人、慶應二年二代與平に就て陶業を修め、畫を田能村小虎に學ぶ。明治五年二代與平其の妹を之に配し、家を分て淸山と稱す。善く淸風の陶法を得たり。今工與平は、古靑磁の模製に長じ、其の他靑華磁器、珠砂瓷、均窯等に妙を得、明治二十六年帝室技藝員に擧げらる。淸風の土石は、肥前の天草、近江の信樂黃瀨、山城の日の岡々崎に取る。

幹山傳七

尾張瀨戸の人、文久元年京都に上り、淸水に陶窯を築きて、靑華磁器を製せり。明治の初年、此に圓窯を築造して、磁器の形大なるものを製す。京都に圓窯あり、且つ大磁器ある、蓋し幹山を以て始とす。明治六年墺太利維納府に開ける萬國大博覽會に際し、艶美の花卉を釉して出陳し、西洋人の喝采を得たり。西洋彩具を用ふる、亦幹山の長技たり。土石は高橋道八に同じ。

清水六兵衞

初代六兵衞は、攝津三島郡東五百住村の農、古藤六右衞門の男なり。寛保中五條坂の陶工清兵衞に就き、製陶の業を學び、明和中五條に一窯を設けて、専ら土燒の雅器を製し、號して愚齊といふ。嘗て妙法院宮の爲に、其の園に就て、黒燒の茶碗を製す。宮の賞翫啻ならず、賜ふに六目印を以てす。爾來茶碗を製する每に之を捺すを例とせり。また天龍寺僧桂州の手書に係る六角内に清字の印、大小二個を押すものあり。「きよ水」の印は、其の師清兵衞より受けたるものなり。愚齊中年應擧、吳春を友とし、二氏の揮毫に係る器物、多く世に存せり。寛政十一年、六十二歳を以て世を去る。嗣子幼なるを以て數年休業す。



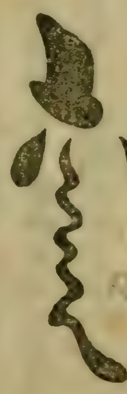
二代六兵衞、靜齊と號す。文化八年起業し、晩年青華磁器を造る。印は初代の印に外廓一重を加へゐたるものを用ふ。年七十一、萬延元年卒す。

三代六兵衞、祥雲と號す。天保九年父の業を繼ぎ、盛んに青華、青磁、赤繪の諸磁を製す。頗る巧手の名あり。嘉永六年土燒の大燈籠壹基を製し、世人

眞清水壽太郎
藏六

を驚かしたることあり。今尚は京都の禁苑中に存す。銘印は初代のものに類するも、大德寺大綱の手書に成れる草字を刻せり。明治十六年、六十二歲を以て逝く。

四代六兵衛　祥麟と號し今工なり。大德寺牧宗書六稜内清字の印大小三個

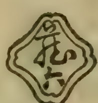




草字の六兵衛、及び清六、六居等の印を記號とす。其の陶磁及び樂燒の土石は、天草、信樂に購ひ、また洛外日の岡、清水、岡崎等の土をも用ふ。

眞清水壽太郎

初代藏六は、山城乙訓郡久我村六孫王庄屋清水源右衛門の三男にして、幼時田三郎といひ、天保五年叔父五條坂の陶工和氣龜亭に就て、其の業を學び、弘化元年五條に開業し、名を藏六と改め、妙法院宮の命により、姓を眞清水と改め、努めて古器青磁を研究す。元治元年千家にて獻茶の典を擧ぐるや、茶壺茶碗を造りて贈呈す。宗室贈るに宗岳の號を以てす。明治十年六月卒す。年五十六。



今工壽太郎は其の二代にして、造る所の青磁器は、原石、釉料共に之を天草

三浦竹泉

に取り、信樂土を調和す。また岡崎の赤土、清水の白土をも用ふといふ。

三浦竹泉　道八の門より出で、出藍の譽あり。最も青華磁器を善くし、祥瑞寫を製し、其の他黄南京寫し、阿蘭陀燒、古青磁等の模造に巧なり。殊に書を田能村直入に學びたる故を以て、青華磁畫附物などには、頗るその妙技を揮へり。

二　粟田燒

名匠仁清の陶法は、仁清の死後分れて二派となり、一は清水に存し、一は粟田口に存することと、前既に述べたるが如し。而して、粟田燒なるものは、仁清前既に其の萠芽を存したることも、清水燒のそれに於けるが如し。

粟田燒の濫觴

粟田燒の濫觴は、元和初年頃にあり。當時粟田口に三文字屋九左衛門なるものあり。尾張瀨戸より移り來りて、製陶を業とす。其の子庄左衛門、助右衛門及び徒弟徳右衛門等相共に此に陶器を製せり。窯は粟田口三條蹴上今道町南側字華頂畑といふにありて專ら茶器を作り、西洋風を模倣せり。文久の頃、其の窯は一文字屋佐兵衛の手に歸し、今なほ繼續せり。之を粟田口燒、略して粟田燒といふ。

穎川

海老清　寛延年間五條に住せし陶工

寛永中野々村仁清此の地に來りて、陶窯を築き、陶器に彩畫を附するの法を始む。京燒の彩畫法ある、之を以て嚆矢とす。明暦年間肥前有田の人、壺屋久兵衛仁清と謀りて、此地に名畫染付の器を作る。正保二年鍵屋德右衛門錦樣の器を出し、錦光山と銘す。寛政中穎川あり、支那の磁器を蒐集して、其の製法を研究し、門人木米と共に、陶界に一新機軸を現はす、斯業是より愈々盛んに京燒の名天下に高し。爾來名工輩出し、仁清を宗とせる釉銹軟滑、彩畫金描の法は、連綿として粟田に存し、且つ其の聲價を維持し、發揚せり。而して、粟田の祖業を紹げるものには、曩に御菩薩燒の末葉たりし對山與兵衛(今帶山に作る)、岩倉山吉兵衛の此に移住し來れるあり、末葉には錦光山宗兵衛、丹山青海寶山文藏、忠兵衛等あり。また新に窯を開きたるもの十數戸あり、清水と相並んで、隆々盛大を致せり。

●穎川

奧田穎川、名は庸德、始め茂右衛門と稱し、別に陸方山と號す。寛政中豪商の家に生る。性陶器を好み、常に支那の磁器を愛翫蒐集して、其の製法を研究し、また陶法を海老清に學び、終に得る所あり。粟田に窯を開きて之を試みしに其の製甚だ精なり。是れより古染付、交趾等を模造し、殊に赤繪呉須

木米　聾米　陶説

の器を模するに妙を得。門人に木米道八、亀祐、嘉介などあり。何れも一代の名工として、其の技優れ、磁



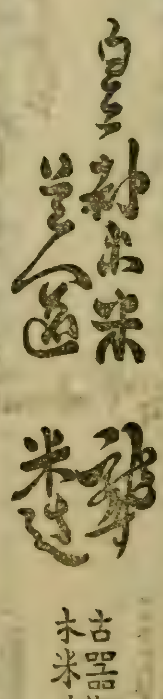
器の製盛んに、愈々精巧を極むるに至れり。穎川常に印を用ひず、赤薬にて名又は花押を焼付くるを例とせり。

木米

青木木米は通稱を木屋佐兵衞といひ、又八十八ともいへり。後八十八を併せて米となし、自ら木米といふ。中年病むで耳聾するに及び、更に聾米といひ又九々鱗、古器観等の別號あり。文政年間粟田に窯を開きて、陶業に從事し幾許もなくして清水に移れり。木米元來陶家の出にあらず、人と爲り頗る風流にして、凡俗を脱し、且つ書を善くし、書に巧に、また能く書を讀む。幼より好んで古器を賞鑑し、或は之を模造するに巧なりき。曾て大阪に遊び、清人朱琰の陶説を讀み、大に感ずる所あり、始めて陶窯に志し、穎川に就て製陶の道を學び、寢食を忘れて唐土の釉法、火度の工合を發明し、遂に青花白地(染付のこと)及び青瓷の法を極め、陶説を印刻して世に弘む。是より染付青磁の製、唐土を凌ぎ、高麗、三島手、支那青磁、赤繪、金襴手、交趾焼等を模したるもの、骨董家と雖、能く其の眞僞を辨ずることは能はざりしといふ

龜 祐

我が國曩には五郎太夫の青花白地を傳ふるあり、乾山、仁淸の西洋風を寫せるありと雖、或は釉藥に光澤なく、或は藥法備はらずして、未だ完全の域に達せざりし。然るに木米に至て之を大成す。その國益を裨補したること、蓋し尠少にあらざるなり



古器觀
木米造

文政五年靑蓮院の命によりて、御用窯を開き、又紀州德川侯の爲に、その用器を燒き、賞を受けたること少からず。文化文政中に加賀金澤附近、春日山窯あり。木米此に招かれて陶法を敎授し、大にその業を興せり。今日九谷燒の發達を見る、蓋し木米に負ふ所少からざるなり。晩年文墨に親しみ、山陽竹田等と交り、互に往來して詩文を應酬し、書畫を弄して、工餘の樂みとすその陶說を飜刻するや、山陽之が爲に文を草して、卷首に叙せりといふ。また以て陶工中の一偉材とすべし。唯憾むらくは、其の銘印を用ふること遲く徒に贋物師の譏を受けたるは、惜むべきなり。

龜祐●●

欽古堂と稱す。始め伏見街道に住し、土偶を造るを以て業とす。今日存する

三田に青磁陶法を教ふ

所の伏見人形の型は、龜祐の製に倣へるもの多しといふ。晩年奥田穎川に陶法を學び、交趾燒及び青磁の染付等を造るに妙を得たり。攝津三田に青瓷窯を起すの企あるや、穎川に適任者の派遣を求め來る。門弟木米先んじて往かんことを請ふ。穎川謂へらく、木米は巧作衆に秀づ、行かしめば即ち三田の青瓷古器に紛れん、と乃ち龜祐を遣す。而かも龜祐三田に在りて、青磁を造るや、其の巧能く支那青磁を模し得て、眞を亂すの上品を製出す。三田の青磁、之に因て一世に名高く、その一國の產業を興したる效や、實に沒すべからざるものあり。又佛前に供する香爐の多く世に用ひられたる、唐草模樣の透し彫りとなしたるものは、皆龜祐の創意に成りしものなり。凡て龜祐の作品は、精巧にして一種の雅味を帶び、正に木米に比肩すべきものなれども其の居多く僻地にありしを以て、木米の如く世に知られざりしは、遺憾とする所なり。

帶山與兵衞

帶山與兵衞

初代高橋藤九郎は、近江佐々木の遺臣なり。延寶中京都粟田東町に住し、陶業を創始し、帶山と號す。蓋し粟田山を帶べるの義に取れるなり。

二代與兵衞、享保中抹茶器を製し、

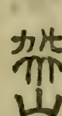
岩倉山吉兵衞

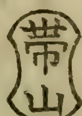
三代與兵衞、寳暦二年に業を繼ぎ、酒器、茶器を製せり。

四代與兵衞、天明中業を承け、寛政年間別に陶質の瑠璃地、及び堆朱樣の諸器を作りて、世の賞讃を受け、

五代與兵衞、文化中陶質青瓷を創製す。此の時始めて、禁中の調度を製進し爾後例して之を納む。

六代與兵衞、天保中彩畫の陶器を製す之を粟田彩畫の嚆矢とすべし。當時與兵衞景文、豐彥等に交り、其の揮毫に成れる諸器物を造り、世の喝采を受けたり。今猶は世に存するもの多し。

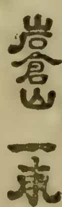




七代與兵衞は嘉永に、八代與兵衞は文久に、各その業を繼ぎ、今工に至りて九代とす。帶山家の陶土は近江の信樂下田、山城の大日山、泉涌寺、日の岡、攝津の有馬に取り、釉料は肥前の天草、近江の黃瀨に取るといふ。

岩倉山吉兵衞

寳暦の頃、岩倉より粟田に移り、元の地名を以て岩倉山と號し、岸倉山の三字印を用ふ。此の時まで九右衞門家にて納めし、將軍家飲料茶碗を、將軍德川家重の命によ



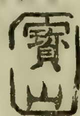


寶山文藏　　錦光山宗兵衞

り、錦光山同樣試製して之を進め、爾後例年之を納むることゝなれり。

寶山文藏

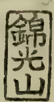
初代を雲林院文藏といふ。近江信樂黄の瀨の人なり。萬治三年粟田口に窯を開き、同十三年十二月卒す。寶曆二年大和生駒寶山寺の比丘尼が、窯の名を寶山と名くべしとの勸めにより、寶山の號を用ふ。五代文藏の時、赤繪并に瑠璃藥の盛り上げ模樣、及び堆朱沈金彫等を作り、世の賞讃を受く。其の後阿蘭陀寫しの作あり。亦世に稱せらる。印は代々寶山を用ふ。今工はその十一代目なり。






錦光山宗兵衞

初代小林源右衞門、家號を鍵屋といふ。正保二年陶窯を粟田に開き、錦光山と稱す。後百年を經て、三代茂兵衞、延享中箕裘を繼ぎ、寶曆五年將軍德川家重の命により、その飲料茶碗を試製して之を進む。爾後毎年調進するを例とす。四代五代共に喜兵衞と稱す。



六代宗兵衞、外國輸出品の製造に志し、明治五年帶山與兵衞と謀り、先づ素

海外販路の道を開く

地を燒き、錦雲軒之に釉畫を施し、神戸なる某外國商館に到りて試賣を爲せり、之を京都陶器の海外に販路を開きたる創始とす。其の後歐人サッタンなるもの、錦光山の許に來り、直接に製品の註文あり。花瓶、水指、香爐等續々海外に向つて輸出せらる。

今工宗兵衞は七代なり。

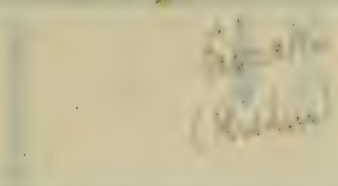
丹山陸郎

丹山陸郎

初代青海、嘉永四年五月を以て、粟田中の町に製磁の業を開く。同六年青蓮院宮陶器物產會所を設ぐるに及びて、特に粟田罌器の專業を命せられ、陶磁を兼製す。元治二年家兄芳太郎業を承け、慶應二年今工陸郎又之を繼ぐ。陸郎は青海の次男なり。青海退隱の後、猶其の業を助け、以て今日に及べり。其の用石は肥前の天草、攝津の生瀨、近江の信樂に之を取り、粘土は山城、近江、美濃の產十數種を用ふといふ。

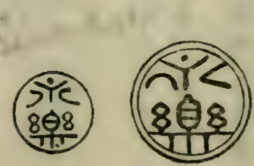
三　永樂燒

永樂燒は京燒の一種なり。初代西村宗印より、今工善五郎に至るまで、十三代を繼承し、代々善五郎を通稱す。而して、初代より九代までは、世々土風呂

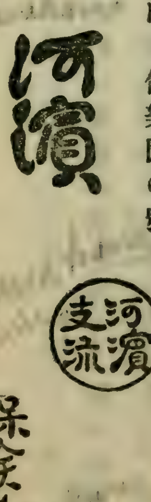


永樂金襴手

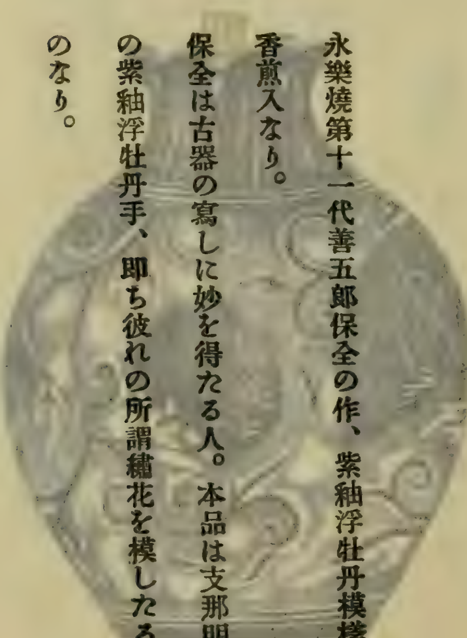
を造るを以て業とす。十代了全に至り、土風呂を造る餘暇を以て、始めて磁器を製す。實に文化年間なり。十一代善五郎保全に至り、和漢の古器を模造し、頗る精巧を極む。また支那永樂年間(明の世)に製せる金襴様の磁器に則りて、赤色釉を塗り之に金粉を以て、古代の彩紋を描出することを發明し、和歌山の城主徳川齊順公の愛翫する所となり、永樂の印を賜はる。これより永樂を以て氏と爲し、且つ以てその磁器の名とし、永樂金襴手といふ。これ即ち永樂焼第一世なり。



次で鷹司家よりは陶鈞軒の印を、有栖川宮よりは以陶世鳴の書を賜はり、名聲頓に揚がる。また紀州御庭焼染付などには、偕樂園の號及び河濱支流の印を押し、落款を付す。嘉永の初年には、南紀南山等の銘を附したるものを出したれども、品稍々劣れり。安政十二年卒す。十二代和全亦父の業を嗣ぎ、安政年間加賀九谷に遊び、金襴の製法を傳ふ。歸京後故ありて岡崎に移り、後再び歸京す。今工善五郎は十三代を以て、其の業を繼ぎ、今日に及べり。而して、その技敢て前代に讓らず、磁色深赤中微黄を帶ぶる如きに至りては、傳ふる所の九谷製、

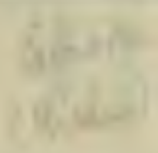


壺形香煎入



永樂焼第十一代善五郎保全の作、紫釉浮牡丹模様の香煎入なり。

保全は古器の寫しに妙を得たる人。本品は支那明代の紫釉浮牡丹手、即ち彼れの所謂繡花を模したるものなり。

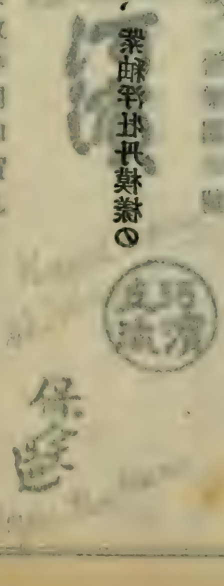


袋物を以て業とす。十代了全に至り、土風[illegible]
爐を造る[illegible]を以て、始めて燒物を製す。寶[illegible]り之に名稱を[illegible]
は文化年間なり。十一代善五郎保全に至り、古代の[illegible]を[illegible]す
[illegible]し、[illegible]を[illegible]、また[illegible]なることを[illegible]
[illegible]の[illegible]
品の愛玩する所となり、[illegible]
[illegible]
品[illegible]
永[illegible]年に至り、[illegible]紀[illegible]したる
ものを[illegible]れども、品[illegible]なり。安政
十二年歿す。十二代[illegible]の業を[illegible]ぎ、安政年間加賀九
谷に[illegible]び、金襴の製法を傳ふ。[illegible]京[illegible]ありて岡崎に移り、後再び[illegible]す。今
工[illegible]郎は十三代を以て、其の業を繼ぎ、今日に及べり。而して、その技術す
前代に[illegible]らず、[illegible]色[illegible]中[illegible]を帯ぶる如きに至りては、[illegible]ふる所の九谷[illegible]、

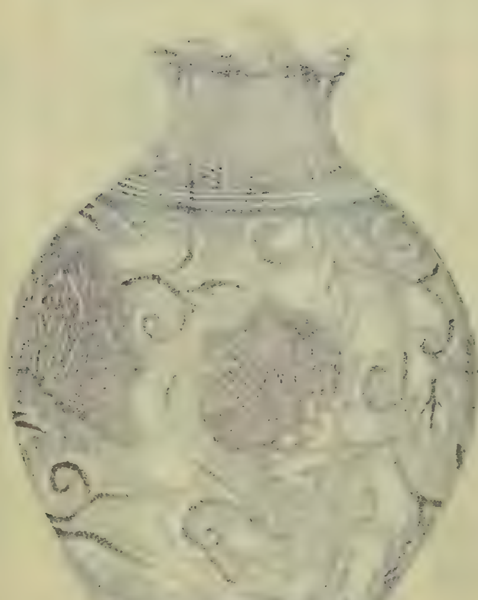
壺形香煎入

永樂燒第十一代善五郎保全の作、紫釉洋牡丹模様の香煎入なり。保全は古器の寫しに妙を得たる人。本品は支那明代の紫釉洋牡丹手、即ち彼れの所謂繡花を模したるものなり。









東山焼

采石山焼

清兵衛焼

及び幹山製の品を比較して、自ら之が筆頭たることを知るに足る。

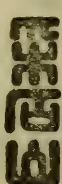
四　其他の京焼

以上記する所は、傳統の明かなるものなるが、此の以外、京焼と稱せられ、世の珍愛を受くるもの尠からず。今その二三を擧げん。

東山焼

年月及びを窯を詳にせず。質は岩倉、御菩薩などに似て、無地に青流れのものあり。或は洋風寫しのものあり、或は錦光山の作振りに似たる所あり。或は鼠土に灰釉を施し、笹などを描きて、乾山風のものもあり。

采石山焼

本朝陶器攷證には、百五十年前のものなりとしたれども、或は明和の頃ならんか。高麗ものを寫したるものにて  の印あり。無印のものは高麗に見紛ふ。

清兵衛焼

通稱を海老清といふ。寛延年間、京都五條に住し、陶器を業とせり。當時の妙手にして、清水六兵衛等の師なりといふ。

鶉焼　紫野焼　文山焼　尙古齋

●鶉焼●

交趾風の陶器にして、所謂形物多く、軟弱なる質にて、深草焼に似たり。その年代及び窯を詳にせず

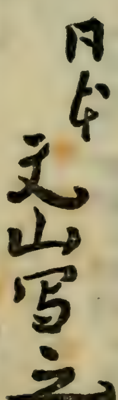


●紫野焼●

洛北大徳寺のあたりに、あぶり餅といふ餅屋ありて、鶴亭と號し、陶器を好みて製し、丸に紫の一字を押印す。筆は松月庵の手に成るともいひ、弘化年間、大徳寺中常樂庵にて再び焼き出せりともいふ。年代未詳。

●文山焼●

文化年間の人にして、京都岡崎に住し、陶器を業とせり。當時の名手として大に賞せらる。樂焼一入、宗入の作を模すること巧にして、寧ろ之に一等秀でたるの妙技を現はせしと雖、徒らに僞物を製したるに止まり、名聲を損せり。

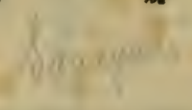


●尙古齋●

世に二條乾山といふ說あるも詳ならす、製品は鉢、皿の類にて、白樂焼に紺青を以て光琳風の畫を模するもの多し。土質は深黄赤色にして軟滑なり。裏

嵯峨焼

一方堂



に倘古又は倘古齋と書し、款印を用ひざりしといふ。又寂窓と號す。年代及び窯を詳にせざるも、惟ふに文化文政後に焼きしものならん。盃又は茶碗に嵐山又は嵯峨（嵐山）の印あり。

嵯峨焼

一方堂

文化年間、京都の豪家に角倉爲次郎といふ者あり。一方堂と號す。性陶器を好み、嵯峨の別業に窯を開き、時の妙手道八、永樂等を招きて、陶法を學び茶器、酒器等を製す。製品上好のものにして、世の賞翫する所となれるも、固と賣品にあらざるを以て、世に存する甚だ稀なり。作品には一方堂の印を附す。

五　京焼の維新後に於ける改良

京焼は各種共に以上述ぶる所の如く、幾多の變遷を經て、進歩發達したるものなるが、明治維新の大變革に伴れて、社會各般の事物は、面目を新にし、泰西諸國との交通、年々頻繁となり、京焼も亦勢ひ之が影響を蒙むり、舊套の固守を許さゞるものあり、各種の改良は、その業務の上に、將た製品の上に施さ

コバルト始めて輸入さる

獨逸人の講義を聽く

外國取引起る

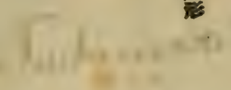
れたり。今その大略を記せんか。

明治三年コバルトの輸入ありてより、九年を以て、西洋繪具の使用を始め、一種の着色を見るに至れり。同年十二月には京都府勸業場内に舍蜜局を設け、獨逸人ドクトル、ワグネル氏を聘して、理化學を講義して、之を製陶の上に應用することを計れり。十二年十二月琺瑯陶器の顏料製窯を起し、陶窯を築きて大に陶器の發達を助けたり。

是より先、外國貿易の漸次發達するに伴れ、錦光山宗兵衛等明治五年神戸居留地外國人との間に取引を開始し、漸次其の需要の增加するに從ひ、清水五條坂に粟田燒素地を燒始むるに至れり。十八年京都陶器會社の創立あり、佛蘭西リモーヂのフォールより製陶器械を購入し、製品の改良を計れり。十九年五月五條通東五丁目に陶磁器蒐集場を設け、諸陶磁器の標本を陳列して、同業者の縱覽に供し、二十二年十月と二十三年九月とに、組合品評會を催し、事業の發達と技術の進歩とに力を注ぎ、二十九年陶器試驗所を五條坂に設け、製造法には學理を應用し、圖案には意匠を凝らし、以て時好に適合せしめんことを期することゝせり。

清器　清浄の器といふ義

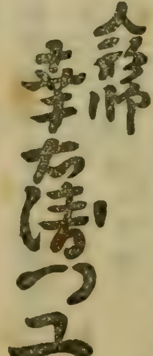
伏見人形



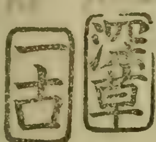
伏見焼

雄略天皇十七年、山城俯見の陶人、陶の清器を造りて、朝廷に進貢せしことあり。是れ伏見焼の起原なり。時は即ち今より千四百三十年前。製する所のものは土器、未だ今日の所謂陶器の體を備へたるものにはあらざりしなり。従て其の陶窯とても、廢絶に歸し、更に傳はらざるなり。

降て千百年、元和元年伏見の人鵬幸右衛門なる者、始めて玩具の土偶人を造る、時人呼んで人形屋幸右衛門といふ。爾來傳へて今日に及び、祭器の工盞、水壺、及び玩弄の人像、禽獸等を製す。其の製古雅、土型を用ひて、表裏各半片を壓作し、焼て後膠を以て兩片を縫合し、着色を施す。所謂伏見人形是れなり。



隣村深草村にも、亦之を製するものあり。深草には利休時代(元祿天正の頃)に、土風呂、火桶、手あぶりなどを製し、時として茶碗、小壺様のものを造りたることあり。何れも雲花焼にて、磨き少し。工人には與九郎、宗三郎などの名人あり。皆印を用ふれど



も、現存するもの稀なり。また土器を燒きたる來歷に就ては、左の記事を以て眞となすに足らんか。

就御尋口上書

一私先祖出生並に伏見へ來住、土細工、燒鹽商賣、職方の儀年歷左に記し奉差上候

先祖出生は播磨何の郡西方村(但郡付不分明姫路より十里許西の由)右先祖は其邊與田村と申所にて住居仕候仍て又平田氏とも申候。

伏見御城御用に付、先祖義文祿二癸巳年播州より伏見田町へ罷越住居仕候。年曆今年迄百五十八年に相成申候。

慶長年中深草山の內、則今の瓦町の地に居所相極り申候。

燒鹽並に花形鹽、同上細工商賣渡世仕候者、右瓦町に住居の節より、不絕仕來り今年迄凡百三十餘年に相成候。

二代目橋兵衞寬永十九壬午年瓦町より海道筋へ出、當宅に住居仕、今年迄凡百五年に相成申候。

禁裏樣　公方樣御居蘇の具、土器細工一式、寬永年中より右御用被仰付、則今大路道三樣へ是迄御吉例の通、一ヶ年も無滯、累代差上來り、今年迄凡百四年に相成申候。

大嘗會御用の儀は、往古より相勤め來り、吉田御家へ累代差上候處、元文三戊午年　禁裏樣にて大嘗會被爲遊御行候節、寬延元戊辰年　禁裏樣にて大嘗會被爲遊

御行候節、右兩度とも御堂上藤浪様へ奉差上候。御即位御用の儀も前々より被爲仰付、先祖より累代不絶相勤來候。

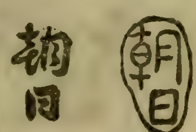
右之通に御座候

寛延二己巳年樋助組直違橋九町目

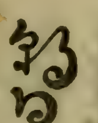
焼物師　樋　兵　衛　印

朝日焼

朝日焼は、遠州時代正保年間に、山城宇治の工人に命じて陶器を作らしめたるに始まる。是れより先、雄略天皇の十七年、伏見の工人と共に、山城内村(今の宇治なり)の工人、清器を調製して、朝廷に進貢したること、史に見ゆれどもその後のことは傳らず。正保中小堀政一の命に依て、陶器を造るや、同地朝日山の麓に窯を開き、高麗御本と稱する陶器に倣ひて、おもに茶碗を製したるものにて、其の肌は淡茶色又は淡青色其の質は粗造なれども、自ら雅致あり。藥下には刷毛目見えて、釉の厚くかゝれる所、最も上作と稱せらる政一の子權十郎政尹、朝日の二字を書し、以て印となし、之を其の工人に與ふ。爾來茶碗、香合、鉢等を製したれども、久しからずして廢絶せり。



朝日



高麗御本　寛永中徳川家光命じて朝鮮陶器を呼んで御本といふ

宇治田原燒

仁孝天皇の御宇、宇治の工人、再び窯を起し、磁器を燒き、稱して朝日燒といひ、復た朝日の印を用ふれども、舊製に及ばざること遠し。

此の地、また田原燒と稱するものあり。世呼んで宇治田原といふ。朝日燒と同じく、正保年間の創始にかゝり、初は茶壺を製し、後には茶碗、水指、花入の類を燒けり。

大和

赤膚焼

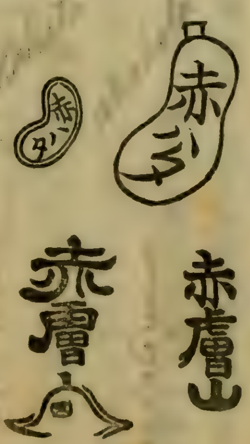
赤膚焼は、遠州時代卽ち正保年間に於て、大和郡山に開かれたる陶窯に始まる。是より先、大和大納言秀長尾張常滑より、與九郎と稱ふる陶工を招き、窯を開きて陶を焼かしめたることありしが、中途廢絶に歸し、多く世に出でざりき。正保中京都の焼物師治兵衞なるもの、此に來りて製陶の道を開き、茶入、茶碗、水差等を作れり。或は曰ふ、野々村仁清京都より來りて、始めて窯を開き、工人に敎へて器物を造らしめたりと。享保年間、郡山の城主柳澤堯山、大に陶業を奬勵し、銘印を遣して、作品に押用せしめたりき、

赤膚焼の特質

當時の陶は、土質白く、釉灰白色にして、その上に黒斑の釉あり長門の萩焼に似たり。爾後傳へて今に至る。

銘印

赤膚焼の銘印に三種あり。赤膚の二字を押せるは最も古く、皆へら彫なり。赤ハダの三字印は堯山公の遺されたるものにて、當時の作品



には皆之を用ひ、赤膚山の三字印は治兵衛の携へ來りし印なり。

鹿背山燒

鹿背山燒は、天保年間大和奈良の近傍なる鹿背山に於て、製する所のものなり。始めて窯を開きしものは、京都の陶工金三郎にて、支那の古染付に傚ひ、又祥瑞の風を摸したるものなりき。後數十年を經て、窯廢絕す。

堯山燒

堯山燒は、郡山の城主堯山公、工人に命じて庭中に窯を築き、茶器を造らしむ。其の作品種々に分れたれども、多くは樂燒にして、加賀の大樋燒に似たり中には赤膚に似たるものもあり。世に現存するもの稀なれども、臺輪に堯山と書せる印を押せり。

砂鍋　茶家にて用ふる灰を盛る器なり

和泉

湊焼

湊焼は泉州堺市の近傍、湊村にて製するものにて、起原頗る古く、僧行基此地の工人に教へて、土器を焼かしめたりと傳ふ。窯形時を追ふて改良したりと雖、其の名を知られたるは、天正中千利休の命を承けて、點茶用の砂鍋を造りたるに始まる。砂鍋は多く素焼にして、輕鬆雪白、質稍々脆しと雖、當時世人の珍賞を受け、今も猶多く世に用ひられ、砂鍋は湊焼を以て第一とせらる。延寶中上田吉左衛門雜種の土器及び焼鹽を製し、一種の產物となり、文政中樂家五代の孫吉左衛門、始めて交趾風の薄滑釉を施し、自ら御室焼と唱ふ。然れども京都の御室焼とは、陶質自ら異り、淡黃色、紅褐色、淺深綠色のものありて稍淡路焼に類し、之に比すれば頗る軟弱なる一種の樂焼なり。今日上田氏絕え砂鍋及び襲釉の法も亦將に傳はらざらんとす。偶々津鹽吉兵衛の此の陶法を繼げるも、世代の變遷に伴ひて、漸次其の法を失ひ、頗る退步を見るに至れるは、遺憾とする所なり。

玄齋燒

陶器莊　今別れて二村となる。其田園、辻ノ、深草、高藏寺は大阪府泉北郡西陶器村となり、其他は同縣東陶器村となる

此の地には又玄齋燒なるものありき。天正中八田玄齋なるもの、千利休好みの爐灰を盛る土器、即ち所謂砂鍋を燒きて、是れ亦賞味されたるものなりしが今日は絶えたり。

和泉陶器の由來と行基燒

和泉名所圖繪に曰ふ、陶器莊は深坂村、田園村、辻ノ村、大村、府久田村、高藏村、岩室村を云。むかし此地にて陶器を多く作り出すゆえ名とす。神代に此所に陶氏の人ありて卽ち陶村の號殘りしなり。又此里の人民、陶器を作りて業とす。三代實錄曰、貞觀元年夏四月二十一日、河内和泉兩國陶を燒く薪を伐る山を爭ふ、朝使左衞門少尉紀今影考定て和泉國とす。今は此事絶て農家ばかりなり、折ふしには土中より陶器出る。予(金森得水)も此地へ赴し時高倉寺の僧侶に掘出したる陶器一つ貰ひ歸る。誠に奇雅にして、古代の相顯然たり。世に行基燒といふ古代の陶器あり、これらをいふか。此地は行基時代より遙に已前の陶器なり。神代よりともいひつべきか(本朝陶器攷證)

これによりて考ふれば、和泉堺附近には、古代既に陶器の業ありしことを知るべく、行基燒の此の地に起りしことも、偶然ならざりしを知るべし。行基の陶器を燒き始めたるは、前記の陶器莊なりといふ説あれど、寧ろ其の隣村八田

八田莊　大阪府泉北郡八田莊村なり

八田焙烙

莊なるが如し。こゝには行基の誕生所として知らるゝ家原寺あり。こゝに所謂行基燒の起りてより、累代陶器を業とするものあり、また其の跡絶えて、新に繼げるものありしが、何れにしても天正年間までは、繼續して陶人ありしものゝ如し。利休時代に於て、八田焙烙の名世に高く、利休之に依て此地に沙鍋を註文せしなるべし。

而して、行基燒は當時素燒一片の土器を作りし陶業に向つて、一大改良を加へたるものにて、旋盤を用ひて、型を作り、陶質また緻密にして潤澤あるものを世に出し、我が製陶術の上に裨益したること、前既に述ぶる所の如し。

菱古山

堺市吾妻橋通りに一窯あり。安政三年安村淺次郎の開く所にして、安村數馬之を承け、吉田正平此に製造せり。而して其の開窯の初めより、安村善十郎之を總管し、近來菱古山と改稱せり。其の原土は阿倍野其の他の粗土を混用して質となし、攝州生瀨の土及び染工の藍澱を調和して、中藥とし、天草石に多量の灰を和したる表釉を施せるものなり。

此の菱古燒に就て一話あり。大阪江戸堀の陶商樋口平兵衛、家名を菱屋と稱

し、十四世の陶商たり。別號を菱古といふ。明治初年支那陶の盛に輸入するを憂ひ、大和五條の窯に托して、支那風の雜器を作らしめたるに、非常の好評を得、爲に輸入を減じたること多し。而して此の製品には、皆菱古の印を押したるを以て、人呼んで菱古燒といふ。後堺の安村善十郎に托して之を製せしむ。亦菱古の印を用ひ、後菱古山とは改めしなり。

高原燒

攝津

攝津の地、陶器を產する所多し。高原燒、難波燒、高津燒、古曾部燒、三田燒など是れなり。而して、今日存する窯にて名あるは、三田燒を第一とし、古曾部燒之に次ぎ、難波燒は數少からざるも著はれず。

高原燒

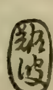
今の大阪市東區小橋町の邊にありたる窯にて、石州時代慶安延寳年間のものなり。器は茶碗、水指などにて、石州切形又は土井大炊頭好みのものなり。都て砂御本、繪御本、吳器、ハンスの類を寫し燒きたるが如し。砂御本の寫しは青き砂の所、藥にて砂の如く造りたるものにて、土の所砂なく、土に光澤なし形と作柄も高麗茶碗に似たれども、品下れり。一說には、京都黑谷の土を用ひて燒きしものともいふ。

難波燒

難波燒は、延寳の頃、大阪高津にて燒き出したるものにて、當時高津燒の稱

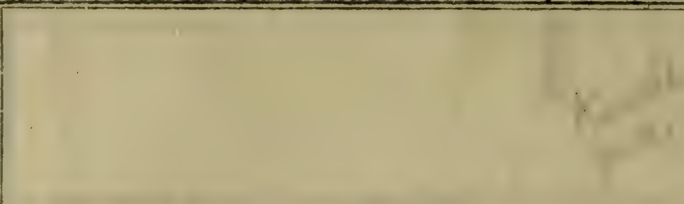


古曾部燒

あり。雜器數品、藥鍋又は釜などあり。後に茶具、茶碗、水指、建水、花生、卓香爐等を造る。土は鼠淺黃にして、藥は淺黃又は黑、靑の薄き染付の畫あり。花生には牡丹、葡萄を描けるもの多し。後分れて難波、今宮等に移り、數窯を開き、難波の印を用ふ。今は多く鉢、皿、茶碗等日用の器具を製せり。

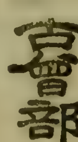
古曾部燒

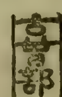
大阪府三島郡磐手村大字古曾部にある窯を古曾部燒といふ。昔僧能因肥後の古曾部より此に來り、手捏せしを始めとなすの說あれども、定かならず。此の地五十嵐信平の祖信平、寬政三年四月陶窯を再興し、其の二世信平に至り、各地の製品を模倣して、稍見るべきものあり。三世即ち今の信平、明治十四五年の交、釉藥の製作を一變し、支那辰砂燒に模擬せる小器を出せり。時に世上文人裝飾の行はるゝに際し、頻に文房の諸器を製したりしと雖、支那の辰砂燒と其の質全く異り、彼れは石器なるに、此れは信樂土に同郡眞上村の土を和合せし粗糙の坏質にして、單に廉價といふに止まり、世の愛賞を博するに至らざりき。今日五十嵐の一窯あるのみ。



三十石船の汁茶碗

古曾部は雜器もの多く、後に茶碗、水指、花生などを出し、何れも古曾部の三字印を用ふ。遠州時代には草字



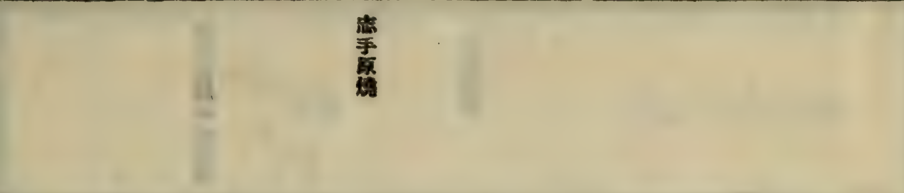


ラ彫のもの名あり。淀川三十石船の汁茶碗などは、今日往々にして見る事を得、京大阪にては、向附などに用ふ。此古曾部の印を與へて、遠州茶具を燒かしめたる事あれども、好成績を得ざりき。古曾部の古品にはへの器内部にコボシ松葉の繪あり。その廻りには、「くらわんかすわぬか月のうるひ汁」などの發句を書けるものあり。數至つて少きものなれども珍品なり。

古曾部燒に類せる粗糙の陶器は、古曾部の隣村、島本村櫻井に之を見る。初代清水寛造、京都の陶工尾形周平の傳を受け、天明二年に開窯し、二代を太左衞門といひ、三代は今の太十郎なり。製品は日用の雜器にして、地方の用に供す。

三田燒

三田青磁は、攝津有馬郡三田町の隣邑、三輪村に產す。天明八年三田町の商神田宗兵衞、陶窯十二を三輪村字狗ヶ鼻に築き、京都肥前等の工人を雇ひ、粗糙なる青華磁器を製せり。享保の初年、同郡香下村砥石谷に、青磁適合の釉料


志手原燒

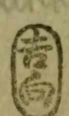
を發見し、また京都より潁川の門人龜祐を聘して、支那古様に擬せる青磁の創製に努む。其の製頗る佳良、是れより三田青磁の名頓に四方に傳播し、竟に本邦青磁中の第一位を占むるに至れり。爾後窯を增し、傍ら青華磁器呉洲風の陶器を製し、頗る盛大を極む。文政の末宗兵衛死し、其の業漸く衰へんとするに當り、領主九鬼氏屢々工人に命じて、支那明代の古青磁を造らしめ、奬勵保護を加へ、宗兵衛の窯は向井喜太夫の手に移りたりしも、嘉永末年廢絕せり。後三田町の田中利右衛門之を慨し、其の窯を購求修理し、安政年間再び青磁を製し、引續き今日に及べるも、良工に乏しきを以て、甚だ振はず、僅に粗品を製して、その田舍間に販ぐのみ。

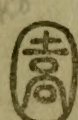
三輪村字志手原に志手原燒あり。寶曆明和の際、小西金兵衛の創始せるものにて、子孫相繼ぎ、以て今日に及べり。昔は頗る繁盛、數十名の陶工を使役したりしも、今日は甚だ振はず。同地の小西藤兵衛、弟小西五郎右衛門の製する赤繪の諸器は、安南の粗器に類し、價廉なるを以て、相應に賣行あり。土を志手原に取り、釉料を同郡中野に取る。

吉向燒

吉向燒の起因

攝津西成郡小島古堤新田、即ち今の中津村に出でし陶器を吉向燒といふ。文化年間陶工治兵衞なるもの、伊豫大洲より甥の與左衞門と共に此地に來り、一小窯を開きて、土瓶類を燒き始めたりしが、時の大阪代官岸本武太夫樂燒類を嗜好し、治兵衞を屋舖に出入せしめ、土器類を註文すること多かりき。治兵衞當時の作品に銘なかりしを見て、武太夫自ら吉向燒の名を附し、將來吉に向ふの意として之が使用を奬めたれば、治兵衞喜んで之を押用したり。後治兵衞善光寺に移り、更に江戸に轉じて、所在不明となりしが、甥の與兵衞その跡を相續し、茶碗、盃、酒次、湯呑、水鉢、菓子鉢、重物などを製して、附近に賣り廣めたりといふ。





吉向燒には華麗精巧の樂燒あれども、雅韻に乏しきを以て、茶家は多く之を用ひず、唯雜器は聲價を保ち、今日猶存續せり。

鑑定備考　日本陶器全書卷之一　終